

2015 年度国別ジェンダー
情報整備調査
ヨルダン・ハシエミット王国
最終報告書

平成28年1月
(2016年)

独立行政法人国際協力機構 (JICA)
国際航業株式会社

基盤
JR
16-093

本報告書は、JICA が国際航業株式会社に委託し、平成 27 年 8 月から 28 年 1 月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

要 約

ヨルダン国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
ヨルダン国における女性の概況
<p>(1) ヨルダン・ハシェミット王国（ヨルダン）は立憲君主制の国家で、国王が大きな権限を持つ。人口増加が続く若い国である。シリア、パレスチナなど地域で発生する多くの難民を受け入れてもいる。近年、経済成長が失速しており、高い失業率が経済的にも社会的にも問題視されている。</p> <p>(2) ヨルダンのジェンダー状況を形作る大きな要因の一つに、アラブ部族制とイスラム教に関連する文化伝統、いわゆる「名誉」と「恥」の文化があり、現在のジェンダー不平等と、女性の資源へのアクセスとコントロールの弱さに結びついている。女性の教育レベルは高いが、エンパワメントには必ずしもつながっていない。</p> <p>(3) 女性の意思決定機構への参画は、クオータ制の影響もあり、近年改善しているが、国際的にはまだ低く分類されている。「女性は結婚して子供を産み育てるべきもの」という社会的規範も根強く、女性の労働参加率は17%程度と低い。就労している女性は「女性にふさわしい」とされる教育や保健医療などの分野に偏っている。</p> <p>(4) ヨルダン女性の資源へのアクセスとコントロールの度合いは概して低く、自ら資産を築くことも困難なため、家庭や社会における交渉力の弱さを招き、エンパワメントの阻害要因となっている。</p>
ジェンダーに関するヨルダン政府の取り組み
<p>(1) 現行のジェンダー政策「ヨルダン女性のための国家政策 2013-2017」では、人間の安全保障の社会的保護、女性の政治的エンパワメントと公共生活への参加促進、女性の経済的エンパワメントを軸として掲げている。</p> <p>(2) 法制度は、近年改善が見られるものの、まだジェンダー平等を達成していない。結婚・離婚、相続、就業や国籍などの分野で、男女の権利は同等でない。</p> <p>(3) 国際的コミットメントとしては、ヨルダンは女子差別撤廃条約（CEDAW）を批准し、北京宣言と行動綱領に参加している。現在、国連安保理決議第1325号に対する国内計画を策定中である。</p>
ナショナル・マシナリー
<p>(1) ジェンダー課題を担当するナショナル・マシナリーは、1992年にCEDAWの批准を受けて設立されたヨルダン国家女性委員会（JNCW）である。</p> <p>(2) JNCWはジェンダー政策の策定や政府内でのジェンダー主流化促進を進め、複数のセクター別政策にジェンダー配慮条項を盛り込んだり、議会の女性議席クオータ制の制定・改正などを達成してきた。</p> <p>(3) しかしながら、JNCWは業務量に比して非常に小さな組織であり、業務の遂行に物理的な困難を抱えている。実行機関でないことから、ジェンダー政策を含む各政策に記載されたジェンダー配慮の実効性を確保する権限は持たない。</p> <p>(4) 他の多くの政府機関にジェンダー担当部署の設置、またはジェンダー担当者が置かれているが、その権限や達成度は様々である。</p>

重点セクターにおけるジェンダー状況
平和構築（シリア向け）分野
<ul style="list-style-type: none"> (1) 2011年以降のシリア危機により、大量のシリア難民がヨルダンに流入しており、現在63万人のシリア難民が北部を中心としたヨルダン各地で避難生活を送っている。 (2) シリア難民はその80%以上が貧困ライン以下の生活を送っていると見られる。男女共に非常に脆弱な状態にあるが、難民女性、特に世帯主である女性は家族を養い、家族と自らの安全を守るに当たり、大きな困難を抱えている。 (3) 特にシリア難民の多い北部地域では、需要の急増のため公共サービス全体に大きな負荷がかかっている。保健医療サービスも例外でない。保健医療サービスの内、リプロダクティブ・ヘルス（RH）サービスにおいては、供給されるサービスの質・量の低下により、ホスト・コミュニティの女性（ヨルダン人）、シリア難民女性のいずれにおいても、健康問題が現れ始め、また不満が高まっている。 (4) 公共サービスの質・量の低下、物価の高騰、職を得るための競争の激化などを要因として、ホスト・コミュニティと難民コミュニティの間の緊張状態が高まっている。これがジェンダー状況にも悪影響を及ぼしており、女性の行動制限の強化などが観察されている。 (5) シリア難民の少女は、多くが貧困や安全の問題から周辺によって早婚させられているとされ、憂慮されているが、詳細な実情はわかっていない。
平和構築（パレスチナ向け）分野
<ul style="list-style-type: none"> (1) ヨルダンでは、発生当初からパレスチナ難民を受け入れており、現在210万人あまりのパレスチナ難民が国内に在住している。これは地域内におけるパレスチナ難民のほぼ40%にあたる。 (2) パレスチナ難民キャンプに居住する難民は、キャンプの外に居住する難民よりも貧困率が高い。ある研究によれば、パレスチナ難民キャンプ在住者の30%以上が、ヨルダンの貧困ライン以下の生活水準にあった。しかしながら、パレスチナ難民キャンプにおける女性の労働参加率は低い。 (3) パレスチナ難民キャンプの人々は、周辺の人々よりも保守的で、ジェンダー規範も強いといわれている。女性は早く結婚して多くの子供を産み、家庭を守るべきであるという考え方が強く、これが女性の低い労働参加率の大きな要因となっている可能性がある。 (4) パレスチナ難民キャンプの女性は、キャンプ外の女性と比較して、暴力を受ける確率が高い。また、夫による妻の行動制限も、キャンプにおいて強い。 (5) パレスチナ難民コミュニティでは、ヨルダンの平均よりも、少女の早婚率が高い。貧困や、関連する経済的・社会的不安が背後にあると考えられる。
障害者支援分野
<ul style="list-style-type: none"> (1) 2007年以降、ヨルダンでは障害者の保護と支援に関する制度整備を進めており、現在「国家障害者問題戦略（フェーズ2）」を施行している。 (2) ただし、障害者の社会的包摂はまだ始まったばかりである。障害、あるいは障害者に対しては社会文化的スティグマが根強く、従来、障害者が社会参加するのは困難

であった。

- (3) この社会文化的スティグマの強さも要因となり、障害者の実情に関しては信頼に足る情報が少なく、全体状況が不明である。
- (4) 障害者は男女を問わず、教育の機会を得にくい。ヨルダンの識字率は98%近いが、障害者では35%以上が非識字者である。女性障害者では非識字率は40%に上る。
- (5) 障害者雇用に関しては、企業に対し障害者雇用を促すクォータ制があるが、現在でも障害者が職を得るのは難しく、多くの障害者が経済参加していない。男性障害者の経済非参加率が74%なのに対し、女性障害者の数値は94%にも上る。詳細な実態は不明ながら、障害者、特に女性障害者が家庭の外の社会から長く「隠されて」きたこと、そのために障害者自身が主体的な行動を起こすことができない状況にあることが背景にあると考えられる。

社会的保護分野

- (1) <保健医療> ヨルダンにおける女性の合計特殊出生率（TFR）は3.5であり、近年ほとんど低下していない。
- (2) <保健医療> 非伝染性疾患（NCD）が社会問題となっている。女性は男性よりも糖尿病による死亡率が高い。関連して、特に肥満が多く、ヨルダンの女性の40%以上が肥満状態にある。
- (3) <GBV> ジェンダーに基づく暴力（GBV）は社会的タブーであり、詳細は不明だが、深刻な状態にあると考えられる。ジェンダー規範として、男性が暴力を通じて男性性を表すのが許される社会であり、これが社会的・経済的不安とあいまって、いわば暴力の連鎖を形作っているのではないかと危惧される。
- (4) <GBV> GBV 被害者に対する保護・支援制度は未だ脆弱である。さらに、社会的タブーであることから、被害者が公的な保護や支援を求めることが少ない。
- (5) <GBV> 早婚が広く行われ、減少の気配がない。ヨルダン人少女の早婚率は、シリア難民・パレスチナ難民の少女と比較すれば低いですが、それでも12-14%に上る。大きな要因の一つとして、結婚について、女性（結婚する女性自身、またその母親）が意思決定権を持っていないことが挙げられる。
- (6) <貧困> 人口のおよそ14%が貧困層である。女性世帯主家庭の多くが貧困にあえいでいるとされるが、具体的な実態は不明である。
- (7) <貧困> 貧困家庭支援においては、国民援助基金（NAF）が主要な役割を果たしている。NAFは女性世帯主家庭の貧困に問題意識を持っているが、具体的に女性を対象としたプログラムは実施していない。

ヨルダンにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

「男性の巻き込み」に関わる具体的経験と教訓の整理・分析と共有

ジェンダー主流化や女性の支援における男性の巻き込みについて、国際的に議論がなされているが、比較的新しい知見であり、国際機関やドナーにおいても試行錯誤の段階にある。こうした中、JICAではヨルダンで、ジェンダー課題に関わる分野での支援における男性の巻き込みに関して、プロジェクト実施を通じた具体的な成果、経験、教訓を有している。こうした具体的な教訓を整理・分析し、今後の類似事業実施に資する資料を策定すること

<p>が望ましい。ヨルダンにおける JICA 事業だけでなく、社会文化構造の近い近隣諸国での事業や、ヨルダンにおける他機関の事業でも大いに活用されうるものとなるのではないだろうか。</p>
<p>「二極化」したジェンダー状況への留意</p> <p>ヨルダンの女性が置かれた状況を概観すると、社会の上層では一定程度のジェンダー主流化と女性のエンパワメントが進みつつあるのに対し、社会的弱者層では課題が非常に多い。いわば、ヨルダンのジェンダー状況は、エリート層と庶民層に「二極化」していると言えることができる。</p> <p>よって、特に社会的弱者層への支援において、ジェンダー主流化と女性のエンパワメントに関わる活動は継続的に注力されるべきである。地道で丁寧な日本の国際協力の強みを生かし、粘り強く介入を続けることが望ましい。</p> <p>また、既に社会進出している女性の多くが公共セクターにいること、しかし管理職レベルではまだ女性の比率が少ないことから、公務員を対象とする研修等において女性を積極的に受け入れるなどの施策を通じ、管理職（候補）女性の能力強化を行い、もって女性のリーダーシップを醸成していく支援にも意義がある。</p>
<p>シリア難民ホスト・コミュニティへの支援の必要性</p> <p>シリア難民を多く受け入れている北部地域などのホスト・コミュニティでは、ヨルダン人・シリア人共に不満が蓄積し、緊張状態が高まっている。この状況がジェンダー状況にも悪影響を与えている。今後のホスト・コミュニティとシリア難民コミュニティの関係維持のためにも、ホスト・コミュニティを対象とする「目に見える支援」が必要とされる段階になっている。こうした支援は、コミュニティ全体への裨益のみならず、ジェンダーという観点からも、女性に対するネガティブ・インパクトの軽減などが期待できる。支援策に当初段階からジェンダーに関わるコンポーネントを取り入れれば、ジェンダー状況改善という意味でも、よりいっそうの効果が見込まれるだろう。</p>
<p>女性（特に社会的弱者層の女性）対象の生計向上対策事業の意義</p> <p>ヨルダンでのジェンダー支援策においては、生計向上支援と、GBV の予防・防護対策を組み合わせることが検討可能であろう。</p> <p>安定し安全な生計手段を持つことは、GBV の予防・防護対策として効果があるとされている。GBV は社会的タブーであることから、政治的社会的文脈のために GBV を表面に押し出しにくい場合にも、生計向上対策事業の一部として取り入れることならば検討できるのではないだろうか。</p> <p>また、複数の稼ぎ手がいる家庭は貧困に陥りにくいという先行研究からの知見を鑑みるに、女性世帯主世帯は当然のことながら、男性の稼ぎ手がいる世帯においても、女性、特に貧困層・社会的弱者層の女性対象の生計向上活動は意義が深いと考えることができる。</p>
<p>(将来的な)民間セクター開発でのジェンダー視点の重要性</p> <p>家庭外就労する女性の多くが公共セクター、中でも「女性にふさわしい」とされる教育・保健などの職についてきたが、公共セクターにおける雇用は飽和状態に達している。今後、女性の社会進出と経済的エンパワメントの促進においては、民間セクターへの就業が重要性を増す。この際、現状で障壁となっている、「女性の教育・資格が『女性らしい』分野に偏っていること」「民間企業における職場環境整備の遅れ」「雇用側における女性労働者の潜在能力に対する否定的な社会通念」などに働きかける支援が重要になるであろう。</p>

社会全体のアウェアネス・レイジングなどと共に、例えば教育分野や職能訓練分野において、女性を対象として、従来の「女性にふさわしい」分野以外の分野に挑戦する方向性の支援を検討することも可能であろう。

国連安保理決議 1325 号—日本国内計画へのコミットメント

2015 年、日本政府は国連安保理決議 1325 号日本国内行動計画を策定した。日本の開発援助事業実施においては、今後、同計画に準拠していくことが求められる。しかし、個々の案件において、個々に準拠すべき内容等を検討するのは煩雑であり、効率が良くないと考えられることから、日本の ODA 全体として、個々の活動が同計画に準拠していく上での必要・重要事項を整理し、チェックリスト的にとりまとめておくことが望ましい。

同計画をヨルダンという文脈で見ると、GBV 対応、男性の巻きこみなど、別途検討している内容のほか、女性の平和構築プロセスへの参画についても配慮が必要となる。これに関しては、紛争や派生する政治社会的混乱に直接の影響を受けているシリア難民、パレスチナ難民、彼らを受け入れるホスト・コミュニティ在住ヨルダン人などを対象とした具体的支援において、女性の主体的行動をはぐくみ、彼女たちがコミュニティレベルでの平和構築にかかわっていけるよう支援することが望ましい。また、多くの女性公務員が難民支援活動にかかわっていることから、女性公務員を研修などを通じて能力強化していくことを通じて、間接的ながら、女性の平和構築への参画を促進することができるであろう。

社会的タブーに関わる分野での長期的視点に立った取り組みの必要性

GBV や障害者問題など、ジェンダー課題として重要ではあるが社会的タブーに関わる分野での取り組みは、具体的な活動内容に明示的に取り入れるのが困難な場合が考えられる。こうした場合には、まず足がかりとして、案件内のコンポーネントの一部（例：研修のトピック）に入れ込むなどの形で働きかけを始めることができるだろう。

さらに、これらの課題においては、まさに社会的タブーであるがために、信頼に足るデータや調査分析が不足している。調査プロジェクトという形での支援を考えることもできる。

どのようなアプローチを取るにしても、直接的な成果が見えにくい分野であり、長期的な取り組みが必要であることを認識すると共に、支援活動の評価に当たっても、通常のプロジェクト等とは異なる指標や評価手法を取り入れることが検討できれば望ましい。

略 語 表

略 語	英 語	日 本 語
3RP	Regional Refugee and Resilience Plan	地域難民・回復計画
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
C/P	Counterpart(s)	カウンターパート
DOS	Department of Statistics	(ヨルダン)統計局
DPA	Department of Palestinian Affairs	(ヨルダン外務省)パレスチナ局
ESCWA	the Economic and Social Commission for Western Asia	西アジア経済社会委員会
FHH	Female-headed Household(s)	女性世帯主家庭
FP	Family Planning	家族計画
GBV	Gender-based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GEM	Gender Empowerment Measure	ジェンダー・エンパワメント測定
GGGI	Global Gender Gap Index	グローバル・ジェンダー・ギャップ指標
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
GNI	Gross National Income	国民総所得
HCD	Higher Council for Affairs of Persons with Disabilities	障害者問題高等評議会
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HDR	Human Development Report	人間開発報告書
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HPC	Higher Population Council	高等人口評議会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JNCW	The Jordanian National Commission for Women	ヨルダン国家女性委員会
JOD	Jordan (Jordanian) Dinar	ヨルダン・ディナール(ヨルダンの通貨名)
JPFHS	Jordan Population and Family Health Survey	ヨルダン・人口と家族保健調査
JPRS	Jordan Poverty Reduction Strategy	ヨルダン貧困削減戦略
JRP	Jordan Response Plan	ヨルダン対応計画
MHH	Male-headed Household(s)	男性世帯主家庭
NAF	National Aid Fund	国民援助基金
NCD	Non-communicable Disease(s)	非伝染性疾患
NRP	National Resilience Plan	ヨルダン国家回復計画
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
RH	Reproductive Health	リプロダクティブ・ヘルス
TEC	Training and Employment Centre	職業訓練・雇用センター
TFR	Total Fertility Rate	合計特殊出生率
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連高等難民弁務官事務所

UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East	国連パレスチナ難民救済事業機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VAW	Violence against Woman / Women	女性に対する暴力
VHC	Village Health Centre	村落保健センター
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

地图



Base 803051AI (C00697) 4-04

出典: http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/jordan_physio-2004.jpg

目 次

要 約
略 語 表
地 図

1	基礎指標.....	1
1.1	社会経済関連指標	1
1.2	教育関連指標	2
1.3	保健医療関連指標	3
1.4	ミレニアム開発目標指標	5
1.5	ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）	6
2	ヨルダンにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	8
2.1	ヨルダンにおける女性の概況.....	8
2.2	ジェンダーに関するヨルダン政府の取り組み.....	20
2.3	ナショナル・マシナリー	27
3	重点セクターにおけるジェンダー状況	30
3.1	平和構築（シリア向け）分野	30
3.2	平和構築（パレスチナ向け）分野.....	41
3.3	障害者支援分野	46
3.4	社会的保護分野	53
4	JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓	65
4.1	パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ2）	65
4.2	障害問題アドバイザー/シリア難民障害者支援.....	70
4.3	シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト	73
5	国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業	78
6	ヨルダンにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点	79
6.1	「男性の巻き込み」に関わる具体的経験と教訓の整理・分析と共有.....	79
6.2	「二極化」したジェンダー状況への留意.....	79
6.3	シリア難民ホスト・コミュニティへの支援の必要性.....	80
6.4	女性（特に社会的弱者層の女性）対象の生計向上対策事業の意義.....	81
6.5	(将来的な)民間セクター開発でのジェンダー視点の重要性	82
6.6	国連安保理決議 1325 号—日本国内計画へのコミットメント	83
6.7	社会的タブーに関わる分野での長期的視点に立った取り組みの必要性.....	84
7	ジェンダー課題関連機関/組織リスト.....	85
8	用語・指標解説	86
9	参考文献.....	88

1 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

国際開発指標

年	人間開発指数 (HDI)		ジェンダー開発指数 (GDI)		参照
	指数(値)	順位	指数(値)	順位	
2013	0.745	77	0.842	130	<1>
2007	0.773	86	0.760	80	<2>
年	ジェンダー・エンパワメント測定 (GEM)		ジェンダー不平等指数 (GII)		参照
			指数(値)	順位	
2013	0.745		77	0.842	130
2007	0.773		86	0.760	80

人口指標

年	人口		都市人口		参照
	総合	女性比率	都市人口	女性比率	
2014	6,607,000	48.7%	1,147,703	N/A	<3>
2008	5,786,000	48.3%	1,089,875	N/A	<3>
年	年平均人口増加率	男女別世帯主世帯比率		参照	
		男性世帯主世帯	女性世帯主世帯		
2012	2.2%	89.7%	10.3%	<3>	
2005	2.2%	87.1%	12.9%	<3>	

経済指標

年	一人当たり国民総所得 (GNI)	国際総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数	ODA 受入額 (GDP 比)	贈与受入額 (GDP 比)	参照
2013	\$4,940	2.8%	5.6%	33.7(2010)	4.2%	N/A	<3>
2008	\$3,530	7.2%	19.9%	32.6(2008)	3.3%	N/A	<3>

部門別公共支出 (対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用・福祉	農業	国防	参照
2012	4.7%	5.1%	N/A	N/A	0.7%	<3>
2009	4.1%	4.3%	N/A	N/A	0.7%	<3>

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2014	8.3%	28.8%	62.9%	<3>
2009	72.2%	33.1%	59.7%	<3>

労働指標

年	労働参加率(15-64歳)(%)		失業率(%)		最低賃金 (月額)	参照
	男性	女性	男性	女性		
2013	69.6%	16.4%	10.5%	22.1%	\$266 (2014)	<3><4>
2008	70.6%	15.7%	10.0%	25.0%	N/A	<3>

産業別労働人口

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2013	2%	20%	78%	<5>
2007	2.7%	20%	77.4%	<6>

グローバル・ジ
 ェンダー・ギャ
 ップ指標

2014年総合順位		134/142	
経済活動への参加と機会		2014年順位	参照
総合		134/142	<7>
労働参加における男女比		139/142	<7>
同一労働における賃金の男女比		74/142	<7>
推定所得の男女比		137/142	<7>
議員、上級官僚、管理職における男女比		119/142	<7>
専門職、技術職における男女比		111/142	<7>

1.2 教育関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

教育制度

ヨルダンの教育システムは2年間の幼稚園、10年間の基礎教育、2年間の中等教育を経て高等教育にいたる。基礎教育は義務教育とされている。

成人識字率

年	総合	男性	女性	参照
2012	97.89%	98.44%	97.37%	<8>
2007	92.20%	95.49%	88.90%	<8>

初等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2012	98.44%	99.29%	97.55%	97.11%	97.87%	96.32%	<8>
2007	102.54%	104.41%	103.31%	94.68%	N/A	N/A	<8>
年	修了率			参照			
	総合	男子	女子				
2011	93%	94%	92%	<3>			
2006	101%	100%	102%	<3>			

中等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2012	101.82%	86.64%	89.05%	N/A	N/A	N/A	<8>
2007	100.42%	91.63%	95.12%	N/A	N/A	N/A	<8>
年	修了率（前期中等教育） ¹			参照			
	総合	男子	女子				
2012	90.30%	N/A	N/A	<3>			
2007	80.60%	N/A	N/A	<3>			

技術・職能教育

年	総生徒数／女子比率		参照
	総生徒数	女子比率	
2011	25,076	38%	<3>
2006	32,330	35%	<3>

高等教育

年	総就学率			参照
	総合	男子	女子	
2012	46.61%	43.40%	49.92%	<8>
2007	41.17%	39.10%	43.35%	<8>

¹ ここでの「前期中等教育」とはデータ出所における定義。

グローバル・ジ
 ェンダー・ギャ
 ップ指標

教育の習得	2014 年順位	参照
総合	134/142	<7>
識字率の男女比	69/142	<7>
初等教育における純就学率の男女比	104/142	<7>
中等教育における純就学率の男女比	1/142	<7>
高等教育における純就学率の男女比	1/142	<7>

1.3 保健医療関連指標

<> 数字は章末の「基礎指標 出典」番号

出生時平均余
 命 (歳)

年	男性	女性	参照
2013	72	76	<3>
2008	72	75	<3>

保健医療労働
 力

年	医師数(人口 1,000 人当たり)	看護師数(人口 1,000 人当たり)	参照
2010	2.558	4.049	<9>
2005	2.264	3.056	<9>

リプロダクテ
 イブ・ヘルス

年	妊産婦死亡率 (対 100,000 出生)	合計特殊出生率	避妊実行率 (15-49 歳)	産前検診受診率 (最低一回)	参照
2012	59.0/100,000	3.3	61.2%	99.1%	<3>
2007	59.0/100,000	3.6	57.1%	98.8%	<3>
年	出/助産専門技術者 立会いによる出産	平均初婚年齢	青年期(15~19 歳)女子に よる出産率 (1,000 人当たり)	参照	
2012	99.6%	24.7 (2009)	26.0	<3><10>	
2007	99.1%	N/A	24.9	<3>	

乳児・5 歳未満
 児死亡率
 (対 1,000 出生)

年	乳児死亡率(対 1,000 出生)			参照
	総合	男児	女児	
2015	15.4	16.2	14.4	
2010	17.8	18.8	16.7	
年	5 歳未満児死亡率(対 1,000 出生)			参照
	総合	男児	女児	
2015	17.9	18.9	16.9	<3>
2010	20.8	21.9	19.7	<3>

ワクチン接種
 率 (1 歳児)

年	はしか	三種混合	BCG	ポリオ
2014	98%	98%	96% (2012)	98% (2012)
2009	95%	98%	N/A	N/A
年	Hep B	HiB	参照	
2012	98% (2012)	98% (2012)	<3><11>	
2009	N/A	N/A	<3><11>	

栄養状態

年	低体重児比率 (5 歳未満児における 比率)	成長阻害児比率 (5 歳未満児における比 率)	ヨード欠乏症	下痢症治療率(5 歳 未満児の下痢症に 対し、ORS パケット ² 受領の比率)	参照
2012	3.0	7.8	N/A	20.4	<3>
2009	1.9	8.3	N/A	19.8 (2007)	<3>

² ORS=Oral rehydration salts、経口補水療法用補液(医療知識を持たない人も簡単に治療が可能)を作る簡易パケット。

安全な飲料水
 及び改善され
 た衛生施設利
 用人口（全人口
 に対する％）

年	安全な水へのアクセス	改良衛生施設へのアクセス	参照
2012	96%	98%	<12>
2000	97%	97%	<12>

HIV/AIDS

年	妊婦検診を受診した女性にお ける HIV 感染率	15-49 歳 HIV 感染率 (%)			参照
		総合	男性	女性	
2013	N/A	N/A	N/A	N/A	-
2007	N/A	N/A	N/A	N/A	-

グローバル・ジ
 ェンダー・ギャ
 ップ指標

保健・生存	2014 年順位	参照
総合	134/142	<7>
出生時の男女比	94/142	<7>
健康寿命の男女比	134/142	<7>

1.4 ミレニアム開発目標指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

目標 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅 <13><14>		2002	2008
ターゲット 1.A: 2015 年までに 1 日 1.25 ドル未満で生活する人口の割合を 1990 年の水準の半数に減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> 1 日 1.25 ドル(購買力平価)未満で生活する人口の割合 貧困ギャップ比率 国内消費全体のうち、最も貧しい 5 分の 1 の人口が占める割合 	3.8%	0.75%
ターゲット 1.B: 女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてディーセント・ワークの提供を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> 就業者 1 人あたりの GDP 成長率 労働年齢人口に占める就業者の割合 1 日 1 ドル(購買力平価)未満で生活する就業者の割合 総就業者に占める自営業者と家族労働者の割合 	N/A 34 N/A N/A	N/A 34.5 N/A N/A
ターゲット 1.C: 2015 年までに飢餓に苦しむ人口の割合を 1990 年の水準の半数に減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> 5 歳未満低体重児の割合 カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合 	4.4%	1.9%
4.4%			N/A
目標 2: 普遍的な初等教育の達成 <13><14>		2001	2008
ターゲット 2.A: 2015 年までに、全ての子どもがジェンダーの区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 初等教育における純就学率 第 1 学年に就学した生徒のうち初等教育の最終学年まで到達する生徒の割合 15~24 歳の男女の識字率 	92.0 %	109%
		98.8%	16.2%
		98.8 %	6.4%
目標 3: ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワメント <13><14>		2001/02	2008/09
ターゲット 3.A: 可能な限り 2005 年までに、初等・中等教育におけるジェンダー格差を解消し、2015 年までに全ての教育レベルにおけるジェンダー格差を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 非農業部門における女性(賃金)労働者の割合 国会における女性議員の割合(下院) 	98.3%	109%
		20%	16.2%
		5.8%	6.4%
目標 4: 乳幼児死亡率の引き下げ <13><14>		2002	2009
ターゲット 4.A: 2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 1990 年の水準の 3 分の 1 に削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 5 歳未満児の死亡率(1000 人当たり) 乳幼児死亡率 はしかの予防接種を受けた 1 歳児の割合 	27/1,000	28/1,000
		22/1,000	23/1,000
		95.2%	103%
目標 5: 妊産婦健康の改善 <13><14>		2005	2010
ターゲット 5.A: 2015 年までに妊産婦の死亡率を 1990 年の水準の 4 分の 1 に削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦死亡率 医師・助産婦の立ち会いによる出産の割合 	41.4/100,000	19/100,000
		98.6%	99%
ターゲット 5.B: 2015 年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。	<ul style="list-style-type: none"> 避妊具普及率 青年期女子による出産率 産前ケアの機会 家族計画の必要性が満たされていない割合 	55.8%	59.3%
		4.3%	4.7%
		98.6%	98.8%
		11%	11%
目標 6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 ³ <13><14>		2003	2008
ターゲット 6.A: HIV/エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> 15~24 歳の HIV 感染率(15~49 歳データ) 最後のハイリスクな性交渉におけるコンドーム使用率 HIV/エイズに関する包括的かつ正確な情報を有する 15~24 歳の割合 10~14 歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率 	N/A	N/A
		55.8%	N/A
		72%	N/A
		N/A	N/A
目標 7: 環境の持続可能性確保 ⁴ <13><14>		2001/02	2009
ターゲット 7.C: 2015 年までに安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。	<ul style="list-style-type: none"> 改良飲料水源を継続して利用できる人口の割合 改良衛生施設を利用できる人口の割合 	97%	97%
		60.1%	60.1%

³ 関連深いターゲット・指標のみ抜粋。

⁴ Ibid.

1.5 ジェンダー関連情報(女性の政治参加、条約、法律等)

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	
2014	12%	0.13%	-	N/A	N/A	N/A	<15>
2008	8%	0.17%	-	N/A	N/A	N/A	<15>

ジェンダー関連国際条約・宣言の署名および批准

署名年	批准年	条約・宣言
1980	1992	女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW))
1995		北京宣言並びに行動綱領 (Beijing Declaration and Platform for Action)

ジェンダー平等および女性の保護のための法律・政策

年	法律
2008	家庭内暴力保護法 (Law for Protection from Domestic Violence)
2011	地方自治法 (Amended Municipalities Law)

ジェンダーに関する国家政策

年	政策
2013	ヨルダン女性のための国家戦略 (National Strategy for Jordanian Women 2013-2017)

ナショナル・マシナリー

設置年	組織名
1992	ヨルダン国家女性委員会 (Jordanian National Commission for Women)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指標

政治的エンパワメント	2014年順位	参照
総合	134/142	<8>
国会議員の男女比	107/142	<8>
大臣の男女比	98/142	<8>
過去50年間の元首在任年数の男女比	64/142	<8>

基礎指標 出典

- <1> Human Development Report 2014, UNDP: <http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2014> (accessed: 1/Nov/2015)
- <2> Human Development Report 2007/2008, UNDP: http://hdr.undp.org/sites/default/files/reports/268/hdr_20072008_en_complete.pdf (accessed: 1/Nov/2015)
- <3> Jordan: World Development Indicators, World Bank: <http://data.worldbank.org/country/jordan> (accessed: 1/Nov/2015)
- <4> Country Reports on Human Rights Practices for 2014, Bureau of Democracy, Human Rights and Labor, United States Department of State: <http://www.state.gov/documents/organization/236818.pdf> (accessed 1/Nov/2015)
- <5> CIA World Factbook: Jordan: <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/jo.html> (accessed 9/Jan/2016)
- <6> Jordan Labor Stats: Nation Master: <http://www.nationmaster.com/country-info/profiles/Jordan/Labor> (accessed 1/Nov/2015)
- <7> Global Gender Gap Report, World Economic Forum: <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2014/economies/#economy=JOR> (accessed: 29/Oct/2015)
- <8> UNESCO Institute for Statistics: <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryname=166> (accessed: 26/Oct/2015)
- <9> Global Health Observatory data repository, WHO: <http://apps.who.int/gho/data/node.main.A1444> (Accessed: 29/Oct/2015)
- <10> Age at first marriage- Female by country, Quandl: <https://www.quandl.com/collections/demography/age-at-first-marriage-female-by-country> (accessed: 29/Oct/2015)
- <11> Jordan: Statistics, UNCEF: http://www.unicef.org/infobycountry/jordan_statistics.html (accessed 6/Jan/2016)
- <12> UNICEF & WHO Water and Sanitation Data Tables (2014) downloadable at: <http://data.unicef.org/water-sanitation/water> (accessed: 17/Jun/2015)
- <13> The Millennium Development Goals Jordan Report 2004. <http://www.arab-hdr.org/publications/other/undp/mdgr/jordan-nmdgr-04e.pdf> (accessed: 1/Nov/2015)
- <14> Second National Millennium Development Goals Report Jordan 2010. <http://www.arabstates.undp.org/content/dam/undp/library/MDG/english/MDG%20Country%20Reports/Jordan/2010%20en.pdf> (accessed: 1/Nov/2015)
- <15> Women in National Parliaments, IPU: <http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif011214.htm> (accessed: 1/Nov/2015)

2 ヨルダンにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 ヨルダンにおける女性の概況

＜概要＞	
(1)	ヨルダン・ハシェミット王国（ヨルダン）は立憲君主制の国家で、国王が大きな権限を持つ。人口増加が続く若い国である。シリア、パレスチナなど地域で発生する多くの難民を受け入れてもいる。近年、経済成長が失速しており、高い失業率が経済的にも社会的にも問題視されている。
(2)	ヨルダンのジェンダー状況を形作る大きな要因の一つに、アラブ部族制とイスラム教に関連する文化伝統、いわゆる「名誉」と「恥」の文化があり、現在のジェンダー不平等と、女性の資源へのアクセスとコントロールの弱さに結びついている。女性の教育レベルは高いが、エンパワメントには必ずしもつながっていない。
(3)	女性の意思決定機構への参画は、クオータ制の影響もあり、近年改善しているが、国際的にはまだ低く分類されている。「女性は結婚して子供を産み育てるべきもの」という社会的規範も根強く、女性の労働参加率は17%程度と低い。就労している女性は「女性にふさわしい」とされる教育や保健医療などの分野に偏っている。
(4)	ヨルダン女性の資源へのアクセスとコントロールの度合いは概して低く、自ら資産を築くことも困難なため、家庭や社会における交渉力の弱さを招き、エンパワメントの阻害要因となっている。

＜ヨルダンの社会経済状況＞

東西南北をイラク、サウジアラビア、シリア、イスラエル及びパレスチナ自治区に囲まれたヨルダン・ハシェミット王国（以下ヨルダン）は1946年に独立を果たした立憲君主制の国家で、国王は国家元首、軍の最高司令官として大きな権限を有する。現国王のアブドゥラー2世・イブン・アル・フセイン国王は、国民の生活レベル向上を最優先課題とし、各方面での改革に自ら深く関与している⁵。

面積は8.9万平方キロメートルで、北海道とほぼ同じ大きさである。人口は約660万人（2014年）であり、人口増加率は2.3%（2014年）である⁶。人口の自然増に加え、パレスチナやイラクからの難民、またその他の国からの移住者が増えたこともあり、1961年の統計人口に比べ7倍近くに増えている。また、近年はシリア難民も多く流入しており、その数は2015年末現在で約63万人である⁷。パレスチナ難民の最大の受入国であり、全人口の約7割がパレスチナ系住民と言われる⁸。また、30歳未満の人口が70%という「若い」国である⁹。民族的にはアラブ民族が98%、宗教的にはイスラム教徒が97.2%と、大勢を占めている¹⁰。

⁵ JICA (2015a), <http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html> (accessed 30/Nov/2015)

⁶ *Ibid.*, <http://data.worldbank.org/indicator/> (accessed: 30/Nov/2015)

⁷ <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107> (accessed: 24/Dec/2015)

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jordan/data.html#section1> (accessed: 30/Nov/2015)

⁹ JICA (2015a), <http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html> (accessed 30/Nov/2015)

¹⁰ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/jo.html> (accessed 01/Dec/2015)

世界銀行の基準では高中所得国に、JICAの基準では中進国に分類されている¹¹。経済は、海外からの投資や観光収入への依存度が高く、外的要因に対して脆弱であり、水とエネルギーの恒常的不足という構造的弱点を抱えている¹²。1人あたりGNIは5,160米ドル(2014年)、1人あたりGDP成長率は3.1パーセント(2014年)¹³である。2000年代半ばにはGDP年平均成長率が約8%と順調な伸びを見せていたが、2008年の世界的金融危機の影響、2010年からの「アラブの春」に伴う地域の政情不安定化、隣国のシリアにおける紛争による貿易や観光収入の低迷などにより、経済成長は減速した¹⁴。失業率は2000年代から10%を超える水準で推移しており¹⁵、特に30歳未満の若年層失業率が15%を超えている¹⁶ため、特に若年層の雇用対策が、社会的にも経済生産性という意味でも大きな課題である¹⁷。

産業構造としては、農業はGDP全体の3.8%、鉱工業も29.8%にとどまり、経済の主力は観光業などのサービス部門で、66.4%を占める(2014年)¹⁸。さらに、約60万人のヨルダン人が湾岸諸国を中心とする外国で働いていると見積もられ、彼らの海外送金が国際収支を支えている¹⁹。

ヨルダンの初等教育就学率は98%を超え、成人識字率も男女とも97%以上である。ヨルダンの教育レベルは世界銀行基準における²⁰高中所得国平均、また近隣諸国と比較しても高いと言えるが、現在の課題は、より質の高い教育を広め、経済界のニーズに合致する人材を送り出すこととされている²¹。次頁に初等教育修了率におけるヨルダン、高中所得国平均、近隣諸国平均を示す。

ヨルダンは親欧米国であり、かつアラブ諸国の中でも穏健派に属しているため、アラブ・イスラムの伝統様式に西洋的価値観と制度を融和させることが、国家として存続する重要な課題の一つとなっている。

¹¹ <http://data.worldbank.org/country/jordan> (accessed 30/Nov/2015)

¹² JICA (2015a)、<http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html> (accessed 30/Nov/2015)

¹³ <http://data.worldbank.org/country/jordan> (accessed 30/Nov/2015)

¹⁴ JICA (2015a)

¹⁵ 「非公式」失業率は30%とも言われる。(<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/jo.html> (accessed 01/Dec/2015))

¹⁶ 15-24歳失業率を29.3%とする推計も存在する。(<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/jo.html> (accessed 01/Dec/2015))

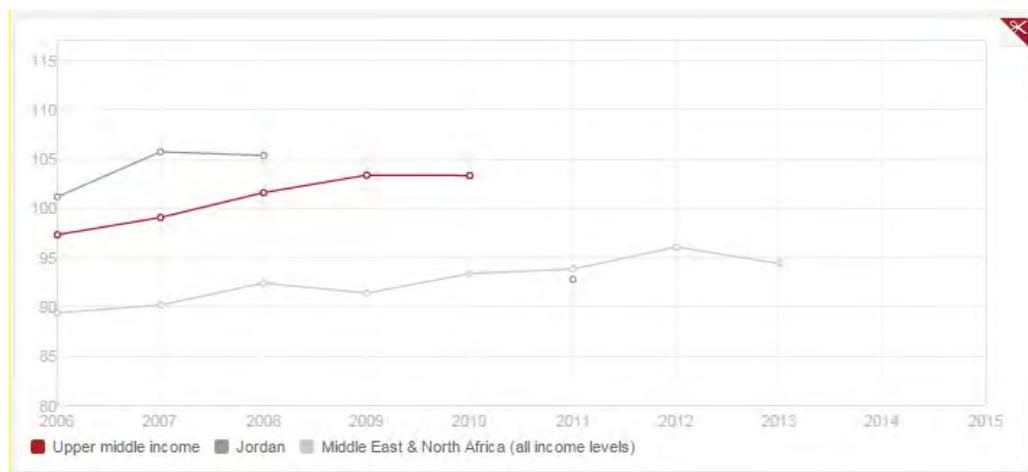
¹⁷ JICA (2015a)

¹⁸ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/jo.html> (accessed 01/Dec/2015)

¹⁹ <http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html> (accessed 01/Dec/2015)

²⁰ 国際比較のために、ここではJICA基準(中進国)でなく世界銀行基準(高中所得国)を使用する。

²¹ <http://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html> (accessed 6/Nov/2015)



出所: World Bank²²

図 2.1.1: 初等教育修了率(ヨルダン、高中所得国、中東・北アフリカ諸国)

<ヨルダンにおける女性の状況の概要>

ヨルダンでは、アラブ地域特有の社会文化（部族制、イスラム教、「名誉」と「恥」の文化）に関わるジェンダー不平等と社会規範、資産や資源のコントロールやアクセスの弱さから来る家庭内・社会内での交渉力の弱さなどが、高い教育水準にもかかわらず、女性のエンパワメント、社会進出の促進を阻害している。

UNDP の 2014 年人間開発報告書によると、ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index、GII）の算定された 187 カ国の内、ヨルダンは 101 位（GII 値は 0.488）であった²³。GII は、かつてのジェンダー開発指数（Gender Development Index、GDI）とジェンダー・エンパワメント測定（Gender Empowerment Measure、GEM）の教訓を生かして開発されたもので、「リプロダクティブ・ヘルス（reproductive health、RH）」、「エンパワメント（empowerment）」、「経済的地位（economic status）」の 3 分野から評価される。GII において、RH は妊産婦死亡率と若年層出産率、エンパワメントは女性国会議員比率と 25 歳以上の何らかの中等教育を受けた男女の比率、経済的地位は 15 歳以上の男女の労働参加率から算出される²⁴。

GII は、値が小さいほどジェンダー平等が進んでいることを示す。アラブ諸国の GII 平均値は 0.546 であり、ヨルダンはこの中では比較的ジェンダー平等が進んでいるとも言えるが、世界各国を地域別に見ると、アラブ諸国の GII はサブサハラアフリカ諸国と並んで世界で最も高い（最もジェンダー不平等が著しい）地域である。

²² <http://data.worldbank.org/indicator/SE.PRM.CMPT.ZS/countries/XT-JO-ZQ?display=graph> (accessed 01/Dec/2015)

²³ 以下、GII についての記述は、別途特定しない限り UNDP(2014a)による。

²⁴ <http://hdr.undp.org/en/content/gender-inequality-index-gii> (accessed 10/Dec/2015)

表 2.1.1: 地域別 GII 平均値

地域	GIИ 平均値
欧州並びに中央アジア諸国	0.317
東アジア並びに太平洋州諸国	0.331
ラテンアメリカ並びにカリブ海諸国	0.416
南アジア諸国	0.539
アラブ諸国	0.546
サブサハラアフリカ諸国	0.578

出所: UNDP (2014a)

また、同報告書の主要指数である人間開発指数 (Human Development Index、HDI) と GII を比較すると、ヨルダンの HDI は 77 位なので、国全体としての開発状況に比較して、ジェンダー平等が進んでいないことがわかる。このように、HDI に比べて GII の値が良くないという傾向は、アラブ諸国、特に湾岸諸国に共通して見られる特徴である。以下に、近隣諸国とヨルダンの比較を示す²⁵。

表 2.1.2: 2014 年ジェンダー不平等指数 (GII)、ヨルダン並びに近隣諸国

	GIИ ランク ²⁶	HDI ランク ²⁷	妊産婦 死亡率 ²⁸	若年層 による出 産率 ²⁹	国会議 員女性 比率 ³⁰	女性中 等教育 履修 率 ³¹	男性中 等教育 履修率	女性 労働参 加率 ³²	男性 労働参 加率
アラブ首長国連邦	43	40	12	27.6	17.5	73.1	61.3	46.6	91.0
チュニジア	48	90	56	4.6	25.8	32.8	46.1	25.1	70.6
サウジアラビア	56	34	24	10.2	19.9	60.5	70.3	18.2	75.5
オマーン	64	56	32	10.6	9.6	47.2	57.1	28.6	81.8
トルコ	69	69	20	30.9	14.2	39.0	60.0	29.4	70.8
レバノン	80	65	25	3.1	3.1	38.3	38.9	22.8	70.5
アルジェリア	81	93	97	25.8	25.8	20.9	27.3	15.0	71.9
ヨルダン	101	77	63	26.5	12.0	69.5	78.5	15.3	66.2
イラン	109	75	21	31.6	3.1	62.2	67.6	16.4	73.1
シリア	125	118	70	41.6	12.0	29.0	38.9	13.4	72.7

出所: UNDP (2014a)

ヨルダンは、女子教育において、より HDI の高い国々に引けを取らないが、国会議員女性比率や労働参加率が低い。RH では、この地域全般に言えることであるが、若い女性の出生率が高い³³。同じくジェンダー平等の進展についての国際比較指標に、世界経済フォーラム (World Economic

²⁵ 表 2.1.2 では、紙数の制限から、中東・北アフリカ諸国の内、ヨルダンと比較的 HDI 数値の近似した国を選択した。

²⁶ HDI 並びに GII の算出された世界 187 か国中の順位。2013 年。

²⁷ 同上。

²⁸ 100,000 出生あたり。2010 年。

²⁹ 15-19 歳の女性 1,000 人あたり。2010-2015 年。

³⁰ 女性議員の比率 (%)。2013 年。

³¹ 25 歳以上の人口において、何らかの中等教育を受けている比率 (%)。2005-2012 年。右項、男性についても同様。

³² 15 歳以上の人口における比率 (%)。2012 年。右項、男性についても同様。

³³ RH については下記 3.4 で具体的に論じる。

Forum) によるグローバル・ジェンダー・ギャップ指標 (Global Gender Gap Index、GGGI) がある³⁴。GGGIは「経済活動への参加 (Economic Participation and Opportunity)」、「教育の習得 (Educational Attainment)」、「保健・生存 (Health and Survival)」、「政治的エンパワメント (Political Empowerment)」の4分野から評価され、「経済活動への参加」では男女の労働参加率、賃金格差、所得格差、管理職や専門職に就く女性の割合、「教育の習得」では識字率、初等・中等・高等教育への男女の就学率、「保健・生存」では出生時の男児に対する女児の割合、平均余命 (男性に対する女性の平均余命)、「政治的エンパワメント」では女性国会議員の割合、女性大臣の割合、女性国家元首が在任した年数から算出されるため、より詳細な相对比较が可能である。

2014年のグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書で、ヨルダンは142か国中134位の低い順位に甘んじた³⁵。ヨルダンを含む中東・北アフリカ諸国のランキング比較 (全体並びに各分野) を以下に示す。

表 2.1.3: 2014 年 GGGI 中東・北アフリカ諸国ランキング

	全体	経済活動への参加	教育の習得	保健・生存	政治的エンパワメント
イスラエル	65	90	49	96	49
クウェート	113	106	76	134	137
アラブ首長国連邦	115	123	83	132	96
カタール	116	101	94	136	140
チュニジア	123	130	107	129	82
バーレーン	124	126	90	132	116
オマーン	128	128	96	91	139
エジプト	129	131	109	57	134
サウジアラビア	130	137	86	90	117
モーリタニア	131	129	130	80	77
モロッコ	133	135	116	122	98
ヨルダン	134	140	74	127	119
レバノン	135	133	106	62	141
シリア	139	142	101	37	126
イエメン	142	138	140	117	138

出所: World Economic Forum (2014)

表 2.1.3に見られるように、この地域では、イスラエルを除きいずれもランキングは非常に低い。特徴的なのは、「経済活動への参加」がイスラエル以外の全ての国で100位以下であり、「政治的エンパワメント」も軒並み低いことである。一方、「教育の習得」と「保健・生存」は国によってかなりばらつきがある。ヨルダンは特に、「教育の習得」分野での順位はかなり高いが、そ

³⁴ 以下、GGGIについての記述は、別途特定しない限り、World Economic Forum (2014)による。

³⁵ ちなみに、ヨルダン以下最下位(142位)までのランキングは、ヨルダン、レバノン、コートジボワール、イラン、マリ、シリア、チャド、パキスタン、イエメンである。

れ以外の三分野、特に経済活動への参加が非常に低いことが特徴と言える。以下の各節で、こうした特徴に関するヨルダン特有のジェンダー事情を考察する。

＜女性の意思決定機構への参加＞

女性の政治的エンパワメントにおいては、上述のように、国際比較ではまだ遅れを取っているものの、近年状況は改善されてきている。背景には、ヨルダンにおいて政治的にも社会的にも大きな影響力を持つ王室(特に現国王ならびにバスマ王女³⁶)の意向があると考えられることができる³⁷。

2015年9月時点で、閣僚28名中5名(17.8%)、上院議員75名中9名(12%)、下院議員150名中18名(12%)が女性である。この内、王により任命される上院では、女性議員数は1997年の40名中3名(7.5%)から現在の12%に上昇した。選挙により選ばれる下院議員では、選挙法(Electoral Law)により女性議員クォータがあり、2000年代初頭の5%から、2012年改正で10%に増加した。選挙結果では、2012年時点で13人当選(10.8%)、2013年選挙で18人当選(12%)と、若干ながらクォータを上回った³⁸。地方議会選挙にも女性クォータがあり、20%だったクォータが2011年に25%に改正された。2013年の選挙結果では、35.9%の女性議員が誕生している³⁹。

しかしながら、法定クォータを上回ってはいても、現在の女性議員数はまだ「クリティカル・マス」に達しておらず、女性の視点による政治的・法的意思決定を実現させるには不足である⁴⁰。さらには、クォータのおかげで当選した女性議員の多くが、まだ経験と技量に改善の余地が多く、議会においてジェンダー課題に切り込むことができているだけでなく、次の選挙で議席を維持できるかどうか疑問だという厳しい意見もある⁴¹。

議会以外の分野でも女性の進出は徐々に進んでいる。政党における女性比率は、2005年に6.8%だったが2012年には33%に上昇した。裁判官は、1995年にはゼロだったが2015年現在は18%、大使を含む外交官は2000年に3.8%だったが2015年現在は18.4%に増加した。ただし、ヨルダン社会の法治に大きな影響力を持つシャリア法廷(イスラム法廷)や憲法裁判所にはまだ女性裁判官はいない⁴²。

このように、近年のヨルダンはトップレベルでの女性の進出を促進する環境にある一方で、実務レベルで意思決定する立場にある女性はまだまだ多くない。伝統的に、教育を受けた女性の多くが(民

³⁶ 前国王(フセイン国王)の妹、現国王(アブドゥラー2世)の父方の叔母にあたる。1970年代以来、人間開発(human development)、ジェンダー平等、子供の保護、福祉などの活動に積極的に携わっている。

³⁷ JNCW (2015a)、ならびに Center For Women's Studies, The University of Jordan での面接による。

³⁸ JNCW (2015a)、Quota Project (2014)

³⁹ JNCW (2015a)、
<http://jordan.unwomen.org/en/what-we-do/women-leadership-role-and-political-participation/initiative2>
(accessed 19/Nov/2015)。法制度については下記 2.2 も参照。

⁴⁰ JNCW (The Jordanian National Commission for Women、下記 2.3 参照)での面接による。

⁴¹ UN Women 面接による。

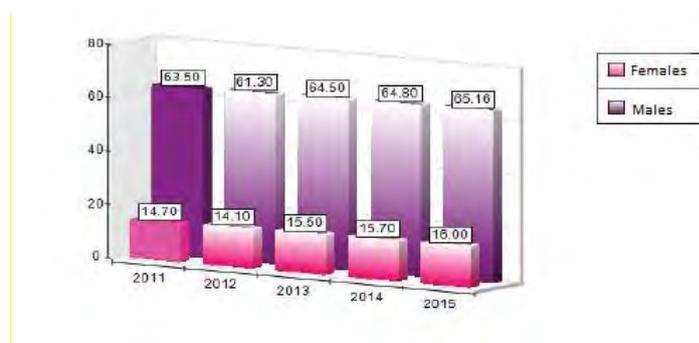
⁴² JNCW (2015a)、並びに JNCW での面接による。

間企業と比べて女性がアクセスしやすい) 公務員職についてきており⁴³、公務員の女性比率は5割に近い⁴⁴が、管理職における女性比率は29%、部長や局長といったハイレベルでは6.9%にとどまっている⁴⁵。

民間企業での女性の進出に関しては、包括的かつ最近のデータの入手が困難であるが、2015年に発表されたILOの国際比較調査報告書では、ヨルダンのトップ企業50社の内、14社で取締役の女性が存在すると報告されている⁴⁶。セクターとしてはこの14社は銀行業(Banking)とサービス業(Service Industry)に集中していた。また、同報告書に引用された2006年の世界銀行企業調査(Enterprises Survey)によれば、ヨルダン企業で女性がオーナーシップ(の一部)を持っている会社は13.1%だった⁴⁷。しかし、ヨルダンの管理職("Manager at all level")における女性の比率は5.1%にとどまり、128か国中106位であった⁴⁸。公務員と同様、トップレベルではある程度の女性の参画が見られるが、実務レベルの意思決定者としての女性の存在感は薄い。

<高い教育レベル、低い労働参加>

上述の国際比較でも見られるように、ヨルダン女性は全体として教育レベルが高いが、経済活動への参加がそれに比例せず、非常に不活発である。表2.1.3に見られるように、概して女性の家庭外就労に否定的なジェンダー規範の強いアラブ諸国の中でも、内戦という異常事態にあるシリアを除けば最も女性の労働参加が進んでいない⁴⁹。2013年のデータによれば、労働参加率は男性が69.6%なのに比べ、女性はわずか16.9%であった⁵⁰。この傾向は、下図2.1.2に示すとおり、ヨルダン経済の成長が停滞しているここ数年、ほとんど変化していない。



出所: JNCW (2015b)

図 2.1.2: ジェンダー別労働参加率の変遷

⁴³ 次項も参照。

⁴⁴ 国家公務員(Central Government Employees)においては、女性比率が46%に及んでいる(UNDP 2012)。

⁴⁵ JNCW 面接。

⁴⁶ ILO (2015)

⁴⁷ *Ibid.*

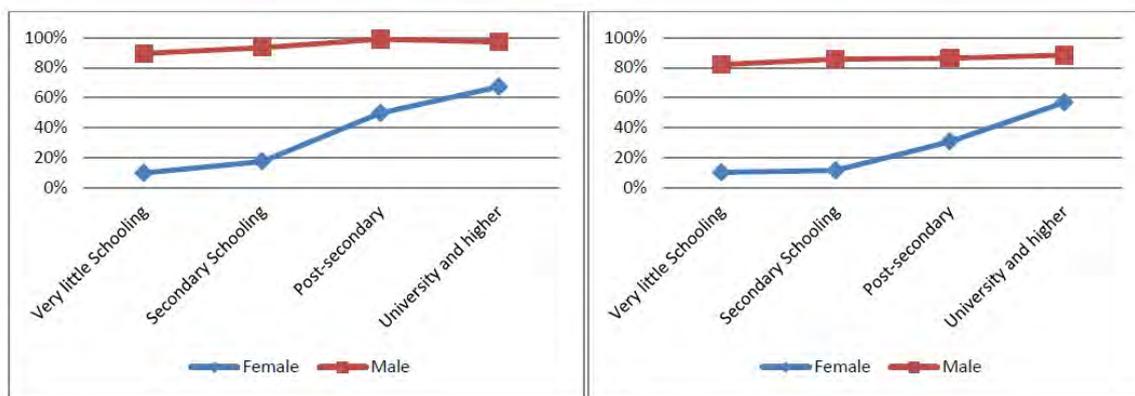
⁴⁸ ただし、この調査で使用されたヨルダンのデータは2004年のものなので、最新の情勢は変化している可能性がある(ILO (2015))。

⁴⁹ World Bank (2014)も参照。

⁵⁰ <http://data.worldbank.org/country/jordan?display=grap> (accessed 11/Nov/2015)

女性の労働参加率が低い要因は多岐にわたる。通奏低音となるのは、ヨルダンをはじめアラブ地域全体で根強い社会文化的なジェンダー規範、「女性は、特に結婚した女性は、家庭外就労などせずに家庭を守り、子供を育てるべきである」という意識である⁵¹。社会文化的に女性は結婚するのが当然と考えられており⁵²、2012年の全国調査によれば、49歳までに結婚歴のない女性は8%のみであった⁵³。

ただし、全てのヨルダン女性が一律に「専業主婦」志向なわけではない。労働参加率は、教育レベルによって大きく異なる。



出所: World Bank (2013)⁵⁴

図 2.1.3: 2010年・学歴別労働参加率(15-29歳) 図 2.1.4: 2010年・学歴別労働参加率(30-64歳)

このように、教育の高い層とそうでない層によって、女性の労働参加率には非常に大きな違いがある。この傾向は年齢層が違ってほぼ一定である（一方、男性では年齢層・教育レベルのいずれによっても、ほとんど違いがない）。事実上、どの程度教育を受けるかによって、将来家庭外就労をするかどうか決定される状況である。ただし、大学レベルの高等教育を受けた層であっても、6割しか労働参加していない（4割は就労を考えていない）ことも指摘しておきたい。これは、上述のジェンダー規範を背景にするものではないかと考えられる。

また、同じくジェンダー規範、社会通念として、女性はフルタイムで働いていたとしても、「妻・母」としての役割と仕事は完全にこなすことが求められる⁵⁵ため、「職業人」と「妻・母」のいずれかを選択せざるを得ない女性も相当数存在するものと思われる。関連して、保育サービスが

⁵¹ World Bank (2013, 2014)、JNCW (2015a)

⁵² 未婚の成人女性は「オールドミス」(spinster)として、キャリアや教育など本人の達成に関わらず哀れみの対象になることもある。例えば以下を参照。<http://www.thenational.ae/news/world/middle-east/unmarried-women-do-not-want-pity> (accessed 22/Dec/2015) 近隣諸国でも似通った社会通念が根強い。例えば以下を参照。<http://www.patheos.com/blogs/mmw/2012/07/the-problem-of-spinsterhood-in-the-gulf/> (accessed 22/Dec/2015)

⁵³ Ipsos International (2013a)。同報告書によれば、最初の出産年齢は平均24歳であった。

⁵⁴ 使用されたデータは Jordan Labour Market Panel Survey (2010)である(World Bank (2013))

⁵⁵ JNCW 面接。

非常に手薄であり、特に小さな子供がいる女性は仕事に就きづらい⁵⁶。

さらに、「女性にふさわしい (appropriate) 仕事・職業」についての社会通念も、女性の労働参加を妨げる一因である。業種として「女性にふさわしい」のは教育、保健、ソーシャル・ワークといった、伝統的ジェンダー規範上の女性の役割（妻、母、ケアテイカー）と関連の深い仕事である⁵⁷。こうした業種が公共セクターに多いことに加え、公共セクターの職業は安定しており、労働時間も民間より短く、医療保険や産休などの制度が整っていることから、多くの女性が公務員を志向する。結果、女性労働者の44%が公務員である⁵⁸。

逆に言えば、民間企業での就業は、不安定性、労働時間の長さ、制度の不備、さらには性的なものを含むハラスメントの存在などから敬遠される⁵⁹。一方、民間企業側（雇用側）も、基本的通念として「女性は男性より生産性が低い」と考えているのみならず、女性は企業の求める技術や資格⁶⁰を持っていない、体力がない、残業してくれない、産休などを与えなければならない、といった理由から女性労働者を雇用したがるらないため、民間セクター労働者における女性比は15%弱にとどまっている⁶¹。技術や資格における需給のミスマッチとしては、高等教育を受ける女性の大多数が人文科学を専攻するのに反し、民間企業が必要とするのは主に自然科学系のバックグラウンドだという点が明らかになっている⁶²。生産性成長率 (productivity growth) が高い財務 (finance) や鉱業 (mining) の女性労働者は非常に少ない⁶³。

次に失業率について検討する。労働参加率と同じく2013年のデータによれば、男性の失業率10.5%に対し、女性のそれは22.1%であった⁶⁴。家庭外就労しようとする女性が6人に1人程度なのに対し、この内の5人に1人以上が失業しているという状況である。この傾向も、労働参加率と同様、ここ数年ほとんど変化が見られない。

⁵⁶ World Bank (2014)、JNCW 面接。

⁵⁷ World Bank (2013, 2014)

⁵⁸ World Bank (2013)。しかし、国家経済が停滞する中、公共セクターでの職は既に減少傾向にある (World Bank (2014))。

⁵⁹ World Bank (2013)

⁶⁰ 近年並びに近い将来のヨルダン経済において、資格取得労働者・熟練労働者の吸収業種として有望なのは、製薬(化学)、金融仲介、情報コミュニケーション技術、メディカル・ツーリズムなどである (World Bank (2013))。

⁶¹ UNDP (2013)、World Bank (2013, 2014)

⁶² World Bank (2013)

⁶³ World Bank (2013)

⁶⁴ <http://data.worldbank.org/country/jordan?display=grap> (accessed 11/Nov/2015)

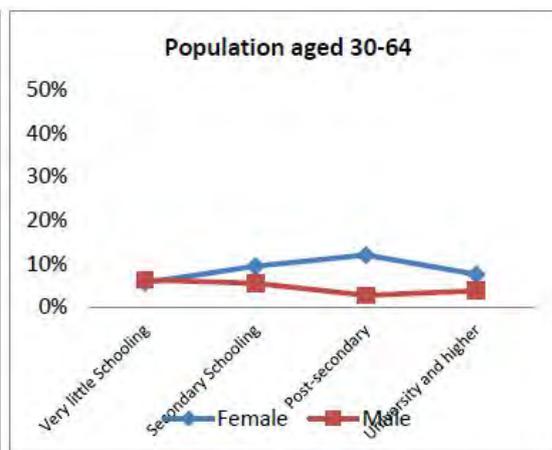
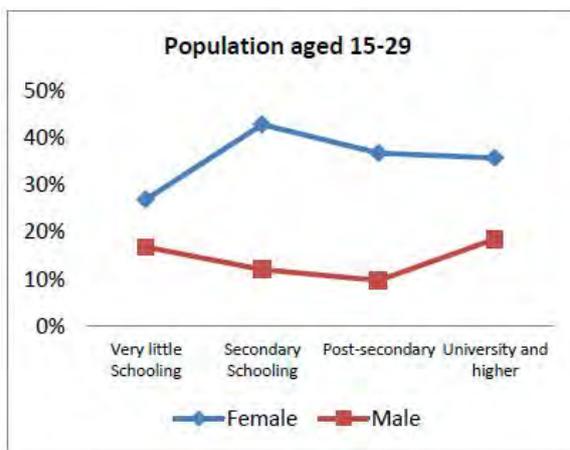


出所: JNCW (2015b)

図 2.1.5: ジェンダー別失業率の変遷

労働参加率と同じく年齢層と教育レベル別に失業率を見ると、労働参加率とは異なり、年齢層によって明確な相違が現れる。

下図 2.1.6、2.1.7 に示すように、女性の高い失業率は、ほとんどが若い層によるものである。しかも、教育レベルが高くても失業率は高い。大学卒業レベルの求職者であっても、15-29 歳では 40% 近くが職を見つけられないのである⁶⁵。この背景には、女性が志向する公共セクターの就職は既に飽和状態にあること、そして、企業が求める技術・資格・教育的バックグラウンドが、女性の多くが専攻する人文科学ではないことが考えられる⁶⁶。



出所: World Bank (2013)⁶⁷

図 2.1.6: 2010 年・学歴別失業率(15-29 歳)

図 2.1.7: 2010 年・学歴別失業率(30-64 歳)

<女性の資産と“交渉能力”>

ヨルダン女性は概して、資産を含む経済的資源へのアクセスという面で非常に脆弱である⁶⁸。

⁶⁵ World Bank (2013)

⁶⁶ World Bank (2013, 2014)、JNCW 面接。

⁶⁷ 使用されたデータは Jordan Labour Market Panel Survey (2010)である(World Bank (2013))

個人的な資産形成については、上項のように就労女性が非常に少ないため、自らの収入で資産を増やすことが難しい。職に就いている場合も、賃金に男女格差がある（男性の平均賃金は民間セクターで女性の1.24倍、公共セクターでも1.17倍）だけでなく、公共セクター・民間セクターとも、女性の定年は男性よりも早い（公務員男性の定年は60歳だが、女性は55歳）ため、男女が生涯に受け取る賃金にはかなりの差額が発生する⁶⁹。しかも、社会的規範として、女性の収入や資産を管理・コントロールするのは男性（夫や父親）である⁷⁰。

個人所有の資産の中で大きな部分を占める土地所有について見ると、法的に男女差の規定はないが、女性の土地所有率は低い（下図2.1.8）⁷¹。ヨルダンの個人所有地の内、所有者が女性なのは3～10%程度であり⁷²、女性が所有する土地は面積が小さいことが多い⁷³。



出所: World Bank (2013)

図 2.1.8 男女の土地所有率

土地所有の男女差について、要因の一つは相続である。法的には、女性も一定の相続権がある⁷⁴が、実態としては土地・資産を相続するのは男性であるべきだという社会的プレッシャーから、女性は法的相続権を行使しない・できないで血縁の男性に権利を譲ることが非常に多く⁷⁵、北部イルビッド (Irbid) 県で行われた調査によれば、対象となった女性の76%が「相続を放棄した」と回答した⁷⁶。相続者は男性であるべき、という社会的通念の背景には、一族の資産としての土地を守ろうという家族主義/部族主義がある。土地所有者が女性である場合、その女性が結婚する

⁶⁸ OECD (2014)、World Bank (2013)

⁶⁹ World Bank (2013)

⁷⁰ World Bank (2013)、Center for Women's Studies, The University of Jordan 面接。

⁷¹ JNCW (2015a)、World Bank (2013)

⁷² <http://www.fao.org/economic/es-policybriefs/multimedia0/female-land-ownership/en/> (accessed 23/Oct/2015)、World Bank (2013)

⁷³ OECD (2014)

⁷⁴ しかし、女性が保有する相続権は男性より小さい。詳細は下記 2.2 を参照。

⁷⁵ OECD (2014)、World Bank (2013)

⁷⁶ UNDP (2013)

と、土地が他の一族（婚家）の手に渡ってしまうからである⁷⁷。この社会的プレッシャーは、特に村落部に著しく、男性に相続させるために、親が息子に生前贈与で土地を与えることもある⁷⁸。

女性が所有する土地のほとんどは、このようなプレッシャーを乗り越えて相続で入手したものである。女性は独自の収入のなさから購入資金を用意できないだけでなく、女性が自分の名前で土地を購入することは社会規範的に「普通でない」（out of social norm）⁷⁹とされている。

こうした状況から、多くの場合、女性が自らの個人資産として所有権を持つのは結婚時の婚資（典型的には宝飾品）だけであるが、それすらも夫に管理されることがある⁸⁰。

土地以外の経済的資源へのアクセスを見ると、公的な金融サービス、特に銀行など公的財務機関からの借入（ローン）へのアクセスでは、法的にジェンダー差別はないが、実際には女性は差別されることが多いと言われている⁸¹。マイクロファイナンスは女性にアクセス可能であり、借り手の9割が女性とも言われている⁸²が、女性の経済的エンパワメントという意味で、目に見える効果を生んでいない。その大きな要因は、借り手が女性であっても、実質的に借りたお金がコントロールするのが男性（夫、父親）であることが多いからである⁸³。

ジェンダー平等と資産の関係を調査した国際比較によれば、資産（asset）が少ないこと、様々な資源へのアクセスがないことは、社会内/家庭内での交渉能力（いわゆる「バーゲニング・パワー」）や発言力のなさに直結する⁸⁴。ヨルダン女性は資産の所有、アクセス、コントロールのいずれをも持っていないことが多いため、交渉能力が低く、それがためにさらにコントロールが遠のき、資産が持ちづらくなるという悪循環に陥っていると考えることができる。

⁷⁷ World Bank (2013)

⁷⁸ OECD (2014)

⁷⁹ World Bank (2013)

⁸⁰ World Bank (2013)

⁸¹ 例えば、女性がローンを借りようとする夫からの保証を要求されることがある(World Bank (2013))。

⁸² OECD (2014)

⁸³ Center for Women's Studies, The University of Jordan 面接。

⁸⁴ Doss *et al.* (2008)

2.2 ジェンダーに関するヨルダン政府の取り組み

<概要>
(1) 現行のジェンダー政策「ヨルダン女性のための国家政策 2013-2017」では、人間の安全保障の社会的保護、女性の政治的エンパワメントと公共生活への参加促進、女性の経済的エンパワメントを軸として掲げている。
(2) 法制度は、近年改善が見られるものの、まだジェンダー平等を達成していない。結婚・離婚、相続、就業や国籍などの分野で、男女の権利は同等でない。
(3) 国際的コミットメントとしては、ヨルダンは女子差別撤廃条約（CEDAW）を批准し、北京宣言と行動綱領に参加している。現在、国連安保理決議第 1325 号に対する国内計画を策定中である。

<ジェンダーに関する国家政策>

ヨルダンのジェンダーに関する国家政策の中核となるのは「ヨルダン女性のための国家戦略（National Strategy for Jordanian Women）2013-2017」である。同戦略では以下の3点を「軸（Axis）」として掲げる。

- ①人間の安全保障と社会的保護（Human Security and Social Protection）
 - ②女性の政治的エンパワメントと公共生活への参加促進（Political Empowerment of Women and Participation in Public Life）
 - ③女性の経済的エンパワメント（Economic Empowerment of Women）
- ①で具体的分野・ターゲットグループとして挙げられているのは：教育、保健医療、女性に対する暴力（Violence against Women、以下VAW）、環境・気候変動と女性、基本的ニーズの充足と特別なチャレンジ（食糧安全保障、住居の確保、障害のある女性、高齢女性）である。②では：国会・地方議会議員や行政組織内だけでなく、民間企業や企業団体、市民社会組織における意思決定組織での女性参加の促進、③では：女性の労働参加・雇用の促進、女性企業家のエンパワメント、自宅労働・インフォーマル・セクター雇用女性のエンパワメント、貧困女性支援、家族の稼ぎ手である女性の支援、が注力分野として掲げられている。

基本的に、数値目標等は設定されていないが、②に関してだけは、全ての政策策定・意思決定レベルにおける女性の参画を30%にまで引き上げたいとしている。ただし、これは将来的目標であって、本戦略実施期間（2017年まで）に達成すべきものとの規定はない。

また、これらの分野での女性のエンパワメント進展のために、(a)女性のエンパワメントを支援するコミュニティ文化、(b)メディア、情報技術、コミュニケーション、(c)国家行政・政策・施策・予算へのジェンダー統合、(d)女性のエンパワメント分野における組織強化、を分野横断軸（Cross-cutting Axes）として採用し、これらが常に上述①～③軸に関する施策に統合されなけれ

ばならないとしている⁸⁵。

＜その他ジェンダー関連法律・政策＞

〔憲法〕

ヨルダンの憲法では第6条で国民の同等を謳い、人種・言語・宗教による差別を禁じているが、男女の平等には触れていない。また、女性の労働に関し、いくつかのセクターでの就労、夜間の労働を禁じている⁸⁶。

〔ジェンダーに関わる法制度についての概況〕

ヨルダンで女性に選挙権が認められたのは1974年である。国内法には、女性差別的な条項が存在しており、政府はこうした条項の撤廃・変更を国連人権委員会と合意している。近年複数の法改正で状況は漸進しているが、まだ完全な法的男女平等は達成されていない⁸⁷。

〔人事法〕

結婚、離婚や相続などに関わる規定は人事法（Personal Status Law、2010年改正）に定められている。ジェンダー関係に関わる主な条項には以下のようなものがある⁸⁸。

- シャリア法廷（イスラム法廷）において、男性1人の証言は、女性2人の証言と同等の重みを持つ。
- 法的に認められる結婚は宗教的結婚（religious marriage）のみである。婚姻可能な年齢は男女ともに18歳だが、総合的な便益（General interests）があればシャリア法廷によってそれ以下の年齢の結婚が認められる（「総合的便益」の詳細な規定はなされていない）。ただし15歳未満の婚姻はいかなる場合も認められない。
- 男性18歳、女性30歳までの間、男性の血族である保護者（guardian）によって、教育や居住地を監督され管理される。
- 女性は結婚する場合、上記男性保護者の許可を得なければならず、この保護者が同席しない限り女性の結婚契約は成立したと見做されない。男性は本人の出席だけでよい⁸⁹。
- 夫は妻を一方的に離婚することができる。妻が離婚したい場合はシャリア法廷に訴え、複雑な手続きを経る必要がある。また、協議離婚においては、妻は持参金や将来の財政的権利を

⁸⁵ JNCW (2015b)

⁸⁶ World Bank (2013)、Jordanian Women's Union (2012)

⁸⁷ JNCW (2015a、2015c)、UN Women (2014a)、OECD (2014)

⁸⁸ 以下、法制度に関しては、別途記載のない限り、JNCW (2015a、2015c)、OECD (2014)、World Bank (2013)、UNDP(2013)、Jordanian Women's Union (2012)による。

⁸⁹ 実態として結婚契約は男性同士で交わされるが、本規定はこの実態を法的に容認していると見ることができる。

手放す必要があるなど、女性に不利な規定が認められている。

- 子供の法的親権者 (legal guardian) は父親である。夫婦が離婚した場合、法的親権者は自動的に父親とされる。母親が得るのは子が 15 才または思春期になるまでの物理的養育権 (physical custody) のみである。子供が 15 才または思春期に達すると、どちらの親と暮らすかを選択する権利を持つ。離婚した女性が再婚した場合はそれ以前の婚姻で生まれた子供の親権を喪失する。
- 相続権はシャリア法により細則が定められているが、親から子への相続の場合は、娘の相続権は息子の 1/2 である。ムスリム男性と結婚した非ムスリム女性は、改宗しない限り、夫から相続する権利を持たない。
- 労働する権利について、既婚女性の場合、職が合法であり、夫の承認があれば、職に就くことができる。夫の承認なしに職に就くには、結婚時の契約 (marriage contract) に「夫の承認の有無に関わらず職に就くことができる」という条項があることが必要である⁹⁰。

【民法】

民法 (Civil Code) の規定では、土地所有や財政的契約締結・財政的サービス (銀行ローンなど) を受ける権利、土地以外の財産を保有・管理する権利において男女は同等である。ただし、社会実態としては女性に不利な状況である⁹¹。

【刑法】

刑法 (Penal Code) でジェンダー課題に関わる主な規定において、問題点が指摘されているものに、レイプについての条項、性的ハラスメントについての条項があげられる。まず、レイプは犯罪と規定されるが、配偶者間レイプは犯罪と見なされない。また、レイプ加害者が被害者と結婚することに合意すれば加害者は告発を免れる⁹²。結婚は男性側並びに女性の男性保護者によって取り決められる (上記「人事法」参照) ため、被害者がこの「解決策」に納得しているかどうか確かめる術がない。多くの場合、被害者は、自らの家族からの暴力を恐れ、「恥」を感じ、また相当なプレッシャーを受けるため⁹³、この「解決策」に合意せざるを得ないと報告されている。性的ハラスメントについては、刑法によって罰することはできるが、犯罪として明文化はされていない。

⁹⁰ ただし、ヨルダン女性は通常この条項の存在を知らず、結婚契約にこの条項が入ることはまれである。仕事をすることを主張して離婚につながった場合に女性に不利であると批判されている (Jordanian Women's Union (2012))。

⁹¹ Un Women (2014a)

⁹² この規定はヨルダンの市民社会はもとより、国連人権委員会含む国際社会からも撤廃が求められている (UN Women 面接、JNCW (2015a))

⁹³ 上記 2.1 ならびに下記 3.4 も参照。

【家庭内暴力法】

2008年に制定された家庭内暴力法（Law for Protection from Domestic Violence、通称 Domestic Violence Law）は加害者の24時間以内の拘留、被害者の保護を定め、この種の法律としてアラブ地域で初のものとして評価されているが、以下のような側面で改善の余地がある⁹⁴。

- 家庭内暴力を「被害者の自宅の中で起きる暴力」と、非常に狭く定義している。
- 一方で、VAWを明確に定義していない。
- 被害者の保護よりも、加害者と被害者の間の和解（reconciliation）に重きを置いている。

【労働法】

労働法（Labour Code）において、雇用における男女差別を禁止した規定、同一労働同一賃金に関する規定はなされていない。妊娠した女性には10週間の100%有給の産休が認められる⁹⁵。また、「20人以上の既婚女性を雇用する雇用者は、被雇用者の4歳以下の子供（10人以上いる場合）の保育場所を確保すべきである⁹⁶」と規定されているが、現在この条項がかえって雇用主の女性雇用回避を招いてしまっている⁹⁷。職場の性的ハラスメントを禁止する条項はあるが、被害者が労働契約破棄または損害補填を求めることができるのは、雇用主によるハラスメント被害の場合のみで、雇用主以外（同僚等）からの被害に関する規定はされていない。

【社会保障法】

2004年に制定された社会保障法（Social Security Law）により、失業保険、母性保険（maternity insurance）が創出され、また中小企業の女性労働者や専業主婦も社会保障システムに加入することができるようになった⁹⁸。しかし、年金受給開始年齢（定年）が男性60歳、女性55歳と規定されていることは、女性にとって高齢時に仕えるお金が実質的に少なくなるという点で、女性にとって不利であると考えられる⁹⁹。

【公務員規則】

公務員規則（Civil Service Regulations）では、既婚の男性被雇用者は自動的に家族手当を受給できるが、女性は寡婦であるか、夫が障害等で就労できないか、あるいは本人が家族を扶養していることを証明できない限り家族手当の受給資格がない。

⁹⁴ 法的な規定の内容と平行して、社会に対する同法の周知が足りないことを憂慮する声もある（UNDP 2012）

⁹⁵ 市民社会は、父親産休（paternity leave）の規定の盛り込みを求めている（Jordanian Women's Union (2012)）

⁹⁶ UNDP (2013)

⁹⁷ JNCW 面接。

⁹⁸ JNCW (2015a)

⁹⁹ World Bank (2013)

【所有者法】

所有者法 (Law of Owners) によれば、寡婦が亡夫から相続した財産は、その女性が再婚した場合保有権利を喪失する。

【国籍法】

国籍法 (Nationality Law) の規定によれば、ヨルダン人男性と結婚した非ヨルダン人女性は (男性の反対がない限り) 自動的にヨルダン国籍が与えられる。しかし、ヨルダン人女性と結婚した非ヨルダン人男性の場合、ヨルダン国籍を得るためにはヨルダンでの投資、永続的にヨルダンに在住する意思の表示などの条件が課せられる。このため、ヨルダン人妻は外国籍の夫のために反復して労働許可を取る手続きをするなどの必要がある。

子供については、父親がヨルダン人ならば子供は自動的にヨルダン国籍を与えられる。母親がヨルダン人の場合は、父親がわからないか、または無国籍である場合を除き、自動的に子供がヨルダン国籍を得ることはない。この場合、子供にヨルダン在住権が与えられないので、両親 (母親) は人道的配慮を理由として子供のヨルダン在住権を申請しなければならない。在住権申請手続きは複雑で、永続的でないので、子供が教育の機会を喪失する、成人後選挙権がないなどの問題が発生している。これについては、内務省 (Ministry of Interior) がこうした国籍がない子供の公共サービスへのアクセスを改善するように指示したところだが、まだ法改正には至っていない。

【パスポート法】

パスポート法 (Passport Law) は 2013 年に改正され、問題視されていた「パスポートの発行に夫または父親の書面認可が必要である」とする条項が撤廃された¹⁰⁰。しかし現在も、父親は子供が国を離れるのを拒否する権利を有している。

【選挙法】

選挙法 (Electoral Law) では下院議会における女性議員のクオータを定めている¹⁰¹。近年、複数回にわたって改正され、女性議員クオータが漸増してきた。現在は、2012 年の同法改正に従い、150 議席中 15 議席が女性に割り当てられている。地方議会に関しても地方自治体法

(Municipalities Law) によって女性議員クオータが定められており、現在は 2011 年の同法改正によって、25%の議席が女性議員に割り当てられている¹⁰²。

¹⁰⁰ この規定は女子差別撤廃条約 (CEDAW) の「政府は男性と女性に住む場所の自由と移動の自由を保障する」(15 条) に違反するとして市民社会から批判されていた (Jordanian Women's Union (2012))。下記 [女子差別撤廃条約] の節も参照のこと。

¹⁰¹ 上院議員は王によって任命される。

¹⁰² JNCW (2015a)、Quota Project (2014)

[法律の不在：性的ハラスメントの規制に関わるあいまいさ]

性的ハラスメントを禁止する特定の法律はない。刑法により罰することは可能だが、性的ハラスメントを犯罪として明文化してはいない。労働法にて職場における一部の性的ハラスメントについては禁止されているが包括的でなく（上記「労働法」参照）、また職場以外（公共の場など）でのハラスメントについては法規制がない。

<国際条約批准等の状況>

[女子差別撤廃条約]

ヨルダンは1980年に女子差別撤廃条約（The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW）に署名し、1992年に批准したが、いくつかの条項の遵守については保留している¹⁰³。特に批判を浴びていたCEDAW第15条の「政府は男性と女性に住む場所の自由と移動の自由を保障する」については、2009年に保留を取り消した¹⁰⁴。

[北京宣言及び行動綱領]

1995年の第四回世界女性会議には、バスマ王女を団長とする代表団が出席し、北京宣言及び行動綱領へのコミットメントに加盟した¹⁰⁵。その後5年ごとにそれぞれ進捗報告を提出している¹⁰⁶。

[国連安保理決議第1325号]

本報告書作成時点で、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号（2000年）に関わる国内行動計画（ドラフト）が作成されており¹⁰⁷、政府内で議論されている¹⁰⁸。

同ドラフトでは主要点として以下の3点を掲げている。

- ①女性の権利を拡張し、法による女性の保護を保証することで、意思決定プロセス、平和構築、紛争予防・対応への参画を促進する。
- ②政策や各種施策の計画・実施にジェンダー視点を統合し、女性と少女の人権を守り、あらゆる形態の暴力から保護する。
- ③女性の参画が持続的発展、キャパシティの拡張とパートナーシップにもたらす重要性について社会の意識を高め、安保理決議1325号実施に関する行政機関と市民社会組織の協働と協調を促

¹⁰³ https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-8&chapter=4&lang=en (accessed 10/Dec/2015)

¹⁰⁴ OECD (2014), Amman Center for Human Rights Studies
(<http://www.achrs.org/english/index.php/arab-and-international-mainmenu-46/arab-and-international/142-participate-in-the-debate-on-the-cedaw-in-jordan.html>) (accessed 8/Nov/2015))

¹⁰⁵ <http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/> (accessed 10/Nov/2015)

¹⁰⁶ JNCW (2015a, 2015c)

¹⁰⁷ JNCW (2015d)

¹⁰⁸ UN Women (2015a)

進する。

同ドラフトでは、これら3点のそれぞれについて複数の「目標 (Target)」を設定し、それをもたらすための「手続き (Procedure(s))」を掲げているが、特に①②について具体的な政策や法、機関名、計画・実施期間などが特定されていない。③については、ジェンダーに基づく暴力 (Gender-based Violence、以下 GBV) の予防と保護に関する内容について複数の政府機関名が特定されているが、計画・実施期間などは規定されていない。また、この国内計画の施行機関・責任者が明確に指定されていない¹⁰⁹。

¹⁰⁹ JNCW (2015d)

2.3 ナショナル・マシナリー

＜概要＞	
(1)	ジェンダー課題を担当するナショナル・マシナリーは、1992年にCEDAWの批准を受けて設立されたヨルダン国家女性委員会（JNCW）である。
(2)	JNCWはジェンダー政策の策定や政府内でのジェンダー主流化促進を進め、複数のセクター別政策にジェンダー配慮条項を盛り込んだり、議会の女性議席クォータ制の制定・改正などを達成してきた。
(3)	しかしながら、JNCWは業務量に比して非常に小さな組織であり、業務の遂行に物理的な困難を抱えている。実行機関でないことから、ジェンダー政策を含む各政策に記載されたジェンダー配慮の実効性を確保する権限は持たない。
(4)	他の多くの政府機関にジェンダー担当部署の設置、またはジェンダー担当者が置かれているが、その権限や達成度は様々である。

＜沿革と主な活動＞

ヨルダンのジェンダー課題に対処するナショナル・マシナリーは、1992年のCEDAW批准を受け、同年閣議決定により設立されたヨルダン国家女性委員会（The Jordanian National Commission for Women、以下 JNCW）である。代表はバスマ王女が務めている¹¹⁰。主要な活動内容を以下に示す¹¹¹。

- ジェンダーに関わる国家政策（最新のものは「ヨルダン女性のための国家政策 2013-2017」）。上記 2.2 を参照）の計画・準備・策定と、同政策実行についてのモニタリング並びにフォローアップ業務。
- 各セクター政策策定におけるジェンダー主流化の促進、関連するアドバイザー業務。各省の政策計画段階でレビューを行い、ジェンダー配慮を促進すべく提言する。
- 政策、法制度などにおけるジェンダー課題に関わるレビュー並びに調査業務。その結果に従って担当省庁など関係機関にジェンダー主流化、ジェンダー平等促進のための提言、助言を行う業務。
- 社会経済面におけるジェンダー関連イシューの調査研究、結果に基づくロビー活動。
- 省庁等関係機関、市民社会との連携促進。
- ヨルダン政府の対国際社会女性課題対応窓口。
- 女性苦情オフィス（The Women's Complaints Office）の監督業務¹¹²。

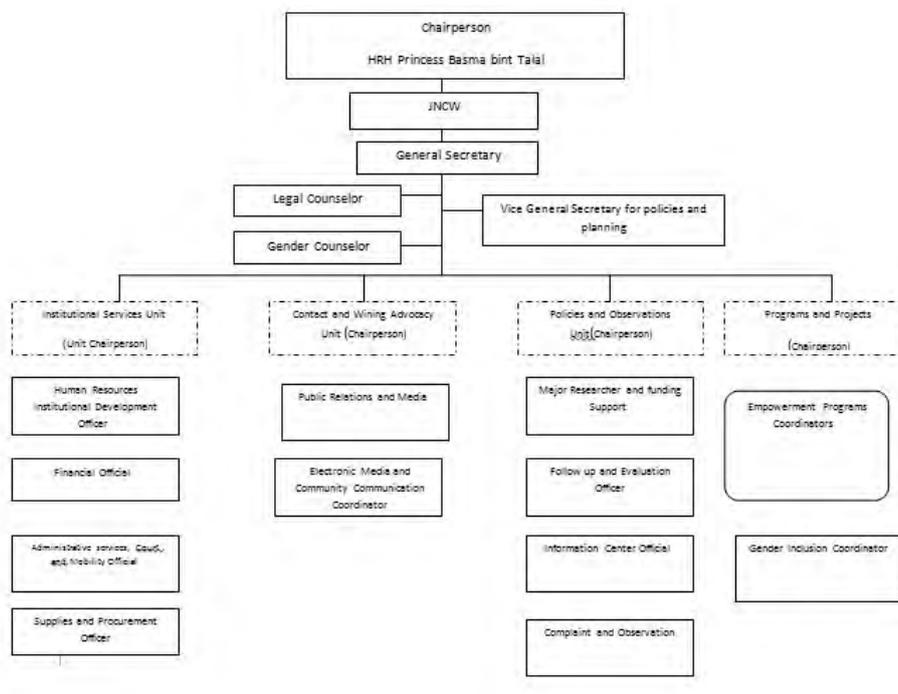
¹¹⁰ JNCW 面接、UN Women (2015b)

¹¹¹ 以下の活動内容は、別途記載のない限り JNCW 面接と UN Women (2015b)による。

¹¹² 本オフィスは 2009 年に女性に対する暴力と差別に関する苦情受付窓口として設立された、JNCW の下部組織。24 時間の無料電話相談、適宜専門機関へのリファー、データベースの構築と管理などを行っている（JNCW (2015a)）。

<組織>

JNCW はスタッフ 13 人の非常に小さな組織である¹¹³。組織図を以下に示す。



出所: JNCW(2015e)

図 2.3.1: JNCW 組織図

<達成と課題>

JNCW は「ヨルダン女性のための国家政策 2013-2017」（上記 2.2 参照）の制定の他、セクター毎の国家政策にジェンダー配慮を入れ込むことに一定の成果を挙げてきた。例えば「国家雇用政策（National Employment Strategy） 2011-2020」では、現状分析として、労働参加におけるジェンダー・ギャップに 1 セクションを当て、女性の労働参加率を上昇させることを目指している¹¹⁴。現在策定中の公共部門開発省（Ministry of Public Sector Development）の国家計画（2016-2018 予定）でも、女性の雇用増加を取り入れる方向で調整を進めている¹¹⁵。

ジェンダー平等に向けた法整備、制度整備¹¹⁶という面では、成果として国会並びに地方議会レベルで女性議員クォータを増加させてきた（上記 2.1 並びに 2.2 参照）こと、同一労働同一賃金を目指す「同一賃金会議（Equal Pay Committee）」を設立し、その活動を通じて産休時の給与補填を社会保障制度で補うように規定したこと、などが挙げられる。また、現在、2008 年に制定に

¹¹³ JNCW 面接

¹¹⁴ Ministry of Planning and International Cooperation (2011)

¹¹⁵ JNCW 面接。

¹¹⁶ この段落の記載は、JNCW 面接並びに JNCW (2015a) による。

こぎつけたものの不十分として批判をうけている家庭内暴力法（上記 2.2 参照）の改正作業を進めている。

一方で、JNCW は現状の達成では充分でないと認識している¹¹⁷。例えば他省庁の戦略について見ると、教育省の「国家教育戦略（National Education Strategy）2006-2016」では「全ての側面でジェンダー主流化を促進する」と明記¹¹⁸しているが、実態が伴っていない¹¹⁹。財務、エネルギー、観光などのセクター戦略では、ジェンダー配慮を取り入れるにいたっていない¹²⁰。

また¹²¹、「ヨルダン女性のための国家政策 2013-2017」については、JNCW はモニタリング、フォローアップをするが、実施機関ではないため、実効性を担保する術を持たない。各セクターの政策や法律の制定にあたっては、JNCW は政策アドバイザー機関であり、拘束権限を持たないため、ジェンダー主流化、ジェンダー配慮の明記を提言することはできるが、それをどれだけ取り入れるかは担当省庁の意向次第である。施策の実施にあたっては同様である。

JNCW の恒常的な課題として、執行しうる業務量の物理的な制限がある。JNCW は職員数 13 人の小さな組織であり、JNCW 事務局長によれば、最低限必要な業務を遂行するためには、少なくとも現在の 2 倍程度の人員が必要だとのことであった¹²²。

<その他の政府内ジェンダー関連機関>

103 の政府機関（省庁、国家委員会等）の内、18 の機関にジェンダー部署が設置されている。部署として設置されていない政府機関にも、その多くにジェンダー担当者が置かれている¹²³。

各機関上層部のジェンダーについての理解度並びにコミットメントにより、機関内ジェンダー部署・担当者の権限や立場には大きな差がある。権限がない、立場が弱いなどの場合、当該セクターの政策内容、並びにその実施に具体的な成果をもたらせないケースが報告されている¹²⁴。

¹¹⁷ JNCW 面接

¹¹⁸ Pp.15, Ministry of Education (2006)

¹¹⁹ JNCW 面接

¹²⁰ JNCW 面接

¹²¹ この段落の記載は、JNCW 面接並びに UN Women 面接による。

¹²² JNCW 面接

¹²³ JNCW 面接

¹²⁴ JNCW 面接、UN Women (2015b)

3 重点セクターにおけるジェンダー状況

3.1 平和構築(シリア向け)分野

＜概要＞	
(1)	2011年以降のシリア危機により、大量のシリア難民がヨルダンに流入しており、現在63万人のシリア難民が北部を中心としたヨルダン各地で避難生活を送っている。
(2)	シリア難民はその80%以上が貧困ライン以下の生活を送っていると見られる。男女共に非常に脆弱な状態にあるが、難民女性、特に世帯主である女性は家族を養い、家族と自らの安全を守るに当たり、大きな困難を抱えている。
(3)	特にシリア難民の多い北部地域では、需要の急増のため公共サービス全体に大きな負荷がかかっている。保健医療サービスも例外でない。保健医療サービスの内、リプロダクティブ・ヘルス(RH)サービスにおいては、供給されるサービスの質・量の低下により、ホスト・コミュニティの女性(ヨルダン人)、シリア難民女性のいずれにおいても、健康問題が現れ始め、また不満が高まっている。
(4)	公共サービスの質・量の低下、物価の高騰、職を得るための競争の激化などを要因として、ホスト・コミュニティと難民コミュニティの間の緊張状態が高まっている。これがジェンダー状況にも悪影響を及ぼしており、女性の行動制限の強化などが観察されている。
(5)	シリア難民の少女は、多くが貧困や安全の問題から周辺によって早婚させられているとされ、憂慮されているが、詳細な実情はわかっていない。

〔概況と政策的枠組み〕

2011年以降のシリア危機により、シリアと国境を接する北部地域を中心に大量のシリア難民がヨルダンに流入してきた。2015年11月現在、その数は63万人に上り¹²⁵、教育、保健医療、衛生環境など、政府の社会サービス全般の大きな負担となっている。この状況に対処するため、国連高等難民弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Refugees、以下UNHCR)主導による地域難民・回復計画(Regional Refugee and Resilience Plan、3RP)並びにヨルダン政府主導によるヨルダン対応計画(Jordan Response Plan、JRP)が策定され、実施されている¹²⁶。JRPがカバーする分野は教育、エネルギー、環境、保健、公正、生計・食糧安全、地方自治、シェルター、社会保護、運輸、水衛生と広範であるが、そのもとに実施される施策は「ジェンダー不平等を含む社会的アンバランスを是正し、多くの難民を受け入れているヨルダンのコミュニティの社会的一体性を強化していく」ものとされている¹²⁷。

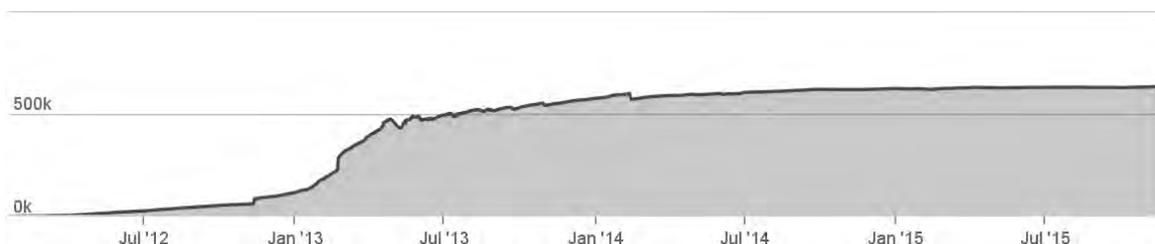
シリアからの難民流入は、下図に示すとおり、2012年末に急激に増加し、その後漸増しつつ現在の63万人に達した。男女比はほぼ半々だが、女性と17歳以下の子供を合計すると、全体の77.5%

¹²⁵ UNHCRの登録難民数(<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107#> accessed 19/Nov/2015)なお、本報告書では、別途特定しない限り、UNHCR登録シリア難民をもって「シリア難民」と記載する。

¹²⁶ 政府主導の政策として、2014年1月にヨルダン国家回復計画(National Resilience Plan、NRP)が発表されたが、2014年12月のJRP策定以降、JRPに吸収されている(JICA(2015a)、Ministry of Planning and International Cooperation(2015))

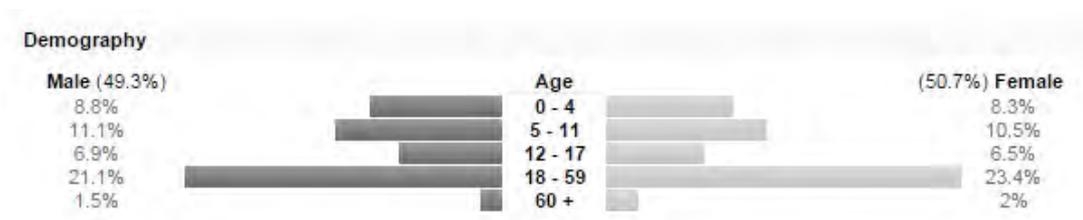
¹²⁷ Pp. 26, Ministry of Planning and International Cooperation(2015)

に上る¹²⁸。



出所:<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107#>

図 3.1.1: シリア難民人口の推移



出所:<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107#>

図 3.1.2: 性別・年齢別シリア難民人口 (2015年11月現在)

シリア難民の内、2割弱が国内5箇所のシリア難民キャンプに、8割強が難民キャンプ外のコミュニティ（ホスト・コミュニティ）に居住する¹²⁹。地理的に見ると、首都アンマンを中心とするアンマン県に全体の26.8%、北部4県（イルビッド、マフラック、ジェラシュ、アジュルン）に計49.5%の難民が集中している¹³⁰。

【脆弱性を増すシリア難民、特に深刻な女性世帯主家庭】

2015年5月に発表されたUNHCRの調査報告によれば、シリア難民の86%がヨルダンの貧困ライン以下の生活水準にあると推計されている（次頁図）¹³¹。92%が食糧や住居の確保、保健医療、教育など基本的な生活ニーズの充足可否において脆弱（vulnerable）な状態にあるが、その理由はこれらの社会サービスが存在しないからではなく、難民たちに、それを得るだけの経済的余裕が

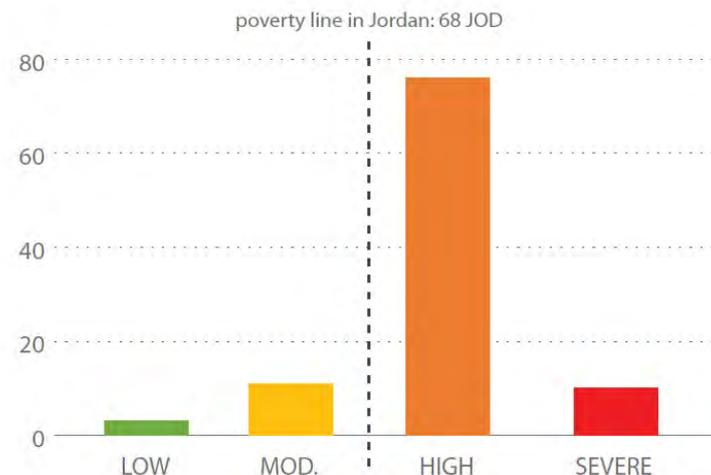
¹²⁸ <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107#> accessed 19/Nov/2015

¹²⁹ UNHCR (2015a)

¹³⁰ <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107#> accessed 19/Nov/2015

¹³¹ UNHCR (2015a)。ヨルダンにおける貧困ラインは一人当たり収入68ヨルダン・ディナール (Jordan Dinar, 以下 JOD) / 月相当の生活水準 (UNDP 2013)。

ないからである¹³²。



出所: UNHCR (2015a)

図 3.1.3: シリア難民の脆弱性カテゴリー分類 (%)¹³³

シリア難民にはヨルダン国内での労働許可が与えられない。相当数がインフォーマル・セクターでの不法就労を試みるが、難民向けの援助に依存して生活する（せざるを得ない）難民が多い。しかし、シリア危機長期化による国際社会からの資金減少を受け、支援は先細っている¹³⁴。最も基本的な援助である世界食糧計画（World Food Programme、WFP）の食糧バウチャー支給プログラムは、2015年9月に資金難により従来の3分の2に縮小され、結果、23万人近くが受給資格を失った¹³⁵。避難生活が何年にもわたる中、持ち出してきたわずかな財産やたくわえを使いきり¹³⁶、食事の回数を減らす（62%）、食糧以外の基礎的支出（保健医療、教育等）を切り詰める（24%）などの非持続的な危機的対処戦略（emergency coping strategy）に頼っている難民が全体の8割に上る¹³⁷。子供に乞食をさせる家庭も増加しつつあるが、これには物理的に金銭面での危機的対処戦略であるというだけでなく、女性の家庭外就労に対する非常に強い社会文化的抵抗感が、家族としてこの決断を下すのに関連すると言われる¹³⁸。シリア危機の終息・シリアへの帰還の見通しが立たず、ヨルダンでの収入確保も見込めないことから、今後こうしたシリア難民の脆弱性はますます深刻化すると思われる。

¹³² *Ibid.* なお、「経済的余裕」には、サービスそのものにお金がかかるというだけでなく、サービスにアクセスするための交通費がまかなえない、といった状況を含む。本節内、以下の記述を参照。

¹³³ 本図は、調査対象となったシリア難民の脆弱性を以下の4カテゴリーに分類し、パーセンテージごとに図示したものである。左より、低い脆弱性(low vulnerability)、中程度の脆弱性(middle vulnerability)、高い脆弱性(high vulnerability)、深刻な脆弱性(severe vulnerability)。

¹³⁴ UNHCR 面接、UNHCR (2015b)

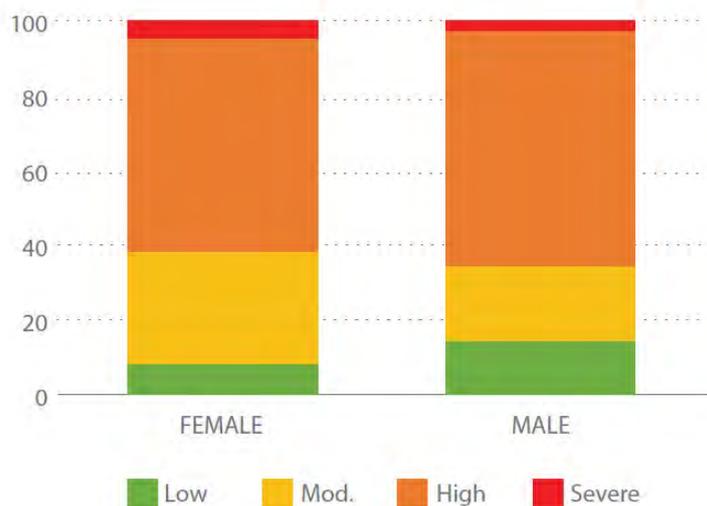
¹³⁵ The Guardian (2015)、UNHCR(2015b)。「86%が貧困ライン以下」というUNHCRの調査報告は2015年5月のものなので、状況はその後さらに悪化している可能性が高い。

¹³⁶ 避難時に持ち出せる財産として、既婚女性は（女性のほぼ唯一の財産であることが多い）結婚時の持参金（典型的には宝飾品）を携えていることが多いが、ほとんどの場合、既に生活費のために売り払ってしまっている模様（UNHCR (2015a, 2014)）。

¹³⁷ UNHCR (2015a)

¹³⁸ *Ibid.*、UNHCR 面接。

脆弱性をテーマとした上述の UNHCR の調査では、世帯主の男女別に見た場合、必ずしも女性世帯主家庭 (Female-headed Household(s)、以下 FHH) が男性世帯主家庭 (Male-headed Household(s)、以下 MHH) より脆弱だという結果は見出されなかった¹³⁹。



出典: UNHCR (2015a)

図 3.1.4: 世帯主のジェンダーによる脆弱性カテゴリー別割合¹⁴⁰

つまり、シリア難民は世帯主のジェンダーに関らずほとんどが非常に深刻な脆弱状態にあり、手厚い支援が必要とされている。しかしながら、UNHCR (2015a)が注記しているように、この結果だけから FHH が MHH に比べて不利でない、とは言えない。まず、調査対象となった FHH の中には親類など MHH と同居している世帯が一定数存在するが、この場合には後述するような、FHH であるがために住居 (シェルター) が確保できない、男性がいないので家族の安全が不安である、といった問題は発生しない。また、この調査は、経済的・物理的脆弱性を客観的に測るため、社会的・文化的要素を排除してデザインされており、そうした側面における FHH の脆弱性は上記結果には反映されていない。さらに、国際的コンセンサスとして、FHH の脆弱性は社会的保護 (social protection)、例えば GBV や (物理的なだけでなく) 心理的精神的な安全性 (security) と大きく関わることが知られているが、この面についてもこの調査で測ることはできない¹⁴¹。

社会的・文化的脆弱性、心理的・精神的安全性を数値的に表現することは不可能に近いが、UNHCR (2013)は FHH が直面する困難を以下のような事例証拠 (anecdotal evidence) から記録している。

- FHH は住居 (シェルター) が見つからず、移動を繰り返す傾向がある。部屋を借りようとしても、家主に「女は家賃を払えないのではないか」と敬遠されることが多いことが大きな要

¹³⁹ UNHCR (2015a)

¹⁴⁰ 脆弱性カテゴリーについては注 133 を参照。

¹⁴¹ UNHCR (2015a)

因とされる。

- 住居を借りられた場合でも、扉に鍵がかからない（鍵がないまたは壊れている）、トイレがない（戸外または公衆便所を使うしかない）、電気がつかないといった条件をのむしかない。これらは特に夜間の安全確保に大きな問題であるが、もしも侵入者などがあった場合、力で対抗できる男性がいないため、MHH よりもさらに危険度が高い。リスクを少しでも減らし、家族の安全を守るために、世帯主である女性が家を離れづらくなる。
- FHH は MHH よりもさらに収入を得づらい。この調査ではサンプル数が少ないので統計的信頼性が担保されていないが、調査回答によれば、MHH で何らかの収入がある家庭が 26% だったのに対し、FHH では 9% にすぎなかった。就労（インフォーマルセクターでの不法就労）しようにも、家族に幼児や老人、病人がいて家を空けられないケース¹⁴²、女性が就ける職が見つからないケースなどが報告されている。
- これら、居住地が定まらない、職がない、家を離れられないといった問題から、金銭的に貧困状態が深まるだけでなく、人間関係を保持することが難しくなり、孤立感・孤独感を強める傾向がある。相当数の女性が不安感や抑鬱的精神状態に悩まされている。

【リプロダクティブ・ヘルス等保健医療におけるジェンダー課題】

状況が流動的なまま推移しているため、本報告書作成時点において現状に関する包括的なデータ等は入手困難だが、難民キャンプ、ホスト・コミュニティのいずれにおいても、リプロダクティブ・ヘルス（RH）サービスを含む保健医療サービスが需要に追いつかず、逼迫した状況にあることが、以下のような事例証拠（anecdotal evidence）から見て取れる¹⁴³。

● シリア難民キャンプにおける課題

難民キャンプでは、国際機関やドナーが運営するクリニックや病院が存在し、婦人科や産科のサービスが提供されているが、キャンプ人口が膨れ上がったために当初に比べてサービスの質が落ち、例えば分娩室に何人もの妊産婦が詰め込まれる、医師が混雑のためにきちんとした問診をする時間を捻出できないなどが常態化している。女性医療関係者が少なく、男性医療関係者に対しては患者が緊張するとの訴えもある。家族計画（family planning、以下 FP）に顕著だが、RH は元来、センシティブかつプライバシーに関るため、時間的・空間的にある程度余裕がないとサービスの質を担保することが難しいが、物理的にそれが不可能になっている。さらに、ここ 1 年ほどは、国際社会からの支援資金が減少したため、薬品類も不足しがちである。

¹⁴² 前項のように、家族の安全を守るため、極力住居を離れずにいる女性も多いと考えられる。

¹⁴³ この項の記載は、別途特定しない限り、IAWG(2013)、Anderson(2014)、並びにザアタリ・キャンプにおける複数のドナー関係者との面接による。

8万人が居住する、国内最大のシリア難民キャンプであるザアタリ・キャンプのRHクリニックには、尿路感染症 (urinary tract infections) の訴えが多数寄せられている。キャンプ内の公衆トイレが不潔で行きたくない、また、「女性トイレには男性が隠れていて、女性だけでトイレに行くとレイプされる」という噂 (真偽は不明) への恐怖などがあいまって、水分補給や排尿を我慢する女性が多いことが原因と考えられている¹⁴⁴。ザアタリ・キャンプ以外のキャンプでも、同様の問題が起きている可能性が高い。

● ホスト・コミュニティにおける課題

ホスト・コミュニティにおいては、コミュニティに存在する病院や公的ならびに民間のクリニック¹⁴⁵がRHを含む保健医療サービスを提供する。ホスト・コミュニティ在住のシリア難民は、コミュニティの住人 (ヨルダン人) と同様に、これらの保健医療施設を利用するのが基本である。つまり、既存の保健医療サービス提供キャパシティ¹⁴⁶の中で、増加した人口に対処する必要があるが、シリア難民流入以前から需要に十分な対応をできかねていた¹⁴⁷状況下、難民人口増加の著しい北部地域¹⁴⁸を中心に、現状は深刻化している。

北部イルビッド県のホスト・コミュニティにおいて2013年に実施されたRHサービスに関する調査によれば、ヨルダン人女性、シリア難民女性いずれもが、保健医療施設におけるプライバシーの欠如、混雑 (数人の妊産婦が1室の分娩室を同時使用せざるを得ない事例を含む)、女性医療関係者の少なさによる緊張とストレスを報告した。また、ヨルダン人女性からは、以前に比べてサービスの質が落ちたとの訴えが多く得られた¹⁴⁹。保健医療サービス全般に関しても、マフラック県在住のホスト・コミュニティ住民から、「以前に比べ病院が非常に混雑し、薬品が在庫切れだとして処方してもらえないことがある」との情報が寄せられた¹⁵⁰。

このような、保健医療サービス提供における需要過多の状況下、シリア難民を中心に、さらに「隠れた需要」が存在する。シリア難民が公的保健医療サービスを受けるに当たっては、2015年春以降、UNHCRの登録に加え、内務省への登録が義務付けられた。内務省登録がないと、外国人料金 (登録がある場合の3倍) が適用されるが、内務省登録をしているのは全体の3割に過ぎない¹⁵¹。このため、登録のない難民、また経済的に余裕のない難民はサービスを受けるためのハードルが上がった。上述のように、シリア難民は経済的に困窮している場合が多いため、相当数が

¹⁴⁴ Anderson (2014)

¹⁴⁵ 公的クリニックとして最も数が多いのは、保健省管轄の村落保健センター (Village Health Centre, 以下 VHC) である。民間によるものは、プライベート・クリニックや病院も存在するが、NGOによる無料または安価なクリニックを利用する住民が多い。

¹⁴⁶ 民間のクリニックなどで、シリア難民流入に対応してサービス拡充やクリニックの新設を行う事例もある (例: Medecins Sans Frontieres (2015)) が、全体としてどの程度サービス供給量が増加しているかは不詳である。

¹⁴⁷ HPC (2013)

¹⁴⁸ シリア難民人口は、イルビッド県 (北部) で全人口の 15.7%、マフラック県では 38% に達している (UNHCR (2015a))。

¹⁴⁹ IAWG (2013)

¹⁵⁰ マフラック県、ザアタリ・キャンプ近隣住民との面接。

¹⁵¹ JICA(2015b)、UNHCR (2015a)

保健医療サービスを受けたくても受けられずにいる可能性が高い（FHH の難民女性を対象とした調査では、保健医療サービスの対価以前に、サービス提供施設に行くための交通運賃が支払えないという訴えも聞かれている¹⁵²⁾。従来無料で配布されてきた避妊具に関しては、保健省内でシリア難民に対しても無料配布するかどうかを検討中であり、暫定的に配布取りやめ・有料化などの対応を始めたクリニックがある¹⁵³⁾。

● 共通する課題

UNHCR によれば、シリア難民女性の出産率は高い。統計的数値は不在だが、例えばザアタリ・キャンプ（人口約 8 万人）では毎日 10 例ほどの出産があり、ヨルダンでの平均的な出産率よりもかなり多いと見られている¹⁵⁴⁾。シリアの元のコミュニティの多くで、社会文化的に「女性は早く結婚して多く子供を持つのが幸せである」とのジェンダー規範が強く¹⁵⁵⁾、結婚した女性には年齢に関らず子供を産めという社会的プレッシャーがかかることから、女性クリニックからの報告では、既に若すぎる妊娠や繰り返す妊娠による健康被害が憂慮されている¹⁵⁶⁾。

こうした中、上述のように、キャンプでもホスト・コミュニティでも、FP を含む RH サービスの提供（情報提供を含む）が需要を満たしきれていないこと、避妊具等の無料配布が中止されたり有料化されたりしていること、経済的困窮などのために RH サービスへの足が遠く難民がいること、などの状況を鑑みるに、現在既に高いと見られるシリア難民女性の出産率は、今後も高いままあるいはさらに増加する可能性が高い。同様に、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率が高まるリスクが考えられる。健康面だけでなく、中長期的には、子供の数が多いことによる経済的負荷の大きさから、困窮が深まる可能性にも留意しておきたい。

なお、保健医療サービスへのアクセスの悪化は、当然のことながら RH 関連だけでなく、他の健康問題にも影響する。特に糖尿病、高血圧など慢性的疾患を持っている場合には継続的に保健医療サービスを受けることが不可欠だが、サービスの質・量の不足、さらには持続的に医療費を払えない、経済的に脆弱な難民世帯が多いことが問題である。

【緊張状態の高まるコミュニティ、そのジェンダー状況への影響】

特に北部地域において、上述の通り、シリア難民の流入は人口構成を大きく変えるほどの規模であり、これは上記の保健医療分野はもとより、人々の生活のほぼすべての分野に影響している。急激な人口増のために、上下水道、電気、廃棄物処理・管理など基本的な行政サービスが多大な負荷を被り、地方行政が疲弊してサービスの低下が現れている。また、住宅費をはじめ物価の高

¹⁵²⁾ UNHCR (2013)

¹⁵³⁾ JICA (2015b)

¹⁵⁴⁾ UNHCR 面接

¹⁵⁵⁾ UN Women (2013)、UNICEF (2014)。次項も参照。

¹⁵⁶⁾ Anderson (2014)

騰が起こっている。さらに、従来から失業率の悪化と貧困が問題であったところに、経済的必要性の高い難民グループが加わったことから、インフォーマル・セクターを中心に就職に関する競争が激化している¹⁵⁷。

こうした状況から、ヨルダン人のホスト・コミュニティとシリア難民コミュニティ間、あるいはそれぞれのコミュニティの中で緊張状態（tension）が高まっている。本報告書作成時点までのところ、この緊張は、コミュニティ間の物理的抗争といった大規模な暴力的事態を引き起こすには至っていないが¹⁵⁸、これらコミュニティ在住のヨルダン人・シリア人男女、特に女性や子供の生活に以下のような悪影響を及ぼしつつある。

- 職の機会や資源が実質的に奪い合いになっているため、特に社会的弱者層（貧困層ヨルダン人、シリア難民の多く）においてはけ口のない不満とストレスが蓄積している。一家の稼ぎ手、「大黒柱」としてのアイデンティティとプライドを維持できない男性が、その鬱憤を身近でより弱い存在、多くは家庭内の女性や子供に向けてしまうため、GBV/VAW/家庭内暴力が増加または深化しているリスクが高い¹⁵⁹。
- VAWを受けた女性が、翻って子供に暴力的になり、家庭内暴力の連鎖が起きる傾向が報告されている¹⁶⁰。
- ホスト・コミュニティ住民がシリア難民に対して、また、シリア難民がホスト・コミュニティ住民（ヨルダン人）に対して、否定的なステレオタイプを持つようになってきている。例えば、「シリア人が暴力的な犯罪を起こしているので犯罪が増えた」、「ヨルダン人は難民の弱みに付け込んでシリア人女性を利用しようとしている」といった「噂」がそれぞれのコミュニティで流れている。このため、人々が過剰に安全確保に敏感になり、これが女性の行動制限強化に波及している。女性単独はもちろん、複数であっても女性だけで出歩くことに家族やコミュニティが拒否反応を示し、女性が家の外に出るには男性の親戚の同伴が必要という、世界的趨勢から言えば反動的なジェンダー規範の強化が報告されている¹⁶¹。
- 行政サービスが危機的な状況に陥り、上水道がしばしば機能しない（水が出ない）、ゴミが回収されず衛生状態が悪化するなどの状況が常態化しつつある。このため、人々（ヨルダン人、シリア人共）は水分の摂取を控える、トイレを我慢するといった危機対処戦略をとらざる

¹⁵⁷ REACH (2014, 2015)、UN Women (2014b)、UNDP (2013)

¹⁵⁸ *Ibid.* 北部地域で活動中の複数のNGOとの面接、UNHCR面接

¹⁵⁹ UN Women (2013, 2014b)、UNHCR (2013, 2014)、IAWG (2013)。このメカニズムについては下記3.4を参照。ただし、GBVは社会的タブーでもあり、増加・深化の具体的実態についてはわかっていない。国際社会を中心に、ホスト・コミュニティならびにシリア難民コミュニティでのGBV増加・深化について憂慮されているが、信頼に足るデータや調査がないことから、「従来存在していたものを、シリア難民の流入という出来事と結びつけているだけなのではないか」と見る意見も存在する（UNHCR面接）。なお、ヨルダン人、シリア難民共に、GBV被害者をケアするサービスの少なさと、そのサービスに対する情報のなさ、さらに「恥」の意識のために、被害を受けても外部の支援を求める女性が非常に少ないため、余計に実態がわかりづらくなっている（IAWG (2013)、UN Women (2013)）

¹⁶⁰ UN Women (2014b)

¹⁶¹ UN Women (2014b)

るを得ない。こうした環境と生活が人々の健康状態に悪影響を与えるのは明らかであり、特に社会的・肉体的に弱い状態にある女性と子供の健康被害が憂慮される¹⁶²。

【ドロップアウト、児童労働、早婚】

シリア難民の子女は、男女を問わず15歳前後で教育機関からの中途退学、いわゆるドロップアウトが急激に増加する。男子の場合は、児童労働であるが、少しでも金を稼ごうと、機会があり次第教育より仕事を選ぶ傾向がある。女子のドロップアウトの理由は、結婚または結婚準備が多い¹⁶³。背景には、ヨルダンで学校を修了しても、労働許可が得られない状況は変わらず、教育を受けることに生徒（男女とも）も家族も動機付けをしづらいことがある。また、生徒たちの間には「ヨルダンでの教育修了証明は、シリアに戻ったときに受理されない」との噂があると言う¹⁶⁴。

上記2.2で記載のように、ヨルダンでは婚姻下限年齢は男女ともに18歳であり、シャリア法廷の許可がある場合にも15歳未満の婚姻は認められない。また、国際的コンセンサスとして、本人が結婚に対する合理的判断のできる成熟した状態に至っていないという理由から、18歳未満の婚姻は早婚（early marriage）として強制婚の一種であり、よってGBVに相当すると考えられている¹⁶⁵。しかしながら、シリア難民少女の早婚は相当数に上る。ヨルダン国内での法的婚姻登記によれば、2013年に結婚したシリア国籍の女性の内、25%が15歳～17歳だった¹⁶⁶。ヨルダン国内最大のシリア難民キャンプであるザアタリ・キャンプで2015年に行われた調査では、73.3%の少女が18歳未満で結婚していると報告された¹⁶⁷。

ただし、シリア難民の少女における早婚が、ヨルダンでの避難生活に入ったことで、数値的または比率的に増えているのかどうかは明白でない。まず、ヨルダンに避難している多くのシリア難民が居住していたシリア南部では、従来伝統的・文化的に10代の女性の結婚が「普通」と報告されている¹⁶⁸。UN Women（2013）によれば、調査対象となったシリア難民の44%が「15～17歳が、女性にとって適当な結婚年齢である」と回答し、6%が「自分のコミュニティでは女子は12～14歳で結婚するのが平均的である」と回答している。この調査では、ヨルダンに避難してから婚姻年齢が低下したかについては意見が分かれた¹⁶⁹。

一方で、難民としての安全性への不安が、早婚を助長しているとする情報もある。シリアでのものコミュニティで機能していた社会的セーフティネットが、ヨルダンへの避難によって崩壊した中、多くの親が娘の安全を確保するには男性の力を借りる＝夫を持つしかない、として、娘を

¹⁶² REACH (2014, 2015)

¹⁶³ UNHCR (2015a)、UN Women (2013)、シリア難民並びにホスト・コミュニティの教育支援を行っている NGO との面接。

¹⁶⁴ 上記 NGO との面接。

¹⁶⁵ UN Women (2013)

¹⁶⁶ UNICEF (2014)

¹⁶⁷ Shakboua (2015)

¹⁶⁸ IAWG (2013)、UNICEF (2014)

¹⁶⁹ UN Women (2013)

少しでも早く結婚させようとする傾向がある¹⁷⁰。また、親としては、もしも不幸にして娘が暴行などの被害を受けた場合の責任を回避する（夫がいれば夫が責任を取る役割となるため）意図もあって結婚を進めることがあるとの報告もされている¹⁷¹。しかし、親や周りが、娘の結婚を急ぐあまりに、夫となる男性の人品骨柄を十分に検討せず、結果として結婚後に妻となった少女が虐待されたり GBV 被害を受けたりして、本来の目的であったはずの少女の「安全」が全く確保されないリスクが高いのではないかと危惧されている¹⁷²。

さらに、文書化されていない情報だが、近隣諸国の裕福な男性が、難民キャンプの困窮難民家族から 10 代前半～半ばの少女を「結婚」という名目で「買いに来る」という報告が複数の情報源から寄せられた¹⁷³。ただし、ザアタリ・キャンプではこのような実質的な人身取引は、2014 年ごろからはほとんど見なくなったとのことであった¹⁷⁴。

なお、いったん結婚すれば、早く、そして多くの子供を産むことが望ましいとされる社会文化的文脈があり¹⁷⁵、上述のように RH/FP サービスが質・量とも不足する中、まだ心身ともに成熟していない少女たちが妊娠・出産を繰り返すことによる健康面並びに精神面での悪影響が憂慮される。

[シリア難民キャンプにおけるその他のジェンダー課題]

シリア難民キャンプでは、女性たちを対象に、トラウマのケアやストレス軽減のため、識字教室、工芸品製作講座などが実施されている。参加者にとっては女性同士でおしゃべりする機会ともなり、実際にストレス解消に役立っていると見受けられる¹⁷⁶が、例えばザアタリ・キャンプにおいては、こうしたサービスの供給量に対して、参加者が十分に集まらない、つまり供給過剰になっている模様である¹⁷⁷。この背景には、夫や父親から外出する許可を得られず、自宅内で孤立している多くの女性の存在が考えられる¹⁷⁸。サービス供給の絶対量が多すぎるということではなく、本人はサービスを受けたいのだが、外出してサービスに参加することができない女性たちの「隠れた需要」がある可能性が高いのである。難民女性に対する支援活動は、このように、サービスを準備・提供するだけでは充分でなく、その前にサービスを受けられる状況を整備する（例えば、家族の男性に、女性が外出することの同意を取り付ける）ことから始める必要があるのではないだろうか。

また、シリア難民キャンプでは、被害者としての女性支援だけでなく、女性の主体的活動を促進

¹⁷⁰ Anderson (2014)

¹⁷¹ IAWG (2013)

¹⁷² UNICEF (2014)

¹⁷³ ザアタリ・キャンプで活動する JICA 関係者並びに NGO 関係者との面接。

¹⁷⁴ *Ibid.*

¹⁷⁵ Anderson (2014)

¹⁷⁶ IAWG (2013)、ザアタリ・キャンプで活動する JICA 関係者との面接。

¹⁷⁷ ザアタリ・キャンプで活動する JICA 関係者との面接。

¹⁷⁸ ザアタリ・キャンプで活動する JICA 関係者との面接。

する意図から、国際機関などにより、女性によるキャンプ・コミティ（キャンプ内の意思決定に資する組織）の形成並びに活動に対する支援も実施されている¹⁷⁹。しかしながら、現在までのところ、難民自身による意思決定はほぼ全てが男性により行われており、女性コミティが形式的存在になっているのではないかと危惧されている¹⁸⁰。より詳細な実態把握と、支援の方向性の検討が必要である。

¹⁷⁹ UN Women (nd)、UNHCR 面接。

¹⁸⁰ UNHCR 面接。

3.2 平和構築(パレスチナ向け)分野

＜概要＞	
(1)	ヨルダンでは、発生当初からパレスチナ難民を受け入れており、現在 210 万人あまりのパレスチナ難民が国内に在住している。これは地域内におけるパレスチナ難民のほぼ 40%にあたる。
(2)	パレスチナ難民キャンプに居住する難民は、キャンプの外に居住する難民よりも貧困率が高い。ある研究によれば、パレスチナ難民キャンプ在住者の 30%以上が、ヨルダンの貧困ライン以下の生活水準にあった。しかしながら、パレスチナ難民キャンプにおける女性の労働参加率は低い。
(3)	パレスチナ難民キャンプの人々は、周辺の人々よりも保守的で、ジェンダー規範も強いといわれている。女性は早く結婚して多くの子供を産み、家庭を守るべきであるという考え方が強く、これが女性の低い労働参加率の大きな要因となっている可能性がある。
(4)	パレスチナ難民キャンプの女性は、キャンプ外の女性と比較して、暴力を受ける確率が高い。また、夫による妻の行動制限も、キャンプにおいて強い。
(5)	パレスチナ難民コミュニティでは、ヨルダンの平均よりも、少女の早婚率が高い。貧困や、関連する経済的・社会的不安が背後にあると考えられる。

[ヨルダンにおけるパレスチナ難民]

パレスチナ難民の社会経済的状況や生活環境には、難民発生当初から現在に至るまで、国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East、以下 UNRWA）の支援活動が大きく関わっている。UNRWA は、1948 年のアラブ・イスラエル紛争により発生したパレスチナ難民危機に対処するため、1949 年に設立され、1950 年に活動を開始した。当初、緊急支援機関と位置づけられていたが、パレスチナ難民問題の政治的解決のめどがつかない中、その活動期限は定期的に更新され、現在に至っている。UNRWA はパレスチナ（西岸並びにガザ地区）を含む中東諸国において、UNRWA に登録しているパレスチナ難民に対し、教育、保健、社会福祉など、主に基礎的なサービスの提供と、食糧援助、マイクロファイナンスを含む生計向上支援などの支援を行っている¹⁸¹。

UNRWA の定義によれば、パレスチナ難民とは、1946 年 6 月から 1948 年 5 月までの間にパレスチナを通常の住居としたことがあり、1948 年の紛争により住居と生活の糧を失った人々、及びその子孫である¹⁸²。当初 75 万人だったパレスチナ難民人口は、今日 500 万人を超えるまでになっており¹⁸³、主にヨルダン、レバノン、シリア、パレスチナ自治区（西岸とガザ地区）に暮らしてい

¹⁸¹ http://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other_bodies/unrwa/、
http://www.unic.or.jp/activities/humanitarian_aid/palestine_refugees/ (accessed 10/Nov/2015)

¹⁸² <http://www.unrwa.org/palestine-refugees> (accessed 10/Nov/2015)。この定義にはその後の紛争（1967 年第三次中等戦争等）によって難民化した人々が含まれないが、本報告書においては別途特定する場合を除き、本 UNRWA 定義をもって「パレスチナ難民」を考えることとする。

¹⁸³ <http://www.unrwa.org/palestine-refugees> (accessed 10/Nov/2015)

るが、ヨルダンにはその 39.6%にあたる約 210 万人が居住している¹⁸⁴。

パレスチナ系人口がヨルダン総人口の 7 割を占めるともされる中、パレスチナ難民は、数十年にわたりヨルダンに居住し、ヨルダン国籍を持つ者も多いため、現在、ヨルダン政府は特にパレスチナ難民を対象とした政策などは定めていない。ヨルダン国籍を持つパレスチナ難民は、公式には他のヨルダン人と同じ権利を有するが、教育・雇用面で差別を受けることがあるとの報告もされている¹⁸⁵。ヨルダン政府内で、パレスチナ難民に関する行政を担当するのは、外務省パレスチナ局 (Department of Palestinian Affairs、DPA) である。

[パレスチナ難民と貧困、女性の労働参加]

パレスチナ難民、特に難民キャンプ外に居住するパレスチナ難民は、統計・調査上他のヨルダン国民と区別されることが少ないので、全体としての生活状況はつかみにくい。キャンプ在住の場合も、UNRWA が管轄する 10 の公式キャンプの他に非公式 (非 UNRWA) キャンプが 3 カ所あるため、そのすべてを網羅した情報はほとんど存在しない。概況としていえるのは、パレスチナ難民の内、経済的に余裕のある者は難民キャンプを出て通常のコミュニティに在住する傾向が強いことであろう¹⁸⁶。このため、難民キャンプ居住のパレスチナ難民は貧困率が高く、Tiltnes and Zhang (2014) の調査ではキャンプ内世帯の 31% がヨルダンの貧困ライン以下の収入で生活していた¹⁸⁷。失業率も高く、Jordanian Women's Union (2012) では難民キャンプ在住難民の失業率は 60% 近いとされる¹⁸⁸。男女別の失業率は未詳だが、女性の失業率は 60% よりさらに高いと推計されている¹⁸⁹。女性が主な稼ぎ手である世帯が 14% あるとされる一方¹⁹⁰で、女性の労働参加率はわずか 9% (男性は 70%) との調査結果が出ている¹⁹¹。この背景には、「女性が家庭外で働くものではない」というジェンダー規範が、キャンプ内コミュニティで非常に強いことがあると考えられる¹⁹²。しかしながら、複数の稼ぎ手がいる世帯は貧困に陥りにくいという調査結果が出ており¹⁹³、女性の労働参加を進めることは、女性自身の経済的エンパワメントというだけでなく、世帯としての貧困からの脱却という意味でも大きな意味がある。

¹⁸⁴ UNRWA (2015a)。UNRWA の登録難民ではないパレスチナ系の人々も多数ヨルダンに暮らしているが、正確な人口等是不詳であり、以下では上述 (注 182) の通り、基本的に UNRWA 登録のパレスチナ難民について述べる。

¹⁸⁵ Zahran (2012)、<http://refugeesinternational.org/print/5470> (accessed 28/Oct/2015)

¹⁸⁶ 難民キャンプには狭い土地に増え続ける人口が居住しており、人口密度が高く、居住環境は良くないが、家賃が無料であるなどの経済的利点がある。

¹⁸⁷ Tiltnes and Zhang (2014)。キャンプ在住家庭の貧困率は 60% を超えているという報告もあるが、データの出所が不明である (Middle East Monitor (2011))。

¹⁸⁸ 貧困層のパレスチナ難民に向けては、UNRWA ならびに政府からの金銭的支援制度があり、この制度に頼れば最低限の生活が成り立つため、一部のパレスチナ難民は就業に熱心でない、または職を選び好みすると言われている。この傾向が、高い失業率に拍車をかけていると考えられる (パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト (フェーズ 2) 関係専門家、C/P との面接)

¹⁸⁹ Jordanian Women's Union (2012)、Middle East Monitor (2011)

¹⁹⁰ Jordanian Women's Union (2012)

¹⁹¹ Tiltnes and Zhang (2014)

¹⁹² パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト (フェーズ 2) 関係専門家、C/P との面接。下記 4.1 も参照。

¹⁹³ Tiltnes and Zhang (2014)

【難民キャンプでのジェンダー規範の強さとRH】

客観的データとして示すのは困難だが、本調査現地調査において非常に多くの情報提供者が「難民キャンプのコミュニティは、外部コミュニティよりも保守的である、伝統的ジェンダー規範が厳しい」と述べた。例えば、一般的に難民キャンプでは、「女性の幸せは早く結婚して子供をたくさん産むことで、子供は5人以上、少なくとも1人は息子を持つべきである」と考えられている¹⁹⁴。2012年に実施されたヨルダン・人口と家族保健調査(Jordan Population and Family Health Survey、以下JPFHS¹⁹⁵)によって難民キャンプ在住女性とキャンプ外在住女性の妊娠・出産に関連するデータを下表3.2.1で比較する¹⁹⁶。表3.2.1では、4カテゴリーのいずれにおいても、若干ではあるが、難民キャンプ在住女性が「早い年齢からたくさんの子供を産む」傾向があることが認められ、この結果は上述のジェンダー規範と相関するものと言える。

このような厳しいジェンダー規範が根強い要因としては、難民キャンプが閉鎖社会であることが挙げられている。キャンプとして供与された小さな土地に数十年にわたって何世代もの難民が住み続けた結果、周辺が皆顔見知りとなり、女性が1人で出歩くと「翌日には夫の耳に入る」ほどの土地柄だといわれている。また、結婚も親戚を含めた難民同士であることが多い¹⁹⁷。

表 3.2.1: RHに関する難民キャンプ在住女性とキャンプ外女性の比較

	難民キャンプ在住	キャンプ外在住
合計特殊出生率(TFR)	3.7	3.5
最初の子供の平均出産年齢	23.3 才	24.1 才
望ましい子供の人数	4.2 人	3.9 人
家族計画(FP)実行率	60.8%	61.2%

出所: DoS and ICF International (2013a)

なお、本調査による情報収集では、パレスチナ難民女性の自助組織の存在については情報が得られなかった。難民女性による主体的な組織活動がほとんど見られないことには、キャンプコミュニティの保守性、伝統的ジェンダー規範の強さが反映されていると考えることができるであろう。

¹⁹⁴ パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト(フェーズ2)関係専門家、C/Pとの面接、その他複数情報源との面接。

¹⁹⁵ JPFHSは、世界各国で行われている Demographic and Health Surveys Program(DHS)の一環として実施された(DoS and ICF International (2013a))。下記 3.4 も参照。

¹⁹⁶ JPFHSでは、「難民キャンプ」をパレスチナ難民キャンプのみとは限定していないため、ここで引用する「難民キャンプ在住女性」にはパレスチナ難民以外の難民(レバノン難民、イラク難民など)も含まれる可能性があるが、比率としてはごく小さいと考えられる。また、シリア難民に関しては、JPFHSのフィールド調査が行われた2012年時点で、ヨルダンに流入したシリア難民の数はまだ比較的少数で、調査結果に大きな影響を与えた可能性は少ない。よって、本報告においては、JPFHSにおける「難民キャンプ在住女性」を、パレスチナ難民キャンプ在住のパレスチナ難民女性のプロキシとして扱う。(シリア難民流入の詳細については上記 3.1、特に図 3.1.1を参照)

¹⁹⁷ DPA 職員との面接による。

[パレスチナ難民少女の早婚]

ヨルダンでは少女の早婚が問題視されている¹⁹⁸が、パレスチナ難民では一般のヨルダン人よりもその割合が高い。15～17歳の結婚を調査した UNICEF (2014)による、ヨルダン人とパレスチナ難民少女¹⁹⁹の早婚割合を以下に示す。

表 3.2.2: 全婚姻における 15～17 歳少女の婚姻比率

People	Year		
	2011	2012	2013
ヨルダン人	12.5%	12.5%	12.7%
パレスチナ難民	19.9%	18.3%	17.6%

出所: UNICEF (2014)

この調査で、パレスチナ難民が娘を早婚させる²⁰⁰最大の理由として挙げたのは貧困だった。安定した収入のある男性と結婚させれば、娘に安心・保証を与えられるからである。家族における子供の数（特に娘の数）が多い場合、娘の学業成績が芳しくない場合は早婚させる傾向が強まる。なお、キャンプの中でも貧困率の高いジェラシュ (Jerash) 難民キャンプ²⁰¹では、他のキャンプと比較して、より早婚を許容する傾向が強かった²⁰²。

難民キャンプ在住の子供（男女）の大多数 (Tiltnes and Zhang (2014)によれば 90%) が UNRWA 運営の学校に通うが、この内 7 年生～10 年生について見ると、ドロップアウトする生徒の 56% が女子²⁰³で、その理由の多くが「結婚のため」だった。UNRWA がパレスチナ難民を支援する 5 フィールド (ヨルダンの他にパレスチナ (西岸、ガザ地区)、レバノン、シリア) の中で比較しても、ヨルダンにおいては女子生徒のドロップアウト率、並びにその理由として結婚を上げる率が顕著に高い²⁰⁴。

[パレスチナ難民女性と暴力]

2012 年の全国調査によれば、難民キャンプ在住女性は、キャンプ外の女性よりも VAW の被害を受ける率が高い (下表)。

¹⁹⁸ ヨルダン全体での早婚については下記 3.4 を、シリア難民における早婚については上記 3.1 を参照。なお、上記 2.2 の通り、ヨルダンでの婚姻可能年齢は基本的に 18 歳以上だが、15～17 歳の場合にもシャリア法廷の許可があれば法的に問題なく結婚できる。

¹⁹⁹ この調査における「パレスチナ難民」は、ヨルダン国籍を持たないパレスチナ人のみを指す。ヨルダン国籍を取得しているパレスチナ難民は、「ヨルダン人」のカテゴリーに含まれるので、結果の解釈には留意が必要である (UNICEF (2014))。なお、ヨルダン国籍を持たないパレスチナ難民は、ヨルダン国籍を持つ場合に比べ貧困率が高い (Tiltnes and Zhang (2014))。

²⁰⁰ ヨルダン全体として結婚は両親をはじめとする親戚内でアレンジされ、結婚する本人の意思が入る余地はほとんどない。母親も意見を言えるが、最終決定権は父親、男性にある (UNICEF (2014))。ジェンダー規範の強いパレスチナ難民コミュニティにおいては、この傾向がより強いと考えることができる。上記 2.2 も参照。

²⁰¹ 1967 年の第三次中東戦争の結果、パレスチナのガザ地区から逃れてきた人々を受け入れるための緊急措置として設置されたキャンプ (<http://www.unrwa.org/where-we-work/jordan/camp-profiles?field=13> (accessed 16/Nov/2015))。Tiltnes and Zhang (2014) によれば 13 のパレスチナ難民キャンプの中で最も平均収入が低く、貧困層の割合も最も高かった。

²⁰² UNICEF (2014)

²⁰³ ドロップアウト率を男女別に見ると、男子 3.04%、女子 4.01%である (UNRWA (2013))。

²⁰⁴ UNRWA (2013)

表 3.2.3: 暴力被害に関する難民キャンプ在住女性とキャンプ外女性の比較

	難民キャンプ在住	キャンプ外在住
物理的暴力を受けたことがある	44.7%	33.9%
性的暴力を受けたことがある	12.2%	9.1%

出所: DoS and ICF International (2013a)

また、配偶者間暴力を見ても、物理的・性的・感情的暴力のいずれかの被害経験がある比率は、難民キャンプ在住女性：41.7%に対し、キャンプ外女性：31.3%であった。関連し、直接の女性に対する暴力ではないが、暴力行為と強く関連し、かつ暴力行為に及ぶ警鐘でもある「夫によるコントロール (marital control) では、「他の男性と話すを嫉妬する・怒る」「貞淑でない妻をなじる」「女友達と会うのを許可しない」「実家との連絡を制限しようとする」「常に妻の所在を確認したがる」の全てのカテゴリーにおいて、難民キャンプ女性はキャンプ外女性よりも経験率が高かった²⁰⁵。

こうした結果は、上述の「難民キャンプ住民の間では伝統的ジェンダー規範が厳しく、保守的である」という見解と呼応するものと言える。

[その他保健医療サービス等に関する課題]

パレスチナ難民、特に難民キャンプに居住の難民の人々が保健医療サービス提供先として頼るのは、利用価格が無料または安価な公立の病院・クリニックと UNRWA のクリニックのいずれかが圧倒的である²⁰⁶。しかし、公的な保健医療サービスは下記3.4で述べるように限界に達しつつあり、UNRWA のクリニックも長引く UNRWA の財政難の中、サービスを効率化・縮小する方向にある²⁰⁷。女性に関しては、出産関連 (産前・産後ケア) 等、RH サービスに関しては UNRWA クリニックへの依存度はさらに高い (Tiltnes and Zhang (2014)によれば該当女性の内、UNRWA クリニックを利用した割合は71%であった) ため、現況は今後、難民女性の健康状態を維持する上で憂慮すべきだと言える。さらに、近年女性の間で急増している肥満、それと関連する糖尿病、その他非伝染性疾患 (non-communicable disease、NCD) についても、UNRWA クリニックは財政的・人力的にぎりぎりの状態で運営しており²⁰⁸、必要十分なサービスを提供し続けることができるかどうか憂慮されている。

²⁰⁵ DoS and ICF International (2013a)

²⁰⁶ Tiltnes and Zhang (2014)の調査では、過去1年間に保健医療サービスを受けた難民の43%が公立病院・クリニックを、39%が UNRWA のクリニックを利用した。

²⁰⁷ UNRWA (2015a, 2015b)

²⁰⁸ UNRWA (2015b)

3.3 障害者支援分野

＜概要＞	
(1)	2007年以降、ヨルダンでは障害者の保護と支援に関する制度整備を進めており、現在「国家障害者問題戦略（フェーズ2）」を施行している。
(2)	ただし、障害者の社会的包摂はまだ始まったばかりである。障害、あるいは障害者に対しては社会文化的スティグマが根強く、従来、障害者が社会参加するのは困難であった。
(3)	この社会文化的スティグマの強さも要因となり、障害者の実情に関しては信頼に足る情報が少なく、全体状況が不明である。
(4)	障害者は男女を問わず、教育の機会を得にくい。ヨルダンの識字率は98%近いが、障害者では35%以上が非識字者である。女性障害者では非識字率は40%に上る。
(5)	障害者雇用に関しては、企業に対し障害者雇用を促すクォータ制があるが、現在でも障害者が職を得るのは難しく、多くの障害者が経済参加していない。男性障害者の経済非参加率が74%なのに対し、女性障害者の数値は94%にも上る。詳細な実態は不明ながら、障害者、特に女性障害者が家庭の外の社会から長く「隠されて」きたこと、そのために障害者自身が主体的な行動を起こすことができない状況にあることが背景にあると考えられる。

【障害者支援に関する政策】

ヨルダンは2007年に障害者権利条約（The Convention on the Rights of Persons with Disabilities）に署名、翌2008年に批准した²⁰⁹。並行して国内における障害者支援の制度化を進め、2007年に障害者問題高等評議会（Higher Council for Affairs of Persons with Disabilities, HCD）を設立し、障害者権利法（The Law on the Rights of Disabled Persons）を公布・施行すると共に、「国家障害者問題戦略（The National Strategy for Persons with Disabilities）」を制定した。現在、実施されている同戦略フェーズ2（2010-2015）では「12の戦略軸」として、法整備、保健医療、障害者の社会参加・社会復帰、インクルーシブ教育、高等教育と科学研究、経済的エンパワメント、家族のエンパワメントと社会的保護、アクセシビリティ、スポーツ・文化・社会生活、メディアとアウェアネス、障害者に対する暴力・搾取・虐待、市民社会との連携、を掲げている²¹⁰。このように、「戦略軸」が障害者支援のほぼ全ての領域をカバーしていることから、ヨルダンにおける障害者支援が始まったばかりであり、現在はまだ、重点領域を特定しそれに注力すべき段階というよりも、あらゆる側面で可能な限り状況を改善していく必要がある段階であることが読み取れる。ジェンダーと障害に関しては、同戦略では女性障害者が「女性である」と「障害者である」ことの二重の「重荷」の結果、男性障害者よりもさらに厳しい状況におかれていることが多いこと、障害者支援における全ての計画やプログラムでジェンダー主流化を進めるべきことを明記しているが、プログラムやプロジェクトに具体的なジェンダー課題

²⁰⁹ https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=iv-15&chapter=4&lang=en (accessed 11/Nov/2015)

²¹⁰ HCD (2010)

対策を盛り込むにはいたっていない²¹¹。

HCD は障害者問題・障害者対策全体に関わる統括的組織であり、政府の政策・施策・法律をレビューし改善を働きかけると共に、関連政府組織、また NGO など民間支援組織との調整を担当する。しかしながら、あまり活発に機能しておらず、また、障害におけるジェンダー課題に積極的に取り組んでいるわけではない。HCD 内部には、女性障害者問題を担当するコミティが存在するが、2015 年 9 月現在、実質的に活動停止状態との情報であった²¹²。

【障害者支援に関する制度】

障害者のいる世帯を対象とした経済的な支援策としては、国民援助基金（National Aid Fund、NAF）²¹³による 2 種類の給付金がある。

①障害者介護補助金（Handicapped Care Cash Assistance）：慢性の精神病を患う家族メンバーがいる世帯で、月収 450JOD 以下の場合に受給資格がある。2010 年にこの補助金を受けたのは約 7,100 世帯だった。

②身体リハビリテーション一時金（Physical Rehabilitation Cash Payment）：世帯の主な稼ぎ手、または子供が身体的障害を負った場合、身体的リハビリテーション器具（車椅子、義手/義足、補聴器など）の購入資金として支給される一時金。世帯月収が 250JOD 以下である必要がある。2010 年にこの一時金を受けたのは約 500 世帯だった²¹⁴。

なお、①②において、障害者の性別によるデータの取得は不可能であった。

生活面では、従来型の施設におけるサービス（デイケア、居住型）が中心で、公立、私立、NGO などボランティア・セクターによるものがあるが、数が少なく、サービスの質も必ずしも高くない²¹⁵。

【ヨルダンにおける障害者】

ヨルダンにおける障害者の社会的包摂は、男女を問わず遅れている。障害者であること、障害者が家族にいることを「恥」と感じる社会的スティグマが根強く²¹⁶、家族は障害者を自宅から出さず、社会の目から隠すことが多い。障害ならびに障害者に対する否定的な社会的通念を変え、包摂的なアウェアネスを醸成することが必要とされているが、アドボカシー（HCD など公的なもの、

²¹¹ *Ibid.*, Jordanian Women's Union (2012)

²¹² 障害問題アドバイザーとの面接。<http://hcd.gov.jo/en/> (HCD ウェブサイト)も参照。

²¹³ この基金並びに基金の他のプログラムについては下記 3.4 を参照。

²¹⁴ UNDP (2013)

²¹⁵ 障害問題アドバイザーとの面接、The Jordan Times (2015a)

²¹⁶ HCD (2010)、Al-Oraibi (2010)。「他の子供(特に娘)の結婚に不利になると考えて、親が障害のある子供を人目に触れないよう外出させない」などの事例があるという(障害問題アドバイザーとの面接)。

当事者や NGO など支援者によるもの双方) は非常に弱い²¹⁷。

社会に根強い否定的通念は、障害者に関する統計の不備や調査・研究の少なさの要因ともなっている。国勢調査等において、情報提供者（世帯主など）が障害を持つ家族の存在や障害そのものについて過少申告する、もしくは全く申告しないことが考えられるからである²¹⁸。

こうした状況下、今日に至るまでヨルダンの障害者人口の全体像はつかめておらず²¹⁹、結果、男女別の障害者事情についても実態の把握が非常に困難である。2013年のデータによればヨルダンにおける障害者人口は総人口の1.9%（男性2.2%、女性1.6%）とされるが²²⁰、この数値は、「（国・地域に関らず）総人口における障害者人口は15%前後」という国際的知見²²¹を鑑みるに、あまりに小さい。2014年にHCDが実施したサンプル調査²²²では、障害者は調査人口の約13%とされた（男女別の割合は不明）²²³。これを単純に総人口（660万7,000人）²²⁴に乗ずると、ヨルダンの障害者人口は約85万9,000人となる。

JNCW（2015a）によれば、貧困家庭の78.7%が1人以上の障害者を抱えているという。障害者の基本的データが不在の中、この数値を不用意に解釈することは避けるが、上述のように障害者に対する社会的受容性が低い状況から、障害のある家族がいることが社会的資本という意味で否定的に働き²²⁵、もって家族全体がいわゆる「貧困の罟」に陥りやすくなる（あるいは抜け出しにくくなる）というメカニズムが働いていると考えることもできる。

女性障害者と男性障害者が社会的に受ける扱いについては、障害種別や家庭環境によって大きく異なるため一概には言えないが、最も日常的な社会単位であるところの家庭において、女性障害者は、女性であるがために、男性障害者よりも軽視されやすくなるとの報告がある²²⁶。また、知的障害や精神障害のある女性については、身体的障害を持つ女性の場合よりも、また男性障害者よりもさらに社会的スティグマが強い²²⁷。

家族の障害者に対する態度については、障害者の自立可能性について社会的認知が低いことも関係し、家族が過剰保護（over-protection）になる場合が多く見られる。男女障害者ともに報告されているが、特に女性障害者の場合には、女性を「か弱く守るべきもの」と考える伝統的価値

²¹⁷ 障害問題アドバイザーとの面接

²¹⁸ *Ibid.*

²¹⁹ Asai (2014)、HCD (2010)

²²⁰ ESCWA (2014)

²²¹ WHO (2011)

²²² この調査は、調査地が国内2県のみ、調査対象が408世帯と、非常に小さなサンプル調査のため、これをもってヨルダン全体の障害者人口を語ることはできないが、傾向を把握するには有用であるので、以下でも適宜参照する。

²²³ HCD (2014)

²²⁴ 上記 1.1 参照。

²²⁵ 上記注 216 で言及した、「姉妹の結婚が不利になる」点などはその例と言えるだろう。家族の社会的資本としての『条件のいい結婚』に恵まれる可能性が低くなる、あるいはそのように家族を含む社会が見做しているのである。

²²⁶ The National Center for Human Rights (nd)

²²⁷ 障害問題アドバイザーとの面接

観も影響し、あるいは外部の人間に性的ハラスメントを受けるのではないかという恐れなどから、特に顕著になることが多い。こうして、女性障害者は（男性障害者よりもさらに）幼少時からほとんど家庭の外に出ず、家族としか接しないで長い時間を過ごすことになり、結果、知人や友人を作ったり外部の情報に触れたりする機会を得られないため、社会的に孤立することになり、さらに、情報不足のために主体的行動を起こしづらくなる（例えば『障害者であっても主体的行動を起こすことが可能だ』という情報＝認識を持つ機会を得たことがなければ、主体的行動を起こそうとする意思を持つこと自体が困難になる）²²⁸。

[障害者と教育]

義務教育に関しては、法的に言えば学校は障害のあるなしにかかわらずどの子供も受け入れなければならない²²⁹が、実際にはアクセシビリティが悪い、教師が障害のある子供に対する教育方法を知らないなどの問題があり、障害のある子供の多くが学校に行けないでいる²³⁰。盲学校、聾学校など障害種別による特別学校は絶対数が少なく需要に追いついていない²³¹。さらに、「恥」の意識から障害のある子供を社会の目にさらしたくない、という理由で、親や家族が子供の就学に消極的である場合が多い²³²。ESCWA (2014)によれば障害者の非識字率（読み書きできるのは自分の名前のみ、といった場合を含む）は35.3%である²³³。以下に、非識字者割合を男女別に示す。

表 3.3.1: ヨルダンにおける障害者の非識字率

	男性	女性	合計
障害者*	32.0%	40.0%	35.3%
ヨルダン全体**	1.6%	2.6%	2.1%

出所: *: ESCWA (2014)

** : UNESCO Institute for Statistics²³⁴

基礎教育を受けられた場合でも、中等教育未満 (below secondary)²³⁵ の場合が 45.7% (男性 47.3%、女性 43.5%) であり、この2カテゴリーをあわせると 81.1% (男性 79.3%、女性 83.3%) となる²³⁶。つまり、中等教育以上の教育を受けられる障害者は男女共に2割前後である。

ほとんど教育を受けていない（非識字カテゴリー）、または初等教育まで（中等教育未満カテゴリー）のいずれでも、女性障害者は、男性障害者よりもさらに教育機会から疎外されている。しかしながら、男性障害者もまた、深刻な疎外を受けていることが明らかである。ヨルダン全体で

²²⁸ 障害問題アドバイザーとの面接

²²⁹ <http://www.kinghussein.gov.jo/resources3.html> (accessed 11/Nov/2015)

²³⁰ 障害問題アドバイザーとの面接。障害のある子供の就学率についての情報は不詳（社会開発省書面インタビュー）。

²³¹ 障害問題アドバイザーとの面接

²³² *Ibid.*

²³³ 上項のように、ESCWA (2014)のデータでは障害者人口割合が非常に小さく、データ全体の信頼性に疑問が残るが、概況を把握するために引用する。なお、同じく上述のHCD (2014)では非識字率は33%とされた(男女別は不明)。

²³⁴ <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryname=166> (Accessed: 26/10/2015)

²³⁵ 初等教育をドロップアウトしたケースも含まれる。

²³⁶ ESCWA (2014)

は男女を問わず基礎教育（義務教育）の就学率・修了率・識字率が非常に高い²³⁷ことに鑑みると、現時点では教育機会からの疎外は、男女に関らず障害者全体にとっての大きな課題だと考えるべきであろう。

【障害者の就労】

2007年の障害者権利法では、公共部門・民間企業の事業体は、総従業員の4%に当たる障害者を雇用すべきというクォータ²³⁸が規定され、2011年に労働省内に障害者雇用を促進する部署が創設されたが、障害者雇用はまだまだ進んでいない²³⁹。

上述のように、統計・調査の未整備のため、障害者の就労状況を正確に把握することは困難だが、HCDのサンプル調査（2014年）によれば、15歳以上の障害者のうち、経済活動（economically active）人口は24%のみで、76%は経済的に不活発（economically inactive）だった²⁴⁰。男女を問わず、障害者の中にはその障害のために経済活動が現実的でない人々が一定数含まれるであろうが、現在手に入るデータからは障害の種別・軽重に分けた数値が見出せないため、そうした人々の数（割合）は不詳である。しかし、そのような一定数の人々の存在を差し引いても、上記の経済活動人口は非常に低い。

2013年に800人以上の障害者を対象に行われた就業についての調査で、就業していない障害者（職探し中の者としていない者を含む）にその理由を尋ねたところ、「雇用者の態度（が否定的）」「（社会の）経済状況の悪さ」「（本人の）資格・技能・技術の不足」が主な理由として挙げられた。また、就業している場合、その職を見つけた方法としては、27%が「個人的な知人やネットワークを通して」で最も多く、次が19%で「政府系障害者サービスなどの支援を通じて」であった²⁴¹。全体として経済状態が悪く、障害のない人でも失業率の高いヨルダン²⁴²において、上述のように教育レベルもあまり高くなく、特別な技術を持たない（ことの多い）障害者が就業するのは、個人的なツテなどが無い限り、難しいことがわかる。直接的に障害を持つことで、どの程度の就職差別を受けているのか、この調査だけから判断することはできないが、「障害者であることで就職を断られたと感じたことがある」とした回答者が43%であった。なお、この調査報告書では、ジェンダーによる分析はなされていない²⁴³。

ESCWA(2014)によれば、経済活動状況に関するジェンダー別の数値は以下ようになる。

²³⁷ 上記 1.2 参照。

²³⁸ 障害問題アドバイザーとの面接、ESCWA (2014)。クォータに男女別の規定はない。

²³⁹ 障害問題アドバイザーとの面接、JICA(2015c)。

²⁴⁰ HCD(2014)。ただし、当該文書内でこの数値についての記述に矛盾が見られる(障害アドバイザーとのメールインタビュー)。

²⁴¹ USAID (2013)

²⁴² 上記 2.1 参照。

²⁴³ USAID (2013)

表 3.3.2: 男女障害者の経済活動状況

	男性	女性
就業中(employed)	23.8%	4.8%
失業中(unemployed)	2.2%	0.9%
経済的に不活発(economically inactive)	74.0%	94.3%
全体	100%	100%

出所: ESCWA (2014)

教育状況とは異なり、経済活動状況には明らかな男女差が認められる。経済的に不活発な層を見ると、男性障害者でも非常に率が高いが、女性障害者にいたっては95%近い。つまり女性障害者は、少数の例外を除き、経済活動しようとしていない。上述の2013年の調査等、既存の入手可能なデータや情報からは、女性障害者が明らかに男性障害者よりも経済活動に消極的である理由は明らかでないが、社会全体として女性の就業に積極的でない雰囲気(ジェンダー規範)に加え、前々節に上述した、女性障害者に対する家族や周辺の過剰保護的な態度、それにも関る女性障害者自身の意思や自らの可能性に対する自信のなさが働いていると考えることができるだろう。

なお、労働省では現在、全国に21の労働省フィールド事務所²⁴⁴を稼働させており、雇用オフィサーが障害コーディネーター(Disability Coordinator)を兼任して障害者雇用促進を進めようとしている。しかしながら、上述の2013年の調査結果にあったように、ヨルダンでは個人のツテ(地縁・血縁)で職探しをすることが非常に多く、フィールド事務所に障害者からの雇用相談が来ることは、1事務所あたり、多くても月に2-3回であり、この内、女性障害者の就職に関する相談はほとんどゼロである²⁴⁵。

女性障害者の就労が進めば、彼女たちの自立と、精神的・経済的・社会的エンパワメントが促進される可能性が高い。しかし、現在のヨルダンでの障害者をめぐる厳しい状況を考えると、一足飛びに就労支援というよりも、まずは本人はもとより、家族・周辺を含む意識の向上、女性障害者が家の外に出て社会的コミュニケーションをとったり教育やその他の情報に触れることが必要な段階なのではないかと思われる。

【障害者に対する虐待】

近年、家庭や障害者のケアセンター(公立・民間)における障害者に対する虐待が徐々に社会問題化してきた。2012年にケアセンターでの障害者虐待に関するドキュメンタリー番組が放映され、アブドゥラー2世国王の目に留まったことから、その後ケアセンターへの立ち入り検査などが実施されると共に、メディアにも取り上げられるようになってきたが、まだ挿話的な扱いにとどま

²⁴⁴ 日本における公共職業安定所に似た組織。

²⁴⁵ 障害問題アドバイザーとの面接

り²⁴⁶、障害者虐待の全体状況がつかめるまでにはなっていない。

この分野での信頼にたる調査やデータは手に入らず、虐待の頻度・発生度や被害者の障害種別、ジェンダー種別、年齢層、地域性などは不明である。新聞記事など、入手可能な情報を見る限りでは、男女ともに虐待の被害者となっており、障害種別も身体障害、精神障害、知的障害と様々、虐待内容も1回殴られた、といった比較的軽微なものから、「10年以上にわたって柱に縛り付けられていた」「崖から突き落とされ命を失った」といった極端に深刻なものまで多岐にわたる。また、精神的・言語的虐待についてはほとんど情報が得られなかったが、こうした虐待が存在しないということではなく、物理的な虐待と異なり外部の人間からは一見わかりにくいため、検知されることが少ないと考えられる。

女性障害者に対する虐待として、詳細は不明ながら各種の性的虐待が存在するが²⁴⁷、報告がある中で特に深刻なケースに、強制的子宮摘出を伴うレイプがある²⁴⁸。発生率などは不詳だが、「昔から起き続けている」とされ、レイプなどがあっても子宮がなければ妊娠することもなく、よって「恥」が表に出ずに済む、という論理で語られる²⁴⁹。二重三重の人権侵害であるが、「障害」「性」「性的虐待」と、幾重にも重なる社会的スティグマのため、ほとんど対策が取られていないのが現状である²⁵⁰。

²⁴⁶ The Jordan Times (2015a, 2015b, 2015c)

²⁴⁷ 男性障害者に対する性的虐待も存在するであろうが、女性障害者への性的虐待以上に社会的タブーであると見られ、言及した資料を見出すことはできなかった。

²⁴⁸ Al-Araby Al-Jadeed (2014)

²⁴⁹ *Ibid.*, Jordanian Women's Union (2012)

²⁵⁰ Jordanian Women's Union (2012)。虐待の性質から、被害を口に出すことがしづらい知的障害・精神障害のある女性が被害を受ける場合があることが考えられるが、上述のようにこうした女性たちに対する社会的スティグマは非常に強いため、他のケース以上に表に出づらいとされている(*Ibid.*)。

3.4 社会的保護分野

＜概要＞	
(1)	＜保健医療＞ ヨルダンにおける女性の合計特殊出生率（TFR）は3.5であり、近年ほとんど低下していない。
(2)	＜保健医療＞ 非伝染性疾患（NCD）が社会問題となっている。女性は男性よりも糖尿病による死亡率が高い。関連して、特に肥満が多く、ヨルダンの女性の40%以上が肥満状態にある。
(3)	＜GBV＞ ジェンダーに基づく暴力（GBV）は社会的タブーであり、詳細は不明だが、深刻な状態にあると考えられる。ジェンダー規範として、男性が暴力を通じて男性性を表すのが許される社会であり、これが社会的・経済的不安とあいまって、いわば暴力の連鎖を形作っているのではないかと危惧される。
(4)	＜GBV＞ GBV 被害者に対する保護・支援制度は未だ脆弱である。さらに、社会的タブーであることから、被害者が公的な保護や支援を求めることが少ない。
(5)	＜GBV＞ 早婚が広く行われ、減少の気配がない。ヨルダン人少女の早婚率は、シリア難民・パレスチナ難民の少女と比較すれば低い、それでも12-14%に上る。大きな要因の一つとして、結婚について、女性（結婚する女性自身、またその母親）が意思決定権を持っていないことが挙げられる。
(6)	＜貧困＞ 人口のおよそ14%が貧困層である。女性世帯主家庭の多くが貧困にあえいでいるとされるが、具体的な実態は不明である。
(7)	＜貧困＞ 貧困家庭支援においては、国民援助基金（NAF）が主要な役割を果たしている。NAFは女性世帯主家庭の貧困に問題意識を持っているが、具体的に女性を対象としたプログラムは実施していない。

＜保健医療＞

[保健医療に関する政策とジェンダー課題]

現在施行中の「保健省戦略計画（Ministry of Health Strategic Plan）2013-2017」では、優先課題として以下に取り組んでいる²⁵¹。

- 医療保険へのアクセスの拡大
- 高品質な医療サービスへのアクセスの確保
- 既存の病院並びに保健センターでの提供サービス拡大
- 病院・保健センターでの品質管理アプローチの導入
- リプロダクティブ・ヘルス（RH）サービスへのアクセスと使用の拡大
- 一次医療（primary health care）サービス
- 非伝染性疾患（non-communicable disease(s)、NCD）の減少

この内、RHについては、別途「国家リプロダクティブ・サービス/家族計画戦略（National

²⁵¹ Ministry of Health (2013)

Reproductive Health/Family Planning Strategy) 2013-2017」²⁵²が制定・施行されており、RHの向上はヨルダンの重要な開発課題とみなされている。同戦略では、女性と子供の健康改善のためはもちろんながら、現状の出生率と人口増加が続けば、2042年には人口が2倍に膨れ上がるという推計に鑑み、既に限界に達しつつある保健医療サービスの破綻リスク、さらには自然資源に乏しく経済成長率の低いヨルダンの社会経済全体に大きな負担がかかるという観点からも、RHの向上とFPの促進を進めたいとしている²⁵³。

また、近年、NCDが急速に社会問題化しつつあり、その対応策の強化も急務である。NCDに関しては下記で別途論ずる。

なお、同戦略全体に関する問題として、2012年以降本格化したシリア難民の流入によって、それに対応する保健医療サービスへの負荷が増加しており、特にシリア難民の多い北部地域では、RH関連サービスを含む、全ての保健医療サービスの提供が限界値に近づきつつある²⁵⁴。

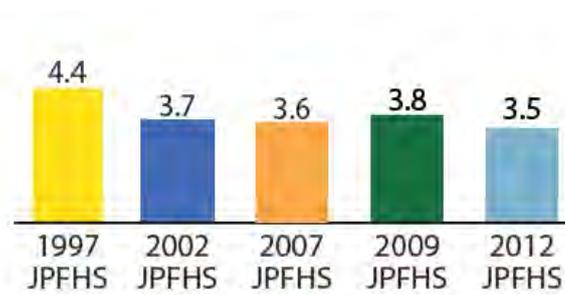
[RHとFP]

ヨルダン・人口と家族保健調査 (JPFHS²⁵⁵) によれば、1990年代以降、合計特殊出生率 (Total Fertility Rate、TFR) は低下し、FP実行率は上昇していたが、2002年以降は、明確な、あるいは有効的な傾向が見られなくなった。1990年以降の大勢を以下の表 3.4.1 と図 3.4.1 に示す。

表 3.4.1: ヨルダン女性の TFR 並びに FP 実行率の推移

調査年	1990	1997	2002	2007	2009	2012
TFR	5.6	4.4	3.7	3.6	3.8	3.5
FP 実行率 (%)	40	53	56	57	59	61

出所: DoS and ICF International (2013a)



出所: DoS and ICF International (2013b)

図 3.4.1: ヨルダン女性の TFR 推移

²⁵² HPC (2013)

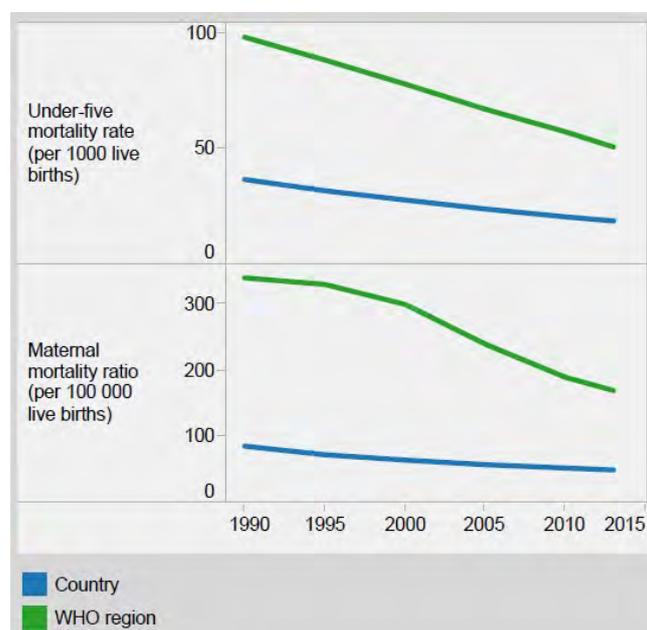
²⁵³ *Ibid.*

²⁵⁴ UN Women (2014)、REACH (2014)、WHO (2013)。シリア難民危機と、保健医療を含む関連するジェンダー課題に関しては上記 3.1 を参照。

²⁵⁵ JPFHS については注 195 を参照。

政府は2009年に、ヨルダン女性のTFRを「2017年に2.5まで低下させる」とする目標を定めた
 が、その後「2012年に3.5、2017年に3.0」と下方修正した²⁵⁶。上記JPFHSでは、2012年(3.5)
 の目標は達成されたが、現在の傾向が続けば、2017年の目標(TFR:3.0)が達成できるかは不透明
 である。

妊産婦死亡率、並びに5歳未満児死亡率は1990年代以降、一律に低下傾向にある(下図3.4.2
 参照)ことから、上述のTFRとFP利用率における改善傾向の「停滞」は、ヨルダンの保健医療、
 あるいは国全体の発展の停滞といった問題ではなく、個々の男女による個別的な選択、あるいは
 価値観に関するものであることがわかる。



出所:WHO (2015)

図 3.4.2: 妊産婦死亡率並びに幼児死亡率の推移²⁵⁷

その他、この分野における課題としては、RH、FPなど性的行動に関連したサービスが、公式に結
 婚していない限りアクセスできないこと²⁵⁸、人工妊娠中絶は妊婦の生命の危機の回避、肉体的精
 神的健康を守るため、または胎児に障害が認められた場合にしか合法とされない²⁵⁹ことなどが挙
 げられる。

²⁵⁶ HPC (2013)

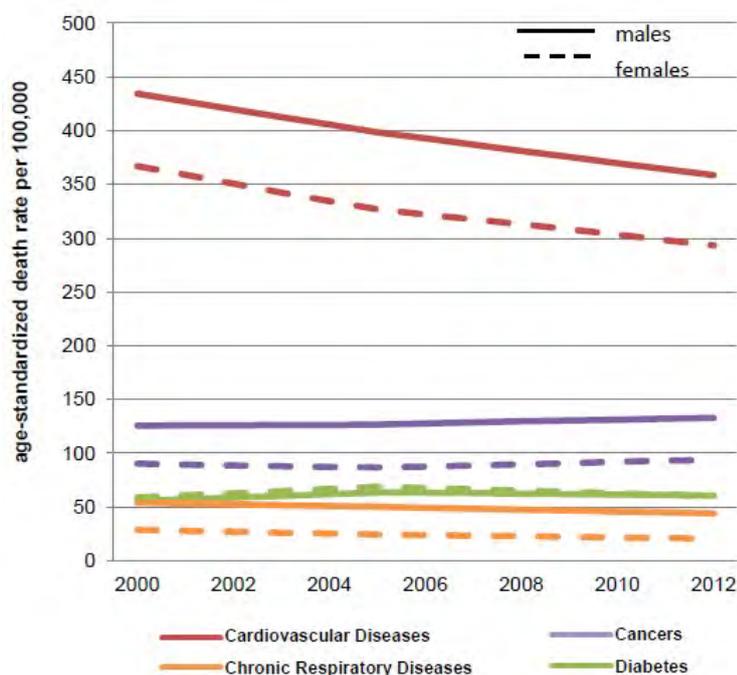
²⁵⁷ 図中、WHO Region とあるのは、地域の平均値である。比較することで、妊産婦死亡率、幼児死亡率のいずれにおいても、ヨルダンが
 相当の達成をしてきたことが見て取れる。なお、WHOによる地域分類(WHO Region)では、ヨルダンは「東地中海(Eastern
 Mediterranean)」カテゴリーに属する。本カテゴリーのその他の国は、アフガニスタン、パキスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、パー
 レーン、イラン、イラク、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、ジブチ、エジプト、リビア、モロッコ、ソマリ
 ア、スーダン、チュニジアである(WHO 2014b)。

²⁵⁸ JNCW 面接。

²⁵⁹ OECD(2014)

[NCD、リスク要因と女性]

ヨルダンでは近年、非伝染性疾患（NCD）が急増し²⁶⁰、WHOによる最新の推計では、死因の76%をNCDが占めるまでになっている²⁶¹。死因の内訳では、循環器疾患が35%、癌が15%、慢性呼吸器疾患が3%、糖尿病が7%、その他のNCDが16%であり、一方で伝染性疾患、妊娠出産関連、栄養状態関連などによる死は合わせて13%に過ぎない²⁶²。下図3.4.3は、4大NCD（循環器疾患、癌、慢性呼吸器疾患、糖尿病）による死者率（100,000死者あたりの人数）を男女別に整理したものである。



出所:WHO (2014a)

図 3.4.3: 4大NCDによる年齢調整死者率

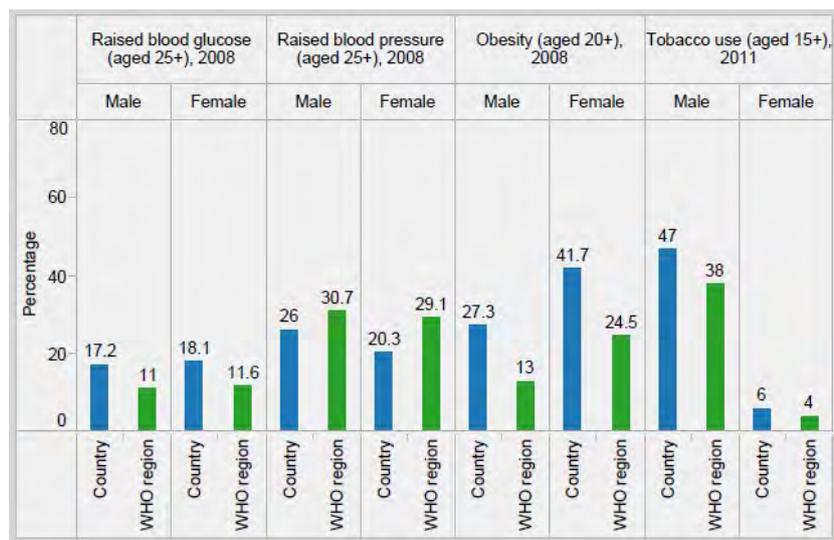
上図によれば、循環器疾患、癌、慢性呼吸器疾患ではいずれも女性より男性の死亡が多いが、糖尿病だけは女性のほうが死亡率が高い。NCDのリスク要因は飲酒・喫煙・高血圧・運動不足など様々だが、主要な4リスク要因を、男女別にヨルダンと近隣諸国²⁶³で比較した図を次頁に示す。

²⁶⁰ NCDの急増は、近年全世界、特に途上国における保健医療上の一大問題になっている。ヨルダンを含む中東地域も例外ではない（WHO (2009)）。

²⁶¹ WHO (2013, 2014)

²⁶² WHO (2014)

²⁶³ WHOによる地域分類(WHO Region)。上記注 257 参照。



出所: WHO (2015)

図 3.4.4: 成人健康リスク要因比較

上図によれば、ヨルダン女性が地域平均より高い数値を示しているリスク要因は、高血糖、肥満、喫煙率である。この内、特に数値の高い肥満についての研究結果を以下に概観する。肥満は、糖尿病、心臓病につながるリスクが高く、特に女性の健康リスク要因として世界的に大きな問題となっている。Al-Nsour and Arbaji (2014)は、2012年に実施された JPFHS²⁶⁴のデータを解析し、ヨルダン女性の間で特に肥満比率が高い属性を検討した。これによれば、4人以上の子供を持つ女性の肥満比率は48.2%で、子供の数が0~3人の女性(28.3%~28.5%)に比べ統計的に有意に高かった。この研究では、社会経済的階層(貧困度)や難民キャンプ在住か否かでは統計的有意差はなかったが、教育レベルで見ると、初等教育以下の女性では51.2%、中等教育で40.1%、それ以上の教育レベルで30.9%と、教育レベルが低いほど肥満傾向が見られた²⁶⁵。この調査では、これらの属性と肥満率に関する因果関係や特性を考察していないが、一般的なジェンダー理解から鑑みれば、子供の数が多い女性はFPにおける自己決定権が少ない、またはRHに関する情報量が少ないなどの可能性がある。教育レベルの低い女性についてもほぼ同様の傾向が考えられるであろうが、こうした特性が肥満率の高さと何らかの関連があるかどうかは明らかでない。

いずれにせよ、教育レベルが低く、かつ、子供の数が多い女性が、特に肥満リスクの高いグループであると言える。こうしたグループを焦点とした肥満対策が望まれるが、その際にはRH/FPに関する意識向上対策等を盛り込むことも一案であろう。

²⁶⁴ 上記[RHとFP]の節参照。

²⁶⁵ Al-Nsour and Arbaji (2014)

<GBV>

[GBV に対処する政策]

ヨルダンでは、GBV は社会的タブーであり、プライベートに内々で対処すべき問題とされている²⁶⁶こと、公にすると「家族の恥になる」という社会的通念から被害者が名乗り出ることが非常に少ないこと²⁶⁷などから、実態把握はきわめて困難だが、深刻な状況にあると考えられている²⁶⁸。

ヨルダンには 2008 年に制定された家庭内暴力法が存在するが、これは「被害者の自宅の中で起きる」家庭内暴力のみを対象としている²⁶⁹。より広く、GBV 全般に対応するものとして、社会開発省 (Ministry of Social Development) は 2015 年 11 月現在、GBV についての国家政策を策定中である。これに先立つ 2014 年には「性に基づく暴力に関わるコミュニケーション戦略

(Communication Strategy of Gender-Based Violence) 2014-2017」がとりまとめられた。同戦略では、社会全般に対してと、GBV 対応に関わる人々に対してとの二方向に向けたアドボカシーを通じ、GBV への社会的関心を深め、その要因となる社会通念やジェンダー規範を変えていくとしている²⁷⁰。

[GBV の状況]

ヨルダン社会には、従来より、男性がより弱いもの (女性、子供) に対して暴力に訴えることは「男性性 (masculinity)」の発露として社会文化的に受け入れられるが、逆に繊細な感情を表現したり密なコミュニケーションを取るのには「男らしくない」とするジェンダー規範が存在している²⁷¹。このため、特に家庭内の問題解決において、男性が女性に暴力をふるい意志を通す傾向がある²⁷²。2012 年に全国で行われた配偶者間暴力による調査では、調査対象となった妻の 98% が、夫から何らかの暴力 (性的、物理的、心理的、経済的、社会的暴力、また性的ネグレクトを含む) を受けたことがあると回答したが、夫、妻の多くがその暴力を一定程度正当性のあるものと考えていた²⁷³。2012 年の JPFHS では、同じく配偶者間暴力を経験したことがある女性の割合について、以下の図 3.4.5 という結果が出ている。

²⁶⁶ Al-Badayneh (2012)

²⁶⁷ World Bank (2013)。「恥」を恐れるだけでなく、公にすることでさらなる暴力の被害者になる可能性も高い。ただし近年、若干ではあるが、被害を公にして、法的な保護や加害者の処罰を求める女性が増えているという報告もある (JNCW 2015a)

²⁶⁸ OECD (2014)

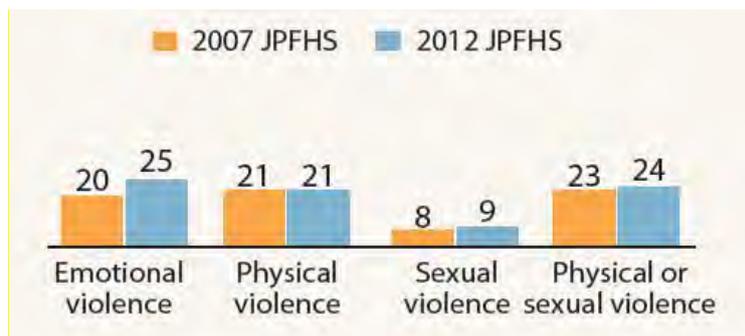
²⁶⁹ 上記 2.2 参照。

²⁷⁰ Ministry of Social Development (2014)

²⁷¹ SGBV Sub-Working Group (2015)

²⁷² Al-Badayneh (2012)

²⁷³ *Ibid.* 夫 (男性) の妻 (女性) に対する暴力に正当性を認める傾向は World Bank (2013) でも報告されている。



出所: DoS and ICF International (2013c)

図 3.4.5 配偶者間暴力経験者の割合

これは、JPFHS の 2007 年結果と 2012 年結果を比較したものである。調査された配偶者間暴力の種類の内、物理的暴力ではいずれの年も 21% で同率であったが、それ以外（感情的暴力、性的暴力、物理的または性的暴力）では若干ながら 2012 年の方が経験者比率が大きくなっている²⁷⁴。この結果のみから「配偶者間暴力が増加している」と判断するべきではないが、少なくとも暴力を受ける女性が減ってはいないことがうかがえる²⁷⁵。

配偶者間暴力以外の GBV については、配偶者間暴力以上に信頼にたる情報が少ないが、上記 JPFHS の 2012 年調査によれば、15 才以上で何らかの物理的暴力の被害経験のある女性は 34% であった²⁷⁶。

現在、上述の、男性性と暴力的傾向を結びつけるジェンダー規範が、ヨルダン社会が経験している社会不安と相互作用して、GBV の増加・深刻化を助長している可能性が憂慮されている²⁷⁷。ここ数年にわたり、シリア危機による難民の流入（北部地域）²⁷⁸、イスラム過激派の活動などによる政治社会的混乱（南部地域）²⁷⁹などで社会が不安定化し、長引く経済の低迷により失業率が高い状態が続く中で、不安とストレス抱える男性が多いと考えられている。特に失業などした場合には、「家族を食べさせるのは男性の責任でありプライドである」というもう一つの根強いジェンダー規範²⁸⁰に基づく男性のアイデンティティが脅かされ、そこからくる不安やストレスのはけ口として、また自らがより強いことを示そうとする無意識も働いて、GBV に走る傾向がある²⁸¹と

²⁷⁴ DoS and ICF International (2013a)

²⁷⁵ JPFHS で GBV に関して調査がされているのは主に家庭内暴力のため、結婚していない/したことがない女性に対する GBV/VAW については明らかでない。

²⁷⁶ DoS and ICF International (2013b)

²⁷⁷ SBGV Sub-Working Group (2015), UN Women (2014b)。

²⁷⁸ 北部地域におけるシリア難民流入と、それを要因とする GBV については、上記 3.1 も参照。本項ではヨルダン全体における GBV について記載している。

²⁷⁹ <http://www.cfr.org/global/global-conflict-tracker/p32137#!/?marker=10> (accessed 23/Nov/2015)

²⁸⁰ Al-Badayneh (2012)

²⁸¹ この傾向はシリア難民(ヨルダン国内における労働許可がなく、基本的に失業状態である)において顕著である(上記 3.1 を参照)が、他のコミュニティでも程度の差こそあれ同様と考えられる。

される²⁸²。

ただし、全国的・包括的なデータはほとんど得られず、実際に増加・深刻化しているのか、しているとしたらどの程度かについて、より広汎かつ詳細な調査研究とデータの蓄積が望まれる。

なお、GBV は女性に対する暴力（VAW）だけではない。男性が被害者となる GBV も存在するが、これに対しては VAW 以上に社会的タブーとしての側面が強く、ヨルダンでの実態はほとんどわかっていない²⁸³。被害者の保護・支援システムもないに等しい²⁸⁴。

【GBV 被害者に対する保護・支援制度とその課題】

GBV 被害者に対する保護・支援制度としては、1997 年以降、警察と社会開発省が連携して運営する家庭保護部（Family Protection Department）が稼働しており、NGO など民間団体による救済システムもあるが²⁸⁵、いずれも GBV 被害者に対するサービスが「最小限で短期」²⁸⁶で、社会的周知も不十分である²⁸⁷。政府系の救済センター「The Family Reconciliation Home」が開設されたのは 2008 年で、このセンターで 2013 年に対応したケースは 864 ケースであった²⁸⁸。2015 年現在、政府系救済センターは全国で 2 カ所ある²⁸⁹が、性的ハラスメントなど、「家庭内暴力」以外の被害者は保護されず、「保護」の名の下に監獄に送られることもある²⁹⁰。パレスチナ難民キャンプでは UNRWA のリファージシステムが稼働中だが、訴え出る女性は少なく、2013-14 年で発見できた被害数は 62 件だった²⁹¹。

予防という側面では、性的虐待を含む性に関わる情報が、特に若い世代に行き渡っていないことが問題視されている。家庭では性に関わる事柄が「恥」として話題にされず、教育現場での性教育・保健教育も、教師が恥ずかしがるなどの理由で行われないことが多い²⁹²。このため、何年にもわたって性的虐待を受けていた 10 代の女性が、自分が経験してきた被害を被害として認識していなかったケースなどが報告されている²⁹³。

²⁸² SBGV Sub-Working Group (2015)、UN Women (2014b)、UNHCR (2013, 2014)、IAWG (2013)。なお、この傾向はヨルダンまたは近隣地域だけでなく、他の国々でも指摘されている (Women's Refugee Commission (2009, 2011))。JPFHS においても、貧困層女性は富裕層の女性に比べ暴力被害率が高い (40.9% : 25.2%) という結果があり、因果関係は明確ではないものの、このような傾向の存在をうかがわせる (DoS and ICF International (2013a))。

²⁸³ SBGV Sub-Working Group (2015)

²⁸⁴ 次項【GBV 被害者に対する保護制度とその課題】に記載されているシステムはほぼ一律に女性被害者を対象としており、男性被害者は基本的に想定されていない。

²⁸⁵ JNCW (2015a)、UN Women (2013)、World Bank (2013)

²⁸⁶ OECD (2014)

²⁸⁷ UN Women (2013)、World Bank (2013)、Jordanian Women's Union (2012)。同様の見解が UNRWA 面接、JNCW 面接でも示された。

²⁸⁸ JNCW (2015a)

²⁸⁹ JNCW 面接

²⁹⁰ OECD (2014)、Jordanian Women's Union (2012)

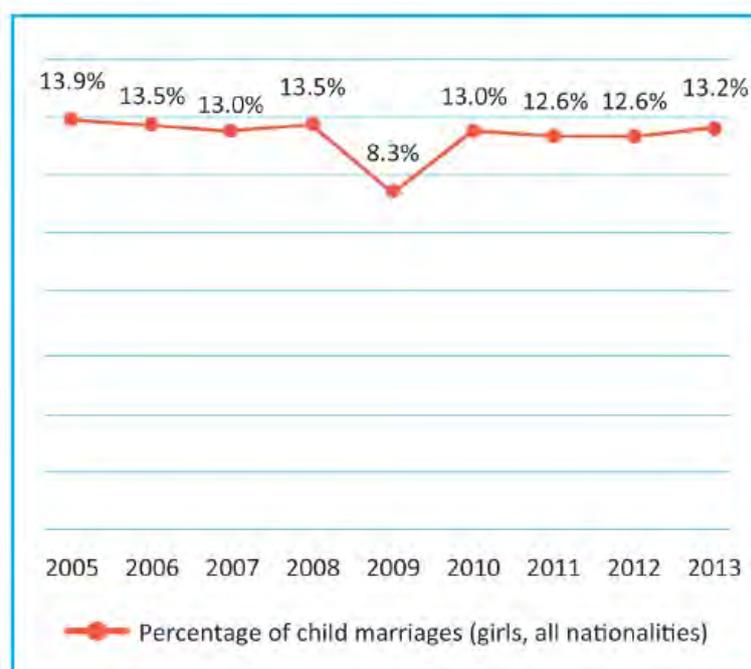
²⁹¹ UNRWA (nd)、UNRWA 面接。

²⁹² JNCW 面接

²⁹³ *Ibid.*

[早婚]

上記 3.1 に示したように、18 歳未満の早婚は GBV の一種である。既に上記 3.1 並びに 3.2 で、シリア難民並びにパレスチナ難民における女性の早婚について論じたが、早婚はヨルダン全体におけるジェンダー課題である²⁹⁴。上記 2.2 のように、ヨルダンの法的婚姻下限年齢は基本的に 18 歳だが、シャリア法廷の検討と許可があれば 15～17 歳の婚姻が合法とされる。UNICEF (2014) による、全婚姻数に占める 15～17 歳の少女の婚姻（比率）を以下に示す。



出所: UNICEF (2014)

図 3.4.6: 登録婚姻全体における 15～17 歳の少女の婚姻比率²⁹⁵

次頁の表 3.4.2 から、ヨルダン国籍の女性における早婚は、シリア難民やパレスチナ難民（ヨルダン国籍のないパレスチナ人）に比べれば比率は小さいが、しかし減少する傾向にはないことが見て取れる。

UNICEF (2014) の調査で、娘を早婚させる²⁹⁶理由として挙げられたものには、家族の貧困状態の緩和、家族における子供（特に娘）の数が多なこと（とそれに伴う両親の養育負担の軽減）、少女本人に対する *sutra*（安全）²⁹⁷の確保、文化的または一族的な「伝統」の維持、などがある。

²⁹⁴ JNCW (2015c)、JNCW 面接

²⁹⁵ UNICEF (2014) では、2009 年に見られる減少は、婚姻登録時の情報管理不備などによるもので、実態を反映していないと推論している。

²⁹⁶ ほとんどの場合、婚姻は両親を含む周辺の人によってアレンジされ、結婚する少女本人の意思が入る余地は非常に小さい (UNICEF 2014)。

²⁹⁷ アラブ地域で一般的な *sutra* という概念は、生活・人生における安全 (security)、困難からの庇護などを意味する (UNICEF (2014))。

また、同調査では、少女本人の学業成績が振るわない場合、また既に教育機関からドロップアウトしている場合には、学業成績が良い場合に比べ、周辺の働きかけで早婚にいたるケースが非常に多いことが見出された²⁹⁸。

表 3.4.2: 国籍による²⁹⁹全婚姻における 15～17 歳の少女の婚姻比率

Year People	2011	2012	2013
ヨルダン人	12.5%	12.5%	12.7%
パレスチナ人	19.9%	18.3%	17.6%
シリア人 ³⁰⁰	-	-	25.0%

出所: UNCEF (2014)

ナショナル・マシンアリーである JNCW³⁰¹は、ヨルダン女性全般において、早婚（そしてそれに続く早い年齢での妊娠・出産）が女性の健康にもたらしうる悪影響に対する意識が広まりつつあるにもかかわらず、早婚が上図に見られるとおりの「減らない」ことに危機感を表明している³⁰²。この背景には、ヨルダンにおける結婚の意思決定権が、ほとんどの場合において、結婚する女性（少女）本人でも、女親でもなく、男性家長（父親、または男性保護者（guardian））にあることが大きい³⁰³。UNICEF（2014）では幼い娘の結婚に反対したが聞き入れられなかった母親の声を複数採録している。父親をはじめとする男性の、早婚とそれが女性にもたらす影響についての意識向上が重要であることは言を待たないが、娘の結婚という重要事における夫（父親）と妻（母親）の意思決定権の所在、そして当然ながら結婚する本人である少女の意思決定権など、多くのジェンダー課題を内包する問題である。

<貧困と女性>

[ヨルダンにおける貧困]

ヨルダンの絶対貧困ライン（absolute poverty line）は現在、1人当たり約 68 ヨルダン・ディナール（JOD）/月相当の生活水準とされている。2013 年に発表されたヨルダン貧困削減戦略（Jordan Poverty Reduction Strategy, JPRS）によれば、2010 年現在、貧困人口は国民の 14.4%、約 11 万 9,000 世帯、87 万 7,000 人であった。貧困層の絶対数は都市に多く、貧困世帯の 80%が都市部に居住しているが、貧困比率は村落部でより大きく、16.8%、これに対して都市部では

²⁹⁸ UNICEF (2014)

²⁹⁹ データの出所である UNICEF (2014)では、統計データの入手可能性の観点から、「ヨルダン人」をヨルダン国籍を持つ者と定義している。よって、ヨルダン国籍を持つパレスチナ難民が含まれる。同様に、この表の「パレスチナ人」は、ヨルダン国籍を保持しないパレスチナ人のみを意味する。

³⁰⁰ シリア国籍の少女（シリア難民）については、2011 年、2012 年も数値が示されているが、シリア人女性全体の婚姻数（母数）が 1,000 以下と小さいことから、ミスリーディングな解釈を防ぐために本報告書では記載しない。

³⁰¹ JNCW については上記 2.3 を参照。

³⁰² JNCW (2015a)、JNCW 面接

³⁰³ UNICEF (2014)

13.9%である。県別に見ると、貧困率が高い県は南部マアン県（26.6%）、北部アジュルン県（25.6%）、中部バルカ県（20.9%）などとなっている³⁰⁴。また、村落部で人口比の25%以上と、特に貧困度の高い地区（DistrictあるいはSub-District）を「貧困ポケット」（Poverty Pocket(s)）として特定しているが、2010年にこの貧困ポケットと定義された地域は全国で27箇所であった³⁰⁵。

女性世帯主家庭（FHH）はヨルダン世帯の12.9%を占め³⁰⁶、FHHは貧困層の中でも特に厳しい状況に置かれているとされる³⁰⁷が、具体的なFHHの貧困状態についてのデータは得られなかった。

[貧困対策と女性]

ヨルダンにおける社会保護（Social Protection）システム、貧困対策の中核をなすのは1986年に設立された社会開発省（Ministry of Social Development）の下部組織、国民援助基金（NAF）である³⁰⁸。NAFの主なプログラムを以下に挙げる。

- 生活補助金（Recurring Cash Assistance）：NAFの支出の90%以上を占める主要プログラムである。貧困ライン以下の収入で一定以上の財産を持たない世帯に対し、月額40～180JODが支給される。一般的には世帯主が失業中で収入がない世帯が対象となる。
- 緊急補助金（Urgent Assistance Cash Payment）：火災で自宅を失った、家族が突然重病に倒れたなどの緊急事態に陥った世帯に対し、ケースバイケースで支給される一時金。受給資格は世帯収入が250JOD以下。
- 障害者介護補助金（Handicapped Care Cash Assistance）：精神障害のある家族を世話している世帯が対象。詳細は上記3.3参照。
- 身体リハビリテーション一時金（Physical Rehabilitation Cash Payment）：世帯の稼ぎ手、または子供が身体障害を負った場合にリハビリテーション装具の購入資金を支給する一時金。詳細は同じく3.3を参照。
- 健康保険カード（Health Insurance Cards）：上記のプログラムの受給者が、保健省（Ministry of Health）の健康保険に加入するのを補助する。
- 職業訓練プログラム（Vocational Training Programme）：2001-2006年に上記プログラム受給世帯の若者を対象に行われたが、修了者の就職率が非常に低く、2007年に中断された。

³⁰⁴ UNDP (2013)

³⁰⁵ *Ibid.*

³⁰⁶ 2012年の数値。http://data.worldbank.org/indicator/SP.HOU.FEMA.ZS?order=wbapi_data_value_2012+wbapi_data_value&sort=asc (accessed 24/Nov/2015)

³⁰⁷ Ministry of Planning and International Cooperation (2015)、UNDP (2013)

³⁰⁸ UNDP (2013)。以下、この項の記載は、別途特定しない限り、同じくUNDP (2013)による。

上記 NAF のプログラムにおいて、貧困女性のみを対象としたものはないが、最も重要な生活補助金プログラムでは、16 の潜在受給者（脆弱層）カテゴリーにおいて、寡婦並びに離婚女性が挙げられている。しかし、本調査において入手できた情報からは、FHH の受給世帯数や比率は不明であり、その貧困削減効果について検証することはできなかった。

これらのプログラムの受給者は、UNDP（2013）によればおよそ 8 万 9,000 世帯であり、人口中最も貧困度の高い 30%（the poorest, the second and the third poorest deciles）に位置する人々が NAF 支給金のおよそ 45%を受け取っている。地域の他の国々と比較して、NAF のターゲティングは適切度が高い³⁰⁹。ただし、生活補助金プログラム「が失業家庭を基本的な対象としていることから、ワーキングプア³¹⁰家庭は NAF の支援からはずれてしまっている。就業している場合も、賃金のジェンダー・ギャップが存在している³¹¹ことに鑑みると、就業しているが低い収入に甘んじている FHH の多くが、窮状にあえいでいるのではないかと危惧される。

³⁰⁹ Jawad (2015)。逆に言えば、それでも非貧困層に流れてしまっている資金がある (UNDP (2013))。

³¹⁰ 働く貧困層。雇用についているが、貧困状態にある人々。

³¹¹ 男性の平均賃金は、民間セクターで女性の 1.24 倍、公共セクターでも女性の 1.17 倍である (World Bank (2013))

4 JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

2012年6月現在の国別援助方針では、「安定の維持と産業基盤の育成」を基本方針（大目標）とし、中目標として（1）「自立的・持続的な経済成長の後押し」（2）「貧困削減・社会的格差の是正」（3）「平和創出に向けた地域間交流」を掲げている。本調査では、（2）分野を中心とし、一部（3）分野にも関連する下記の3案件を対象に、ジェンダー主流化状況及び主流化の強化に向けた教訓のレビューを実施した。

4.1 パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト(フェーズ2)

プロジェクト実施期間：2013年10月～2016年9月（予定）

【プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況】

本プロジェクトは、先行案件「パレスチナ難民女性職業訓練センター改善」（個別専門家、2006年～2009年）、「パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ1）」（技術協力プロジェクト、2009年～2012年）を継承し、パレスチナ難民キャンプに在住するパレスチナ難民、特に難民女性の生計向上のための能力強化支援と、難民女性の就業に関する社会的理解促進を目指して実施中である（技術協力プロジェクト、個別専門家1名が長期派遣されている）。プロジェクトでは①起業家（Self-employment）支援プログラム（以下SEプログラム）、②就業（Wage-employment）支援プログラム（以下WEプログラム）、③啓発活動・行動変容プログラム、の3プログラムの実施が活動の柱となっている。①では難民女性を対象に、石鹼、香水、キノコ栽培等の製造と近隣での販売方法を指導し、現金収入を得られるよう支援する。②では難民男女を対象に、近隣の工場等民間企業と就業希望者とのジョブマッチング、就職オリエンテーション、企業での実地訓練の機会の調整などを通じ、就業を支援する。③は難民キャンプ在住者（男女）を対象に、女性が家庭外に出て生産活動に従事することへの理解を促進するためのワークショップ等を実施する³¹²。主要サイトは4箇所のパレスチナ難民キャンプだが、加えて5箇所のキャンプを「モバイルサイト」とし、①と③の活動を行っている³¹³。よって、現在、国内13箇所のパレスチナ難民キャンプの内、9箇所で何らかの活動を実施している。①、②、③に関わる日々の業務を担当するのは外務省パレスチナ局（DPA）傘下の職業訓練・雇用センター（Training and Employment Center、以下TEC）所属のトレーナーたちであり、在住難民自身によるキャンプ運営組織「キャンプ・コミティ」と協力関係にある。トレーナーのほとんどが、本人も当該キャンプ在住の難民女性である。

³¹² JICA (2015d)

³¹³ ②については、スタッフが継続的に就職先である民間企業とコンタクトを取ることが重要なので、常駐スタッフが確保できる主要サイトのみで実施されている。

本プロジェクトでは、先行案件から引き続き、パレスチナ難民女性の就業を支援し、その環境整備を促進することが主な目的の一つであることから、案件形成から実施への一連の流れにおいて、ジェンダー主流化のための配慮は常になされている。

① (SE プログラム) では、裨益者は全て女性である。案件開始時 (2013 年 10 月) から 2014 年 12 月までの活動指標の取りまとめによれば、全サイト合計で計 35 回の SE 研修を実施、延べ 407 名が参加者した。ただし、一人の参加者が何度も SE 研修を受けることが多いので、研修修了者の正味人数はこれより少ない³¹⁴。得られる収入は参加者のコミットメントだけでなく、製品の売れ行きにも左右されるため、様々である³¹⁵。

② (WE プログラム) では、裨益者は TEC に対して就職希望を表明する難民住民であることから、男女双方である。案件開始時 (2013 年 10 月) から 2014 年 12 月までの 15 ヶ月間の活動では、希望や資格条件に適合した仕事が見つかった就職希望者の総数は 322 名で、TEC が求職者から受け付けた応募願書の総数 (937 名) の 34.4% である。WE プログラム研修員総数は 319 名だったが、5 ヶ月後に就労を継続している人数は 147 名で、当初就労者の 46% にとどまった。男女別で見ると、継続率は、男性 67% に対して女性 33% と、女性で特に継続が難しいことが見て取れ、その大きな理由として、家族や周辺 (特に男性) から家庭外就業の継続を強く反対されることが挙げられる。その他の理由としては、長時間労働、低賃金、職場での不当な扱い (性的ハラスメントや職務規定以外の仕事を強要されるなど) がある³¹⁶。

③の活動は、「パレスチナ難民女性職業訓練センター改善」案件の経験に基づき、家族を始め周辺の男性を含めた難民キャンプコミュニティ全体に、「女性の家庭外就業」、特にブルーカラーワークへの就業に対して否定的な社会通念³¹⁷が根強く、これが女性の経済的エンパワメントの大きな足かせになっているという理解から、プロジェクトのフェーズ 1 以降取り入れられ、継続的に実施されている。① (SE プログラム) を通じた家庭内就労は収入面で不安定であり、家庭外就労で安定した収入を確保できれば望ましいが、このように周辺が否定的なため、本案件 (フェーズ 2) で特に注力することにした経緯がある³¹⁸。具体的には、各サイト (難民キャンプ) で定期的にワークショップを開き、女性が社会的役割を担うことの意味やその労働の大切さに対する理解の促進を進めている。参加者としては老若男女だが、特に男性の参加を奨励している。住民の多くが「イスラム教が女性の労働を全面的に禁止している」と誤解していることから、著名なイ

³¹⁴ JICA (2015e)、本プロジェクト専門家との面接

³¹⁵ 本プロジェクト専門家との面接

³¹⁶ JICA (2015e)、本プロジェクト専門家との面接並びにメールインタビュー

³¹⁷ ブルーカラーワークに対しては、男女を問わず否定的に捉えられているが、難民キャンプ住民向けの求人募集は工場勤務、清掃などブルーカラーの仕事がほとんどである (JICA (2014)、本プロジェクト専門家との面接)

³¹⁸ DPA 職員 (C/P)、本プロジェクト専門家並びに JICA ヨルダン事務所担当者面接並びにメールインタビュー。

スラム教学者がその誤解を解く説明をするDVDを制作し、上記ワークショップで活用している³¹⁹。

【ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題】

先行案件ならびに本案件のこれまでの経験から、パレスチナ難民キャンプという環境で、女性の就業支援を通じたエンパワメントを図るにあたって留意すべき重要な教訓が見出されている。

A) キャンプ・コミティ (=コミュニティ・リーダー) の理解と協力の重要性

まず注目すべきなのは、コミュニティのリーダー層との信頼関係構築の重要性である。パレスチナ難民キャンプにおいて、「キャンプ・コミティ」のコミュニティ・リーダーとしての存在感を軽視することはできない。キャンプ・コミティは、キャンプ内で影響力のある男性を中心に組織される自主運営組織で、DPAのキャンプ内事務所を拠点とすることが多い。プロジェクトの経験からは、コミティの協力度、リーダーシップが、上記①②③全ての活動の成功度に多大な影響を及ぼすことが見出されている。例えば、③のワークショップは、広くキャンプの住民を参加者として受け入れているが、コミティが協力的な場合、オピニオンリーダーであるコミティ・メンバーからの呼びかけがなされるため、特に男性参加者の参加率が增加する。家庭内の女性が「就業する」ことや「稼いだ現金を（一部にせよ）女性自身でコントロールする」ことの可否を決めるのは家庭内の男性（夫、父親）であるため、女性だけに働きかけても効果が薄い、というのがプロジェクトの経験則である³²⁰。近年、開発援助業界では、女性支援を行うにあたり地域コミュニティ、特に男性の巻きこみが重要であるという知見が重視されているが、本プロジェクトの経験は、これを裏付けるものと言える。「プロジェクト」という枠組みがあることから、コミティがあまり協力的ではないキャンプでも活動は行われているが、協力的なキャンプに比べ活動は停滞気味である³²¹。

なお、現在の協力体制、信頼関係は、本プロジェクトがフェーズ1（2009年）以来、地道に築き上げてきたものであることを強調しておきたい。「男性の巻きこみ」と言葉にするのはたやすいが、特にジェンダー規範の強いコミュニティにおいて、これは非常に時間のかかる活動なのである。

B) 他地域に応用可能なプログラム・モデル

活動①（SEプログラム）は、いわば従来型の女性の収入向上支援策であり、スタッフが具体的な職業訓練研修の講師も兼ねているのに対し、活動②（WEプログラム）は、スタッフが調整役となって、TECに寄せられた就業希望と周辺民間企業での求人とをマッチングする。導入的な研修は

³¹⁹ JICA（2014）、本プロジェクト専門家・DPA職員（C/P）面接

³²⁰ 本プロジェクト専門、DPA（C/P）、並びにコミティ・メンバー面接

³²¹ DPA（C/P）、コミティ・メンバー、並びに本プロジェクト専門家面接

プロジェクトが行うが、具体的な職業訓練は就職先の民間企業での実地研修（On the Job Training）が中心である。①と②を比較すると、②の方がスタッフの専門性に左右されない。②は男女ともをターゲットとしているが、プロジェクトの経験からは、工場労働者として女性の需要が一定程度存在することが見て取れるので、女性の生計向上支援として十分に成立すると考えることができる。

つまり、②（WE プログラム）については、担当する人員さえ確保できれば、ヨルダンにおける他のパレスチナ難民キャンプにおいてはすぐにでも応用可能であると言える。他のコミュニティでの応用可能性も期待できるが、シリア難民キャンプでは、基本的にシリア難民には労働許可が出ないため³²²、現時点では困難であろう。ヨルダン人コミュニティ（例：北部地域のシリア難民受け入れホスト・コミュニティ）では検討余地がある。ヨルダン人コミュニティは、パレスチナ難民キャンプのような人工コミュニティではないので、明確なコミュニティの「核」（キャンプ・コミュニティに相当）は存在せず、よって、まずは活動の体制構築が必要である。この際、コミュニティ・リーダーとの信頼関係、協力体制の構築が重要なのは明らかだが³²³、並行して、労働省のフィールド事務所³²⁴など既存組織を活用することが考えられるであろう。

C) ロールモデルとしての裨益者女性

本調査で行った①（SE プログラム）、②（WE プログラム）の修了者に対する面接では、これらの女性たちが、規模は小さいながら、周囲に対するロールモデル、あるいは周囲の行動変容の触媒となっていることが見て取れた。

例えば、②修了者で缶詰工場勤務（約1年継続勤務）の女性は、周囲の女性（友人、親類）から何度も就業経験について尋ねられ、既に2人の女性が同じように近隣の工場での勤務を開始したという。既述のように、パレスチナ難民キャンプでは女性の家庭外就労に否定的なジェンダー規範が根強く、特にブルーカラーワークが好まれない中、このような波及効果が現れているのは、この女性の就労経験がロールモデルとして周囲に受け入れられた³²⁵ためと考えることができる。また、①修了者の女性は、当初彼女の「仕事」に非常に否定的だった夫が徐々に軟化し、彼女の行動に対する制限を緩めたので、現在では彼女は自作商品の売り込みのためにキャンプ外の知人を訪ねたり、収入を自らコントロールしたりできるようになった。本人だけでなく、夫の行動変容がなされたと判断することができよう³²⁶。

³²² 上記 3.1 参照。

³²³ 下記 4.3 参照。

³²⁴ 上記 3.3 参照。

³²⁵ 社会規範と異なる行動を起こすときに非常に大きな梃子となるのは、自らと条件・境遇の似たロールモデルに直接接することである。この効果は、特に社会的抑圧下にある人間において大きく現れる(Wada and Nakata (2015))。

³²⁶ 妻が「働く」ことは、「男のプライド」を傷つけるので夫は当初否定的だが、妻の仕事が収入をもたらす＝家族全員にとって便益があることが実感できるに従って変化することが多い(Women's Refugee Commission (2009))。

このような、修了者（裨益者）のロールモデル化はそれ自体非常に重要であるが、より広くこのロールモデル効果、行動変容への触媒効果を活用することができればなお望ましい。一案だが、活動③（啓発活動・行動変容プログラム：ワークショップ等の開催）において、こうした具体的な裨益者のケースを紹介することができるのではないか。裨益者本人（キャンプ在住女性）が語る体験談は、ワークショップ参加者（キャンプ住民）にとって大きなインパクトとなりうるであろう。

4.2 障害問題アドバイザー/シリア難民障害者支援

障害問題アドバイザー派遣期間：2014年2月～2016年2月（予定）
シリア難民障害者支援：2014年11月～2017年3月（予定）

〔プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況〕

ヨルダン政府は障害者支援を優先課題の一つと位置づけ、障害者支援に関する法律や政策の整備を進めているが、人的・物的資源の調整不足から、政策は必ずしも効果的に実施されていない。従来型の施設におけるサービスが障害者支援の中心であること、サービスが首都周辺に偏っていることなどが課題とされる。JICAはこれまで、2007年以降複数の専門家を派遣するなど、障害者支援に対する包括的支援を行ってきており、労働省に障害者雇用促進を目的とした障害者雇用課が新設されるなどの成果が上がっている。しかし、障害者雇用はヨルダンにおいてまだ始まったばかりの取組であり、知見が充分でないことから、労働省を中心に執務する障害問題アドバイザーが派遣されている。

派遣中の専門家は、障害者就労支援サービス改善のための活動とともに、アクセシビリティ改善やエンパワメントといった省庁横断的な活動にも取り組んでいる³²⁷。本件業務では、デザイン・活動ともに、特段のジェンダー配慮は取り入れられていない。専門家は、女性障害者が男性障害者よりもさらに厳しい環境におかれている傾向が強いことを良く理解しているが、ヨルダンにおける障害者全体の社会的包摂に対する取組がまだまだ低調なこと、主要な派遣先である労働省での障害者就労支援が緒についたばかりであり、障害者雇用全体の底上げのための環境整備がまず必要であることなどから、特に女性障害者を意識した活動を始めるにはいたっていない。雇用クォータ（障害者4%）に男女の別はなく、それでよいと考えている。ただし、C/Pや関係者を対象とした能力強化関連の活動（研修等）の実施時には必ず女性を参加者に含めるようにしている³²⁸。

また、JICAヨルダン事務所が取り組んでいる案件として、シリア難民障害者を対象とした支援プログラムがある。これは、2014年11月、2015年3月に行われたワークショップ、研修に参加したシリア難民障害者11名が「シリア難民障害者グループ」を形成し、このグループが活動するのを支援するものである。障害当事者による障害者支援活動を中心に検討中で、現在、対象者が活動計画を作成中である³²⁹。

この案件では、11名の対象者の内6名が女性である。女性障害者の支援が特に案件の目標になっ

³²⁷ JICA (2015c)

³²⁸ JICA (2015c)、障害問題アドバイザー面接

³²⁹ JICA (2015f)

ているわけではないが、活動実施に当たり以下のような配慮をしている。(1) ワークショップ等を実施する際には、なるべく男女比が同じくらいになるように調整する。(2) 具体的な活動を計画する際に、女性が参加しやすい活動と男性が参加しやすい活動の両方を計画立案するようにする³³⁰。

【ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題】

障害者支援においてもジェンダー主流化が重要なのは間違いないが、ヨルダンにおける障害者の社会的包摂の遅れと社会的スティグマの強さ³³¹を考えると、現時点で行うべき女性障害者の支援としては、就労支援は時期尚早である可能性が高い。まず必要とされているのは、障害者本人並びに周辺(家族、親戚、コミュニティの人々)の意識向上(「恥」という認識からの脱却、ジェンダー意識の導入、過剰保護の是非についての検討、外部とのコミュニケーション、教育へのアクセス改善など)だと考えられる。アプローチとしては、広くヨルダン社会一般へのアドボカシー(メディア・キャンペーンなど)と、コミュニティ・ベースのプロジェクトレベルでの活動の双方が検討でき、規模は小さくとも着実な成果と効果が期待できるのは後者であるが、現行のスキームでは取り入れづらいであろう。

しかしながら、将来的な女性障害者の本格的支援を見据え、現在の活動においても可能な部分からジェンダー配慮を取り入れていくことが望ましい。障害問題アドバイザーは派遣期間終了まで間もないが、シリア難民障害者支援は開始されたばかりであり、以下では主に後者における可能性について検討する。

まず、障害者自身によるグループ活動そのものが支援対象であるが、このグループ活動においては、グループの三役に必ず女性を入れることにする、などのクォータ的な措置を検討することができる。シリア難民は概してジェンダー規範、ジェンダー役割感覚が強いので³³²、女性の参画(特に意思決定への参画)を担保するという意味があるだろう。

現在準備中の、シリア難民障害者自身による活動計画には、ピア・カウンセリングが含まれている。女性障害者のニーズは男性障害者と異なることも多いため、ピア・カウンセリング活動実施の際には、女性ピア・カウンセラーの参加を担保することが望ましい。

今後、これらの活動計画が完成してから、具体的な活動支援が行われることになるが、その際に可能であれば、他の JICA 案件実施地域(例:「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト³³³」実施地域)にも活動を広げることができれば

³³⁰ JICA ヨルダン事務所担当者メールインタビュー

³³¹ 上記 3.3 参照。

³³² 上記 3.1 参照。

³³³ 下記 4.3 参照。

望ましい。上記 4.1 でも論じたように、特に社会に包摂されていない人にとっては、自分と似た境遇のロールモデルに接するインパクトが大きい³³⁴ことから、障害当事者の主体的な活動に接することで、活動実施地のコミュニティの人々（特に障害者並びにその家族）の意識変化、ひいては行動変容へのきっかけになることが期待される。この場合、必ず女性障害者が活動現場に参加するような活動のデザインとすることも重要であろう。

繰り返しになるが、現時点でまず必要とされているのは、男女障害者本人並びに周囲の人々の意識変革であると思われる。障害者支援、特に女性障害者支援を進めるためには、障害者支援を目的とする本項案件以外のその他の案件においても、常に障害者問題やジェンダー問題を取り込みつつ進めることが重要である。例えばインフラ整備に関する案件であれば障害者のアクセシビリティを検討する、社会開発系案件であれば研修等のコンポーネントに必ず障害者とジェンダーに関するトピックを入れ込むようにする、などの対応を取ることができるであろう。

³³⁴ Wada and Nakata (2015)

4.3 シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト

プロジェクト実施期間：2016年3月～2018年3月（予定）

〔プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況〕

本案件は、シリア難民流入によるヨルダン北部での保健医療サービスの逼迫と、先行案件「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト（2006年9月～2011年9月）」の成果拡大を背景として、ヨルダン政府からの要請を受け、2016年3月からの実施に向けて準備を進めている。

JICAはこれまで、ヨルダンの女性のリプロダクティブ・ヘルス（RH）を向上させ、よりエンパワメントを図るため、「ヨルダン家族計画・WIDプロジェクト（フェーズ1及びフェーズ2（1997年～2003年））」、「リプロダクティブヘルスに焦点を当てたカラク県の農村女性のセルフ・エンパワメント」、「リプロダクティブヘルス行動計画（フェーズ1：2003年～2007年）（フェーズ2：2008年～2012年）など様々な援助事業を実施してきた。「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」（2006年9月～2011年9月）では、これら先行事業の経験（コミュニティや男性、若者の巻きこみ、家庭訪問を通じた住民の行動変容など）を活かし、国内でも保守的とされる南部地域4県で、村落保健センター（Village Health Center、VHC）を拠点として、女性のエンパワメントと結びついたリプロダクティブ・ヘルス/家族計画（RH/FP）活動を展開した。地域の女性をVHCを拠点として活動するヘルス・エドゥケーターとして採用・能力強化し、VHCでのカウンセリングや家庭訪問を通じたRH/FPサービス提供の改善を進めるとともに、地域密着型組織による女性の健康向上やエンパワメントに関わる活動を支援した。実施地域での複雑な部族構成や住民の保守性など外部的要因が作用し、地域住民の巻きこみについては成果が限定的であったが、ヘルス・エドゥケーターの活動によって、対象地域の女性の避妊実行率や産後ケア利用率の上昇などの成果が認められた³³⁵。プロジェクトからの働きかけにより、ヘルス・エドゥケーターが保健省の正式職員として採用され、事後評価時にも54名中、37名（68.5%）が継続して活動していた³³⁶。

現在準備中の新規案件は、こうした成果を活用し、かつ、シリア難民流入により保健医療サービスが逼迫している北部地域における状況の改善を図るため、北部4県において、対象地域の地方部に居住するより多くのヨルダン人及びシリア難民が質・量の伴ったRH/FPサービス及びに基礎的な保健サービスにアクセスできるようになることを上位目標として、対象地域のVHCのサービス提供機能の強化を目指すものである。上記先行案件では、VHCに保健医療従事者が常駐してい

³³⁵ 2007年と2011年を比較した場合、避妊実行率は44.0%→50.4%、産後ケア利用率は25.0%→36.6%にそれぞれ上昇した（JICA（2011））。

³³⁶ JICA（2011）、JICAヨルダン事務所担当者との面接

ないことが多かったため、ヘルス・エドゥケーターを採用・養成したが、新規案件の対象地域 VHC では準看護師 1 名が常駐していることから、これら準看護師を通じたサービス改善を図る方向で検討している。ただし、先行案件で成果が認められた家庭訪問活動は、今回対象となる VHC 所属の準看護師の職務規定との関係で実施が困難と考えられることから、現在の VHC の体制で実施可能な「ヘルス・プロモーション活動」を VHC が計画し、プロジェクトはこの計画の実施を支援する³³⁷。

【ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題】

先行案件「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」からは、ヨルダンの社会文化的文脈の中で保健医療サービスを通じて女性の RH 向上とエンパワメントを図るにあたり留意すべき重要な教訓が得られている。また、北部地域という本案件の実施地域の特性を考慮することも大切である。

A) コミュニティ・リーダー＝コミュニティの意図を方向付ける男性の巻き込みの重要性

まず認識すべきは、先行案件の実施地であった南部地域では、ベドウィン社会として培われてきた部族制が、現在に至るまで強く社会生活全般に根付いていることである。先行案件では、部族制を含むコミュニティ内の複雑な人間関係・権力構造により、プロジェクト全体としては、コミュニティ内での男性の巻きこみ等についての成果は限定的であった³³⁸。しかしながら、今回実施した調査では、コミュニティ・リーダーである部族長がコミュニティ全体の意識付けに大きな役割を果たしていることから、RH/FP や女性のエンパワメントといった、ヨルダンの一般的国情的にはあまりなじみのない方向性の活動であっても、部族長に理解があり、協力的ならば活動が活発であったこと、かつ、プロジェクト終了後 4 年を経た現在でも持続できていることが確認された³³⁹。調査した複数の成功事例では、いずれもプロジェクト開始当初から、部族長をはじめとするコミュニティ・リーダーの主体的なコミットメントが得られており、これにより、コミュニティ全体が協力的になり、もってヘルス・エドゥケーターなどの女性による活動努力が継続的に強化・促進された（下記 B）も参照）。

上記 4.1 でも述べたように、女性のエンパワメントを支援するにあたり、男性、またコミュニティの巻きこみが重要であることは国際的なコンセンサスとなりつつあるが、先行案件の具体的経験からそれが再確認できただけでなく、特にヨルダン村落部の比較的小さな（都市型でない）コミュニティにおいて、コミュニティ全体のコミットメントと関心を担保するために、コミュニティ・リーダーの理解と協力が非常に重要であることが見出されたと言える。

³³⁷ JICA (2015b)

³³⁸ JICA (2011)

³³⁹ 逆に言えば、部族長(コミュニティ・リーダー)が協力的でなかったコミュニティでは、プロジェクト活動に多大な困難が伴った。

現在実施準備中の新規案件実施地である北部地域での活動を考えるにあたって重要なことは、コミュニティ内の状況（権力構造）が異なる可能性が高いことである。一般的に北部ではベドウィン人口比率が南部よりも少なく、「部族制」の影響が比較的小さいとされるが、詳細なコミュニティ内の権力構造、人間関係についての十分な情報があるとはいえない。さらにここ数年のシリア難民流入によって状況が相当流動化しているとも考えられる。しかしながら、活動の成否に大きな影響を与えるコミュニティ内のオピニオンリーダーが（単数か複数かはわからないながら）存在する可能性は高い。

こうした状況下、新規案件では、活動の初期段階において、「巻き込むべき」あるいは「協力を得るべき」人物が誰であるのか、そしてその人間と密接な協力関係を築くにはどうすべきなのかについて、北部の地域特性並びに実施コミュニティ個々の社会構造・人間関係に関する、十分に時間をかけた情報収集と分析を行い、その結果に従ってコミュニティとの信頼関係を築いた上で活動を開始することが望まれる。

B) 焦点となる女性ワーカーのコミットメントに「プラス α」するコミュニティ内の社会的立場

先行案件の経験からは、焦点となるワーカー、つまり、ヘルス・エデュケーターのコミットメントが強くても、社会的立場が弱くコミュニティ・リーダーのバックアップ（上記A））が得られない場合には、成果を出しづらかったことが見出された。あるヘルス・エデュケーターは、家庭訪問のために何度足を運んでも、コミュニティの人々の態度が軟化せず、目の前でドアを閉められ、話もさせてもらえなかったとのことであった³⁴⁰。逆に、コミュニティ・リーダーと縁戚関係にあるなどの立場を持つヘルス・エデュケーターは、A)が担保されるため、コミュニティの人々が「部族長がそういうなら」と“聞く耳を持つ”状態のコミュニティで活動することができた。こうして、本人の努力が成果に反映されやすい環境ができ、成果が出、それがさらに努力するインセンティブになる、という好循環となった³⁴¹。社会的立場のある女性しか成功しないと断ずるつもりは全くないが、事業実施に当たって留意しておくべきポイントと言えるであろう。新規案件の焦点となるVHCの準看護師に関しても、そのコミュニティ内での立場（出身、居住地、コミュニティ・リーダーとの信頼関係・縁戚関係など）につき、初期段階で調査の上、支援の際の実務資料とすることができるのではないかと。

また、先行案件では、ヘルス・エデュケーターがプロジェクトの働きかけにより保健省の正式雇用スタッフとなったことで、周囲の認知や尊敬度が上昇し、活動の実施がスムーズになった³⁴²。本新規案件では、既にVHCの正式スタッフである準看護師が活動の焦点となるため、この点は担

³⁴⁰ ヘルス・エデュケーターとの面接

³⁴¹ *Ibid.*

³⁴² JICA (2011)、JICA ヨルダン事務所担当者との面接

保できている。

C) 「家庭訪問」に代わる「ヘルス・プロモーション活動」の作りこみ

本案件では、先行案件で行ったヘルス・エデュケーターによる家庭訪問活動が、上述の通り準看護師の職務規定に外れるとして実施困難であり、代替的に、VHCによるヘルス・プロモーション活動が検討されている。家庭訪問活動は、通常のコミュニティ活動に参加しづらい人々（特に女性）に確実にメッセージを届ける機会として先行案件の成果の発現に貢献したと考えられる。本新規案件のヘルス・プロモーション活動でも「確実にメッセージを届ける」方法を吟味する必要がある。上記A)で検討したように、コミュニティ・リーダーの確実な巻き込みによって、コミュニティのより多くの人々が活動に参加するよう働きかけることは重要であろう。また、現在、本新規案件実施地域である北部地域では、USAIDが中心となり、保健医療（特にRH/FP関連）情報のアウトリーチを拡大するプロジェクト³⁴³が実施されている。このプロジェクトでは、男女のコミュニティ・リーダーを動員し、地域でのコミュニケーション委員会を組織する手法をとっており、他ドナープロジェクトとのオーバーラップを避ける意味でも、この委員会と連携することが検討できるであろう。さらに、北部地域では、既に多くのNGOが家庭訪問活動を行っていることから、例えば、ヘルス・プロモーション活動の一環として、こうした家庭訪問を行うNGOスタッフの研修（能力強化活動）を実施することも一案である。先行案件の経験から、ヘルス・エデュケーターの技術向上に効力のあった研修コンポーネント（例えばコミュニケーションやネゴシエーション能力の向上など）や、JICAの関連する重点分野（例えば障害者問題やGBV）に関する情報を入れ込むことができるであろう。

D) 「ホスト・コミュニティ」としての北部地域の実情に即した活動

本案件の実施地域は、上記3.1で論じたように、シリア難民の流入が著しい地域であり、保健医療サービスが需要過多によって逼迫し、難民とホスト・コミュニティ住民の双方が影響を受けている。保健医療サービスの質や量の低下だけでなく、安全への不安による女性の行動制限の強化など、ジェンダー面でのネガティブ・インパクトが既に現れている。シリア難民を中心に若すぎる妊娠、繰り返される妊娠の問題なども報告されている。

このような状況に鑑み、本案件の特にヘルス・プロモーション活動において、ジェンダー平等、女性の健康と権利などについての情報提供・意識向上対策を重視することが望ましい。この際、女性たちに対するコミュニケーションだけでなく、またはそれ以上に、男性たちに対してこのメッセージを発信し、考えてもらうことが必要なのは上述したとおりである。これに当たっては、先行案件の教訓を十分に活用するのは当然ながら、「パレスチナ難民生計向上プロジェクト」（上

³⁴³ USAID (2015)

記 4.1) におけるコミュニティ向けワークショップでの経験も参考にできるのではないかと。具体的には、ワークショップ運営技術（若い女性ファシリテーターが地域の（年上の）男性参加者をファシリテートする際のヒント・スキル）、教材（イスラム教学者による「ジェンダーに関わる“本当の”イスラムの教え」を説く DVD）の共有などが考えられる。

また、活動全般において、ホスト・コミュニティ住民とシリア難民のそれぞれに対し、供給可能なサービスと不可能なサービスについての正確な情報を広く周知し、「必要な人に必要なサービスを提供する」という「公平な立場」を堅持することが重要である。上述 3.1 のように、この地域ではホスト・コミュニティ住民、シリア難民のいずれもが、ストレスフルな状況の中、互いに対する「噂」や憶測に翻弄されがちになっている。いずれかに肩入れしていると見做されることなく、全ての人々に対して貢献している公平なプロジェクトとして認知されることは、スムーズな活動の実施と成果の発現にとって必須条件である。

なお、現在、ヨルダン全域で非伝染性疾患（NCD）や肥満などが男女の健康問題となっており、北部地域も例外ではない。本案件においても、伝統的開発課題としての RH/FP のみならず、これらの現代的健康課題についても取り組むことが望ましい。上述 3.4 で述べたとおり、肥満に関しては、特に子供の数が多く、教育レベルの低い女性に肥満傾向が強かったことから、こうした女性グループを対象とした RH/FP を含む健康指導などが検討できるのではなかろうか。

5 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業

支援分野	実施機関名	概要
ジェンダー全般/政策		
Increasing Accountability in Financing for Gender Equality	UN Women	国家計画と予算の策定システムに、ジェンダー配慮が盛り込まれるようシステムを構築する。(予算不足により、本報告書作成時点ではまだシステム稼動にいたっていない)
生計向上、コミュニティ開発		
Cash-for-work for Syrian Refugees in Za'atari Camp	UN Women	シリア難民女性の収入向上対策として、最大のシリア難民キャンプ(ザアタリ・キャンプ)でのキャッシュ・フォー・ワークプログラムを実施。
Empowering Rural Women in the Mafraq Governorate	UN Women and UNESCO	北部マフラック県の遺跡のあるコミュニティを対象に、持続可能な観光促進を通じて村落部女性の生計向上を図る。
ホスト・コミュニティと難民コミュニティのテンション低減		
Social Cohesion Programme	UN Women	シリア難民の流入の激しい地域で、ホスト・コミュニティ住民と難民の間の交流を促進することで、両コミュニティ間のテンションを軽減する。両コミュニティの若者がスポーツ対戦するなど。
教育		
Addressing Gender-Stereotypes	UNRWA	学校の教科書におけるジェンダー・ステレオタイプの分析を元に、教員への研修を通じてステレオタイプを軽減した教育を目指す。
保健医療		
J-CAP (Jordan Communication, Advocacy and Policy Activity)	USAID	保健医療情報、特に RH/FP 関連情報をより広く人々に届け、RH/FP に関する需要を喚起する。
GBV		
“Hemaya”	UN Women	法曹関係者(判事、検事、弁護士)の能力強化と、警察との協力強化によって、GBV 被害者の保護体制を改善する。
GBV Referral System	UNRWA	UNRWA の難民キャンプ施設に、GBV 被害者の様々なニーズ(医療、心理、法的サポートなど)に応えられるリファレル・システムを稼動させている。
分野横断的テーマ		
“Amani” (my safety) Campaign	UNFPA, UNHCR, and UNICEF	早婚を含む GBV や児童労働の予防と被害者の保護、障害者の社会的包摂などに関する機関横断的の Awareness-Raising Campaign 活動

6 ヨルダンにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点³⁴⁴

6.1 「男性の巻き込み」に関わる具体的経験と教訓の整理・分析と共有

上記 4.1 並びに 4.3 で検討したように、JICA はヨルダンにおいて、ジェンダー課題に配慮した具体的支援活動を長期間にわたって実施しており、成果並びに貴重な経験と教訓が得られている³⁴⁵。特に、女性支援（女性のエンパワメント促進）における男性の巻きこみについては、案件の個別的条件に即した巻き込みの方法に関する試行錯誤の経験を含め、その重要性と対策についての知見を「実感」をもって積み上げてきた。

こうした具体的な教訓を整理・分析し、今後の類似事業実施に資するマニュアル、ヒント集、あるいはチェックリスト的な文書を策定することを提案したい。ヨルダン国内における事業のみならず、社会文化構造の近い近隣諸国でも参考資料として役立つものになりうると考える。

ジェンダー主流化や女性支援における男性の巻き込みについては、国際機関や他ドナーでの議論が活発だが、その重要性が実際に認識され始めたのはここ数年のことであり、支援機関内でもまだ試行錯誤の段階にある³⁴⁶。現時点で JICA が、上記に提案した、具体的案件に基づく経験と教訓を取りまとめれば、こうした他機関でも需要は大いにあると思われるところ、JICA の知的財産として評価されるであろう。

6.2 「二極化」したジェンダー状況への留意

本報告のここまでの議論を通じて、ヨルダンの女性が置かれた状況を概観すると、社会の上層では一定程度のジェンダー主流化と女性のエンパワメントが（漸進ではあるが）進んでいるのに対し、社会的弱者層³⁴⁷では課題が非常に多いことがわかる。前者については 2.1（特に「女性の意思決定機構への参加」「高い教育レベル、低い労働参加」における議論）、後者については同じく 2.1（特に「高い教育レベル、低い労働参加」における議論）、3.1、3.2、3.3、3.4 を参照されたい。若干乱暴な言い方になるが、ヨルダンにおけるジェンダー状況は、エリート層と庶民層（特に社会的弱者層）とに「二極化」していると言うことができるであろう³⁴⁸。

³⁴⁴ 本章は、基本的に JICA 並びに日本の ODA による開発援助実施事業に資することを想定して記載するが、他機関による開発事業においても参考となる議論を目指した。

³⁴⁵ 各案件で得られた具体的な経験と教訓については 4.1 並びに 4.3 を参照されたし。

³⁴⁶ 例：SBGV Sub-Working Group (2014)、UNHCR 面接。

³⁴⁷ 本調査で情報収集・分析した中では、シリア難民、パレスチナ難民、障害者、ならびにその周辺の女性、また学歴の低い女性などが含まれる。

³⁴⁸ この背景には、中東和平の停滞並びにこれに相関する地域全体におけるイスラム原理主義的勢力の台頭と、それらに触発されたいわゆる「伝統的・宗教的価値観」への回帰傾向（社会の保守化）があると考えられる（飯塚(2002)、Ajaka (2014)、Center for Women's Studies, The University of Jordan 面接）。社会的弱者層においては、生活の苦しさなどから社会的不満が蓄積するので、政治的体制を含む既権力者層（ならびにその価値観）に反発する勢力（ヨルダンの文脈ではイスラム原理主義勢力を含む）に影響されやすい。

ジェンダーに関する開発援助事業実施上の留意点という観点からこの趨勢を見た場合に強調すべきは、よって、特に社会的弱者層への支援において、ジェンダー主流化、女性のエンパワメントに関する活動は継続的に注力されるべきである、ということであろう。日本の国際協力、開発援助事業は、規模は比較的小さいかもしれないが、プロジェクトレベルでの地道で丁寧な活動に定評がある。ヨルダンでのジェンダー主流化と女性のエンパワメント支援においては、このような日本の国際協力の経験と強みを生かし、社会的弱者支援分野を中心に、粘り強く介入を続けることが望ましい。また、女性のリーダーシップの醸成という観点からは、現状で既に公共セクターに多くの女性が就業していることから、公務員を対象とする研修などにおいて、女性研修員を積極的に受け入れることも検討可能であろう。上記 2.1 で論じたように、公共セクターにおける女性労働者は、数（比率）が多いが管理職レベルではまだ少ない。まずは公共セクターにおける女性管理職（候補）をエンパワーすることで、中長期的には政策面でもジェンダー主流化の推進を後押しすることができるであろう。

6.3 シリア難民ホスト・コミュニティへの支援の必要性

北部地域を中心とするシリア難民ホスト・コミュニティでは、ヨルダン人（ホスト・コミュニティ住民）、シリア難民いずれにおいても、現状に対する不満が蓄積し緊張状態が高まりつつあり、これが住民の生活の質全般はもとより、ジェンダー状況にも悪影響を与える事態に陥っている³⁴⁹。今後のホスト・コミュニティとシリア難民コミュニティの関係維持のためにも、ホスト・コミュニティを対象とする「目に見える支援」が必要とされる段階になっている。よって、可能な限りにおいて、現在実施中・計画中の案件以外にも、「目に見える支援」（例：インフラ整備や廃棄物管理対策など）を検討することが望ましい。上述は、コミュニティ全体への裨益を想定しているが、ジェンダーという観点からも、以下が期待できる。

- ① コミュニティ全体で緊張と不満が軽減することで、女性に対するネガティブ・インパクトが軽減される。
- ② デザイン段階からジェンダー配慮・コンポーネントを取り入れれば、より重層的なジェンダー一面肯定的インパクトが発現する。

加えて、他機関の経験則³⁵⁰からは、「女性ターゲットの事業」と明確に位置づけることができれば、さらに効果的であると考えられる。

近年のヨルダンにおいては、既成権力者層が西欧近代主義的価値観に比較的近い立場を取っていることから(上記 2.1 参照)、ジェンダー平等を含むそうした「現代的・国際的」価値観への反発が、特に社会的弱者層において支持を得つつあると考えられる。

³⁴⁹ 上記 3.1 参照。

³⁵⁰ ジェンダー主流化、または女性のエンパワメントを主目的としたプロジェクト・プログラムと、主目的はより広範だが、ジェンダー主流化/女性のエンパワメントをコンポーネントとして取り込んだプロジェクト・プログラムを比較すると、女性支援という意味での成果は前者のほうが常に高い(UN Women 面接)。

6.4 女性(特に社会的弱者層の女性)対象の生計向上対策事業の意義

安定し安全な生計手段へのアクセスを持つことは、GBVの予防・防護対策として効果があると考えられている³⁵¹。GBVは社会的タブーであり、支援プログラムの政治的社会的文脈によっては、声高にGBVそのものに焦点を当てた支援を計画・実施しにくい場合(例えば、コミュニティにおいて、GBVが話題としてすら忌避されるなど)がありうると思われるが、こうした場合にも、「GBV対策を包含する(が、場合によってはあえてそれを謳わない)生計向上支援」ならば検討することができるのではないだろうか。

GBVと生計手段の相関を分析した先行研究によれば、家庭内暴力に関しては、女性が家庭外で働き始め、伝統的ジェンダー役割が変わり始めると、「稼ぎ手」としての権威を脅かされた男性がより暴力的になる傾向があるが、これは「女性が金を稼いでくる」=家族全員に便益があることが男性・女性・他の家族メンバーにとって明らかになるにつれて収まることが多い³⁵²。また、支援の当初段階から、コミュニティ・リーダー、夫など家族や周辺を含めた男性を巻き込むべく活動をデザインすることで、この面での(一時的にせよ)ネガティブ・インパクトの軽減が期待できる³⁵³。生計向上支援の計画に当たっては、こうした点に留意することが重要であるが、6.1で論じたように、JICAにおいてはコミュニティ・リーダーを含む男性の巻き込みについての知見が蓄積されており、この点でアドバンテージを持っている。

生計向上支援は、経済的エンパワメントの文脈で検討されることが多いが、本報告書で見てきたとおり、ヨルダンにおけるジェンダー課題は、政治的³⁵⁴・社会文化的・経済的といった様々な背景が相互作用した結果として発現している。要因が複数の側面に関るので、それを解きほぐしてエンパワメントを図るためには、介入も複数の側面に対処しなければならないが、逆に、成功すればエンパワメントも複数側面にわたるものとなる。

よって、ジェンダー支援をするのであれば、こうした複数の側面にまたがるものとして、課題、要因、対応策を考察検討し、それに従って2側面以上のエンパワメントを同時に促進することを考えるべきであろう。「生計向上支援」と「GBV対策」も、このように捉え、経済的エンパワメントと安全の確保だけでなく、世帯内やコミュニティにおける発言力の上昇や伝統的ジェンダー規範の見直しと言った、政治的・社会的エンパワメントの促進を含有したものとして活動をデザインし、実施していくことが望ましいであろう。

なお、GBVは実態が見えにくいこともあり、支援活動として「成果」が眼に見える形で発現しな

³⁵¹ UN Women (2014b)

³⁵² Women's Refugee Commission (2009)

³⁵³ Women's Refugee Commission (2011)

³⁵⁴ ここでいう「政治的」(political)とは、「議員に立候補する」といった「政治」だけでなく、夫に対する妻のバーゲニング・パワーなどの、小規模な社会単位におけるパワー・バランスに関するものを含む。

い可能性が高い。計画・実施時はもちろん、評価に当たっても、「目に見えない成果」をどうす
く上げることができるかを十分に検討することが重要である³⁵⁵。

先行研究からは、複数の稼ぎ手がいる家庭は貧困に陥りにくいことがわかっている³⁵⁶。これは、
パレスチナ難民キャンプの調査結果だが、シリア難民、障害者のいる家庭など他の社会的弱者層
でも応用できる可能性が高い。よって、女性世帯主家庭（FHH）はもとより、男性の稼ぎ手がい
る場合にも、女性、特に貧困層・社会的弱者層の女性対象の生計向上活動の意義は大きいと言え
る。

補足的な点として、女性の労働参加が進まない一因に、子供を見る人がいないことが挙げられる。
生計向上支援活動においては、その一環として、保育所や保育サービスの整備を検討することが
可能であろう。社会的に脆弱な層の支援活動においては特に意義があると思われる。保育サービ
スであれば、保育士などサービス提供者が関るため、雇用創出という利点を伴う。

6.5 (将来的な)民間セクター開発でのジェンダー視点の重要性

生計向上支援とかかわり、女性の就労及びに教育分野における多様化の必要性について検討して
おきたい。上述のように³⁵⁷家庭外就労する女性の非常に多くが公共セクター、中でも「女性にふ
さわしい」分野である教育、保健などの職に就いてきたが、公共セクターにおける雇用は飽和状
態にある。よって、今後、女性（特に教育を受けた女性）の社会進出と経済的エンパワメントの
促進においては、民間セクターへの就業が鍵となる³⁵⁸。この際、「女性が家庭外就労などすべき
でない」「就労するなら『女性らしい』仕事でなければならない」といった社会的通念全般に起
因する以下の現状が障壁となる³⁵⁹。

- 教育における女性の専攻分野が人文科学系など、「女性らしい」分野に偏っていること。求
人傾向とのミスマッチが起きている。
- 民間企業における職場環境整備の不備。長時間労働や性的ハラスメントなどの問題。
- 女性労働者を男性労働者より能力がないとする雇用側の社会通念。

よって、民間セクター開発支援を行う場合には、こうした点に配慮した活動が求められる。また、
教育、あるいは職能訓練分野での活動においても、女性を対象として、いわゆる「女性らしい」
分野以外への進出を促進することを検討できるとよい。

³⁵⁵ 下記 6.7 参照。

³⁵⁶ Tiltne and Zhang (2014)

³⁵⁷ 上記 2.1 参照。

³⁵⁸ JNCW 面接。

³⁵⁹ 上記 2.1 参照。

6.6 国連安保理決議 1325 号—日本国内計画へのコミットメント

2015 年、日本国は、国連安保理決議 1325 号日本国内行動計画³⁶⁰を策定した。これについては、JICA の支援全体としても準拠していくものであるが、例えば各プロジェクトが個々に細部にわたって同計画を読解・確認し、コミットメント方法を考えるのは、個別プロジェクトとしても、また監督管理していく JICA としても効率性が悪く、効果も担保しにくくなる。よって、これに準拠する際の必要事項を分析・整理し、チェックリスト的なものとしてまとめておくことを提案する。各プロジェクトや案件担当者が、活動の計画・準備・実施・評価のそれぞれのサイクルにおいて、立ち返って確認できるよう作成しておけば、実施担当者にとっても、管理監督する側にとっても、より効率的かつ効果的にコミットメントの担保をすることができるであろう。

同計画では、GBV 対応、男性の巻きこみ、女性の平和構築プロセスへの参画などに言及している。GBV 並びに男性の巻き込みについては、本章を含め、本報告書でも各所で検討しているが、女性の平和構築プロセスへの参画に関連して、以下に追記する。

A) 紛争や関連する政治社会的混乱に直接多大な影響を受けている難民（シリア難民、パレスチナ難民他）やホスト・コミュニティ居住のヨルダン人などの社会的弱者層

この人々については、地に足の着いた支援活動における女性のエンパワメントを丁寧に行っていくことが、遠回りに見えたとしても、やはり重要であろう。現在 JICA が実施・計画している案件に関して言えば、特に「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」（上記 4.3 参照）は、紛争被害者としての女性たち、というだけでなく、現状で互いの間にテンションを抱えるヨルダン人ホスト・コミュニティ住民とシリア難民コミュニティ住民の双方を対象としている。同プロジェクトは、このコミュニティ間の緊張状態の軽減に資する意図を含有していることから、事業全体として、対象地域における女性のエンパワメント、特にリーダーシップを促進するよう活動をデザインし、実施していくことにより、「平和構築」という側面においても、女性たちの主体的な行動がはぐくまれることを期待する。

B) 女性公務員

上述のように、現状で就業し、社会参加している女性の多くは公共セクターに勤務する公務員である。さらに、ヨルダンは大量の難民の受け入れ国であることから、公共サービスの提供者としての公務員は、その意味で平和構築分野における活動に関わる人々であるということが出来る。このため、公共サービスにおいて意思決定に関する（つまりマネジメントレベルの）女性の増加、並びに能力強化が、平和構築プロセスへの女性の参画強化につながってくる。具体的には、公務員を対象とした研修等において、難民の保護や支援業務における女性のリーダーシップ強化などの

³⁶⁰ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101797.pdf> (accessed 11/Dec/2015)

コンポーネントを取り入れる、あるいは強化することが検討可能であろう。

6.7 社会的タブーに関わる分野での長期的視点に立った取り組みの必要性

GBV や障害者問題など、（ジェンダー課題として重要ではあるが）社会的タブー、スティグマの強い分野での取り組みは、タブーであるがゆえにアプローチが難しく³⁶¹、具体的なプロジェクト目標などに直接取り入れるのが困難な場合が考えられる。その場合には、まずは足がかりとして、各分野の案件のコンポーネントの一部（研修のトピックに入れ込む、アウェアネス・レイジングの内容に含めるなど）として働きかけを始めることが可能である。

また、これらの問題は、同じく社会的タブーであるがために、信頼に足るデータや調査分析が不足している³⁶²。対応策を立てようにも、実態が把握できないため、拠って立つ基礎資料の必要性が高まっている。調査プロジェクトの立ち上げが検討できるであろう。調査の実施に当たっては、テーマが繊細で慎重に扱うべきものであり、ヨルダンの社会文化に精通していることが不可欠であること、場合によっては情報の取得にかなりの時間を要する可能性があることから、ヨルダン人研究者・研究機関との共同プロジェクトとすることを検討すべきだろう。

いずれにしても、「成果」が見えにくい分野であり、長期的な取り組みが必要である。活動としての評価においても、通常のプロジェクト等とは若干異なる指標や評価手法を取り入れるなど検討することができれば望ましい。

³⁶¹ GBVについては、上記 6.4 で検討したように、生計向上支援と「抱き合わせる」のが一案である。

³⁶² 上記 3.3、3.4などを参照。

7 ジェンダー課題関連機関/組織リスト

組織	活動	連絡先
政府組織・アカデミア		
The Jordanian National Commission for Women (JNCW)	ジェンダー政策策定、各種政策でのジェンダー主流化促進、女性市民団体との連携、国際的女性関係窓口。	P.O. Box 5118, Amman 11183, Jordan
Higher Population Council (HPC)	人口問題に関する政策策定、人口問題への社会的関心を促進。リプロダクティブ・ヘルス促進。	Building No. 13, Madena Monawara Street, Faeg Haddaden Street, P.O. Box 5118, Amman 11183
Higher Council for Affairs of Persons with Disabilities (HCD)	障害者問題に関する政策策定。障害分野で活動する NGO 等民間組織の取りまとめ。	http://hcd.gov.jo/en/
Center for Women's Studies, The University of Jordan	ジェンダーと女性問題に関する調査研究。	The University of Jordan, Amman 11942, Jordan
国際機関		
UN Women	ジェンダー主流化、ジェンダー予算、GBV、シリア難民・ホスト・コミュニティのジェンダー支援。政策支援、プロジェクト。	Um Uthaina, Jeddah St. Villa No.6, P.O. Box 830896, Amman, 11183, Jordan
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス、セクシャル・ヘルス、GBV、ジェンダー・センシティブな保健医療サービス強化支援。政策支援、プロジェクト。	Yousef Abu Shahout Street Al Deyar Area, Amman
UNHCR	シリア難民他難民支援、GBV 対策。域内援助連携。	P.O. Box 17101, Amman 11195
UNRWA	パレスチナ難民支援。教育、保健医療、ベーシック・ニーズ、生計向上。	P.O. Box 140157, Amman 11814, Jordan
ドナー（二国間）		
USAID Takamol Gender Program	USAID 内ジェンダー主流化促進、スタッフのジェンダー関連能力支援。市民社会の巻き込み、アドボカシー。	www.takamol.org
NGOs		
The General Federation of Jordanian Women (GFJW).	女性団体の連合体。バスマ王女が名誉総裁を務める。	Jabal Amman, Amman
The Jordan River Foundation	ラーニア王妃 (Queen Rania) が代表を務める NGO。女性の生計向上、コミュニティ・エンパワメント、児童虐待防止。	Mawloud Mukhles Amman 11 181
Jordanian Women's Union	女性の社会的地位向上。女性シェルター、法的アウェアネス向上、生計向上支援、アドボカシー。	Jabal Al Hussein – Qasem Al Rimawi Street, Amman /P.O. Box 961188, Amman11196

8 用語・指標解説

用語説明

用語	説明
エンパワメント	エンパワメントとは、人々が自分たちの生活に関してコントロールをもっていることである。目標の遂行及び価値観に基づいて生きることができ、独立していて、個人及び集団で選択をしたり決定することができること。
ジェンダー	生物学的な性別 (sex) ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダー主流化	ジェンダー主流化とは、全ての政策や施策、そしてその実施は、男性と女性に別々の影響をもたらすという理解に立った上で、政策、施策、その実施の全ての段階において、男性と女性の異なったニーズ、また男性と女性が異なった形で受ける影響を明らかにしていくプロセスを言う。そのように実施されれば、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段となる。
ジェンダー予算	国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、各政策の影響が公平にいきわたるよう、政策の変更や予算の再配分を行うこと。
ナショナル・マシナリー	女性の地位向上のための国内本部機構は政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は政府全体にわたってジェンダー平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。
リプロダクティブ・ヘルス(RH)	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。

指標説明

指標	説明
人間開発指標 (HDI)	平均余命、成人識字率、全教育レベルでの就学率、そして1人当たりの実質 GDP (購買力平価換算値) から算出される。人間の基本的能力の国の平均、つまり国民が長生きして健康的な生活を送っているか、教育を受け、知識をもっているか、まともな生活水準に達しているかを概観するための指標として活用されている。
ジェンダー・エンパワメント測定 (GEM)	女性の潜在能力ではなく機会に焦点を当て、国会議席における女性占有率、管理職と専門職・技術職における女性の割合、そして男女の推定勤労所得の4つの変数から算出される。
ジェンダー開発指標 (GDI)	HDIと同様の3つの指標(健康、教育、生活水準)に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整し、算出される指標。

指標	説明
ジェンダー不平等指標(GII)	GEM、GDIを発展継承させた、男女の格差を表す指標。RH、エンパワメント、雇用機会の3分野における男女の数値から算定される。
ジニ指数	所得格差の指標の1つであり社会を構成する人々の所得がどの人も等しいときにゼロ、ある1人の人に所得が集中する場合に1の値をとり、その値が低いほど所得格差が少ない。
労働参加率	労働参加率とは、生産年齢人口(通常15歳以上の人口から、高齢・疾病・犯罪などの理由で老人ホーム、病院、刑務所等の施設におり働けない人を除いた者)に占める労働力人口(生産年齢人口のうち、働く意志を表明している人)の割合。
失業率	「失業」ならびに「失業率」の定義、そして算定方法は、国によって異なっている。ILOの定義によれば、失業とは「特定の年齢以上の人が、特定の期間において、職に就く能力があり、職を探しているにもかかわらず、職に就いていない状態」を示す。
総就学率	年齢に関わりなく所定の教育段階に就学する学生あるいは生徒の数であり、同じ教育段階に相当する公定学齢の人口に対する割合として表される。
純就学率	所定の教育段階に関する理論上の年齢集団において、その教育段階に就学する生徒あるいは学生の総計であり、その年齢集団の総人口に対する割合として表される。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。
妊産婦死亡率	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万に対する死亡数で表す。MDG5の目標達成度を測る指標の一つ。
乳児死亡率	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。
5歳未満児死亡率	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。

9 参考文献

英語・アラビア語資料

- Ajaka, N (2014) *Why did Jordan ban Halloween? –What the Government’s fraught balancing act has to do with costume parties*, 31, Oct, 2014, The Atlantic (available at: <http://www.theatlantic.com/international/archive/2014/10/why-has-jordan-banned-halloween/382207/> (accessed 11/Dec/2015))
- Al-Araby Al-Jadeed (2014) *Fears for Future of Jordan’s Disabled* (available at <http://www.alaraby.co.uk/english/features/2014/12/5/fears-for-future-of-jordans-disabled> (accessed 19/Nov/2015))
- Al-Badyneh, D. M. (2012) *Violence against Women in Jordan*, On-line edition, Springer Science + Business Media
- Al-Nsour, M., and Arbaji, A. (2014) *Obesity and Related Factors among Jordanian Women of Reproductive Age, Based on Three DHS Surveys, 2002-2012*, DHS Working Papers, Demographic and Health Surveys, USAID
- Al-Oraibi, S. (2010) *People with Disabilities and Social Life in Jordan* (available at <http://www.disabled-world.com/editorials/disability-jordan.php> (accessed 19/Nov/2015))
- Anderson, H. M. (2014) *Working at a Women's Clinic in a Syrian Refugee Camp*, 24, Jan, 2014, The Atlantic (available at: <http://www.theatlantic.com/health/archive/2014/01/working-at-a-womens-clinic-in-a-syrian-refugee-camp/283236/> (accessed 27/Oct/2015))
- Asai, Y. (2014) *Comments for the National Employment Strategy, 2011-2020 from Disability Perspective* (unpublished document)
- Dos (Department of Statistics) and ICF International (2013a), *2012 Jordan Population and Family Health Survey*, Calverton, Maryland, USA
- Dos (Department of Statistics) and ICF International (2013b), *2012 Jordan Population and Family Health Survey: Key Findings*, Calverton, Maryland, USA
- Dos (Department of Statistics) and ICF International (2013c), *2012 Jordan Population and Family Health Survey: Fact Sheet*, Calverton, Maryland, USA
- Doss, C., Grown, C., and Deer, C. D. (2008) *Gender and Asset Ownership: A Guide to Collecting Individual-Level Data*, Policy Research Working Paper 4704, Gender and Development Group, Poverty Reduction and Economic Management Network, the World Bank
- ESCWA (Economic and Social Commission of Western Asia), League of Arab States (2014), *Disability in the Arab Region: An Overview*
- FAO (Food and Agriculture Organization) (nd) *Economic and Social Development Department: Policy Briefs* (available at: <http://www.fao.org/economic/es-policybriefs/multimedia0/female-land-ownership/en/> (accessed 23/Oct/2015))
- The Guardian (2015) *Lack of Funds: World Food Programme Drops Aid to One-third of Syrian Refugees*, 5, Sep, 2015 (available at <http://www.theguardian.com/world/2015/sep/05/lack-of-funds-world-food-programme-drops-aid-to-one-third-of-syrian-refugees> (accessed 19/Nov/2015))
- HCD (The Higher Council for Affairs of Persons with Disabilities) (2010) *The National Strategy for Persons with Disabilities: Action Plans Phase II (2010-2015)*, HCD, Amman, Jordan

- HCD (The Higher Council for Affairs of Persons with Disabilities) (2014) *Analytical Report: Field Testing: Functional Difficulties in Jordan 2014*, HCD, Amman, Jordan
- HPC (The Higher Population Council) (2013) *National Reproductive Health/Family Planning Strategy 2013-2017*, HPC, Amman, Jordan
- IAWG (Interagency Working Group on Reproductive Health in Humanitarian Crises) (2013) *Reproductive Health Services for Syrian Refugees in Zaatari Camp and Irbid City, Jordan: An Evaluation of the Minimum Initial Service Package*, March 17-22, 2013, IAWG
- ILO (International Labour Organization) (2015) *Women in Business and Management: Gaining Momentum (Global Report)*, Geneva, ILO
- The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013) *Building Ties: Towards Integrated Strategies & Policies for Empowering Palestinian Women*
- Jawad, R. (2015) *Social Protection and Social Policy Systems in the MENA Region: Emerging Trends*, UNDESA, NY, USA
- JNCW (The Jordanian National Commission for Women) (2015a) *The National Report of the Hashemite Kingdom of Jordan (Beijing +20): National Review of the Achieved Progress in Implementing Beijing Declaration and Platform of Action after 20 years*
- JNCW (The Jordanian National Commission for Women) (2015b) *National Strategy for Jordanian Women 2013-2017*[Revised in 2015] (in Arabic)
- JNCW (The Jordanian National Commission for Women) (2015c) *Jordan Position Paper on the Beijing +20 Review and Appraisal Process*, Amman, Jordan
- JNCW (The Jordanian National Commission for Women) (2015d) *Draft for the National Action Plan 2015-2016 for the United Nations Security Council Resolution No. 1325* (in Arabic)
- JNCW (The Jordanian National Commission for Women) (2015e) *JNCW Presentation General-06092015* (in Arabic)
- The Jordan Times (2015a) *Care Centres to Install Surveillance Cameras under New Regulations*, 03, June, 2015 (available at <http://www.jordantimes.com/news/local/care-centres-install-surveillance-cameras-under-new-regulations> (accessed 24/Nov/2015))
- The Jordan Times (2015b) *Abuse of People with Disabilities within Families Becoming "a Worrying Phenomenon"*- Official, 28, May, 2015 (available at <http://www.jordantimes.com/news/local/abuse-people-disabilities-within-families-becoming-worrying-phenomenon%E2%80%99-%E2%80%94-official> (accessed 19/Nov/2015))
- The Jordan Times (2015c) *Family of Woman with Disability Chains Her to Stairs for 15 Years*, 15, April 2015 (available at <http://www.jordantimes.com/news/local/family-woman-disability-chains-her-stairs-15-years> (accessed 24/Nov/2015))
- Jordanian Women's Union (2012) *Jordan Shadow NGO Report submitted to CEDAW Committee*
- Medecins Sans Frontieres (2015) *A Silent Crisis: Treating Non-Communicable Diseases in Jordan*, May 15, 2015, MSF USA, NY, USA
- Middle East Monitor (2011) *60% of Palestinian Refugees in Jordan Camps Live Below Poverty Line*
- Ministry of Education (2006) *National Education Strategy 2006-2016*, Ministry of Education, Amman, Jordan
- Ministry of Health (2013) *Ministry of Health Strategic Plan 2013-2017*, Amman, Jordan

- Ministry of Planning and International Cooperation (2011) *National Employment Strategy 2011-2020*, Ministry of Planning and International Cooperation, Amman, Jordan
- Ministry of Planning and International Cooperation (2015) *Jordan Response Plan for the Syria Crisis 2015*, Ministry of Planning and International Cooperation, Amman, Jordan
- Ministry of Social Development (2013) *Communication Strategy of Gender-Based Violence for the Years (2014-2017)*, Amman, Jordan
- The National Centre for Human Rights (nd) *Girls and Women with Disabilities*
- OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) (2014) *Jordan: Social Institutions and Gender Index* available at: <http://genderindex.org/country/jordan> (accessed 22 Oct 2015)
- Quota Project (2014) *Jordan (Hashemite Kingdom of Jordan)*, (available at <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?CountryCode=JO> (accessed 21/Oct/2015))
- REACH (2014) *Evaluating the Effect of the Syrian Refugee Crisis on Stability and Resilience in Jordanian Host Communities: Preliminary Impact Assessment*, REACH, ACTED
- REACH (2015) *Social Cohesion in Host Communities in Northern Jordan, Assessment Report*, REACH, ACTED
- SBGV Sub-Working Group (2015) *Workshop: Engaging Men and Boys in Sexual and Gender-Based Violence (SGBV) programming*, Amman, Jordan
- Shakboua, I. D. (2015) *Early Marriage at Syrian Refugees Camps in Jordan: Field Study in Zaatri Camp*, The Center for Women's Studies, The University of Jordan (unpublished thesis) (in Arabic)
- Tiltnes, A. A. and Zhang, H. (2014) *The Socio-Economic Conditions of Jordan's Palestinian Camp Refugees: Summary of Findings from two Surveys, 2011*, FATO, Oslo, Norway
- UN Department of Economic and Social Affairs (2015) *The World's Women 2015: Trends and Statistics*
- UNDP (2012) *Gender Equality and Women's Empowerment in Public Administration: Jordan Case Study*, Bureau for Development Policy, UNDP, NY
- UNDP (2013) *Jordan Poverty Reduction Strategy: Final Report*
- UNDP (2014) *2014 Human Development Report*
- UNHCR (2014) *Woman Alone: The Fight for Survival by Syria's Refugee Women*
- UNHCR (2015a) *Vulnerability Assessment Framework: Baseline Survey*, UNHCR Jordan, Amman, Jordan
- UNHCR (2015b) *Seven Factors behind Movement of Syrian Refugees to Europe*, Briefing Notes, 25 September 2015
- UNICEF (2014) *A Study on Early Marriage in Jordan 2014*, UNICEF Jordan Office, Amman, Jordan
- UNRWA (2015a) *UNRWA in Figures as of 1 jan 2015*, UNRWA Jerusalem
- UNRWA (2015b) *Department of Health Annual Report 2014*, UNRWA Headquarters, Amman, Jordan
- UNRWA (2013) *UNRWA School Dropout: an Agency Wide Study*, Education Department, UNRWA
- UNRWA (nd) *Building GBV Referral Systems* (2-page brochure) UNRWA Headquarters,

Amman, Jordan

UN Women (nd) *In Brief: UN Women's Programme: Za'atari Refugee Camp*

UN Women (2013) *Gender-Based Violence and Child Protection among Syrian Refugees in Jordan, with a Focus on Early Marriage: inter-Agency Assessment*

UN Women (2014a) *Spring Forward for Women Programme: Jordan* (available at <http://spring-forward.unwomen.org/en/countries/jordan> (accessed 23/Oct/2015))

UN Women (2014b) *Beyond the Camps: Impact of the Syrian Refugee Influx on Jordanian Host Communities: A Perception Study*

UN Women (2015a) *In Brief: Advancing Gender Equality within Peace and Security in Jordan*

UN Women (2015b) *Assessment of National Women Machineries*

USAID (2013) *Employment Equity Survey of Individuals with Disabilities and Private Sector Hiring Practices*, Jordan Civil Society Program, USAID

USAID (2015) *Population and Family Health Office: Health Project Portfolio*, Population and Family Health Office, USAID Jordan

Wada, N., Nakata, T. (2015) *Reaching Out to Field Reality: Meta-Facilitation for Community Development Workers*, Mura-no-Mirai

WHO (World Health Organization) (2009) *Noncommunicable Diseases, Poverty and the Development Agenda*, Discussion Paper, ECOSOC/UNESCWA/WHO Western Asia Ministerial Meeting

WHO (World Health Organization) (2011) *World Report on Disability 2011*

WHO (World Health Organization) (2013) *Country Cooperation Strategy at a Glance: Jordan*

WHO (World Health Organization) (2014) *Noncommunicable Diseases (NCD) Country Profiles 2014: Jordan*

WHO (World Health Organization) (2015) *Jordan: WHO Statistical Profile*

Women's Refugee Commission (2009) *Peril or Protection: The Link between Livelihoods and Gender-based Violence in Displacement Settings*, Women's Refugee Commission, NY, USA

Women's Refugee Commission (2011) *Preventing Gender-based Violence, Building Livelihoods: Guidance and Tools for Improved Programming*, Women's Refugee Commission, NY, USA

World Bank (2013) *Hashemite Kingdom of Jordan. Jordan Country Gender Assessment: Economic Participation, Agency and Access to Justice in Jordan*. © World Bank.

<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/16706> License: Creative Commons Attribution license (CC BY 3.0 IGO)

World Bank (2014) *Social Insurance Reform in Jordan – awareness and Perceptions of Employment Opportunities for Women*, Social Protection and Labor Discussion Paper No. 1402, World Bank.

World Economic Forum (2014) *Insight Report: The Global Gender Gap Report 2014*, World Economic Forum, Geneva, Switzerland

Zahran, M. (2012) *Jordan is Palestinian*, pp. 3-12, Middle East Quarterly

日本語資料

JICA (2011) ヨルダン・ハシミテ王国 南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト終了時評価調査報告書 国際協力機構

JICA (2014) 技術協力プロジェクト事業進捗報告書：第1回技術協力プロジェクト（パレスチナ難民生計向上のための能力強化プロジェクトフェーズ II）実施運営総括表（対象期間：2013年10月～2014年6月）JICA ヨルダン事務所（未公開資料）

JICA (2015a) ヨルダン・ハシェミット王国 JICA 国別分析ペーパー 国際協力機構

JICA (2015b) ヨルダン「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」詳細計画策定調査現地調査報告 国際協力機構（未公開資料）

JICA (2015c) 案件概要表：障害問題アドバイザー、国際協力機構

JICA (2015d) 案件概要表：パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ2）、国際協力機構

JICA (2015e) 技術協力プロジェクト事業進捗報告書：第2回技術協力プロジェクト（パレスチナ難民生計向上のための能力強化プロジェクトフェーズ II）実施運営総括表（対象期間：2014年7月～2014年12月）JICA ヨルダン事務所（未公開資料）

JICA (2015f) 活動進捗報告書 シリア難民障害者グループ支援四半期報告書（2015年4月～2015年6月）JICA ヨルダン事務所（未公開資料）

飯塚正人（2002）イスラーム主義勢力と中東和平—『ハマース憲章』再考、日本国際研究所（編） イスラエル内政に関する多角的研究 日本国際問題研究所、pp. 111-127